南国市地域防災計画

一般対策編

平成 25 年 2 月

南国市防災会議

目　　次

第１部　総則 **1**

第１章　計画の趣旨 3

第１節　計画の目的 3

第２節　計画の構成 3

第３節　重点を置くべき事項 3

第４節　計画の効果的な推進 4

第５節　計画の修正 4

第２章　南国市の特性 5

第１節　自然的条件 5

第２節　社会的条件 6

第３節　気象及び災害の特徴 6

第４節　被害想定 6

第３章　南国市防災会議 7

第４章　防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 8

第１節　防災関係機関の責務 8

第２節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 8

第５章　住民等の責務 17

第２部　災害予防対策 **19**

第１章　災害に強いまちづくり 21

第１節　防災まちづくり（建設課・都市整備課） 21

第２節　建築物等災害予防対策（都市整備課） 21

第４節　地籍調査事業（地籍調査課） 22

第５節　ライフライン等の対策（上下水道局） 23

第６節　土砂災害予防対策（建設課） 24

第７節　河川災害予防計画（建設課） 26

第８節　農林災害予防計画（建設課） 27

第９節　風害予防計画（危機管理課･農林水産課･都市整備課） 28

第 10 節　高潮対策（建設課） 28

第 11 節　火災予防対策　（消防本部）..... 28
第 12 節　危険物等災害予防対策　（消防本部）..... 28
第 13 節　災害応急対策等への備え..... 28
第 14 節　市の取組 29

第２章　住民の防災活動の促進..... 32
第１節　防災思想の普及、徹底..... 32
第２節　防災知識の普及、訓練（危機管理課･教育委員会･消防本部）..... 32
第３節　防災活動の環境整備（危機管理課･福祉事務所･商工観光課･消防本部）. 35
第４節　災害教訓の伝承（教育委員会）..... 36

第３章　防災に関する調査研究..... 38

第４章　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧･復興への備え..... 39
第１節　災害発生直前対策 39
第２節　情報の収集・連絡及び応急体制の整備（全課）..... 52
第３節　複合災害対策 55
第４節　災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動（建設課･上下水道局･消防本部）... 56
第５節　救助・救急及び医療（消防本部･保健福祉センター･長寿支援課）..... 56
第６節　緊急輸送活動（危機管理課･商工観光課･建設課･都市整備課）..... 57
第７節　物資の調達、供給活動（総務課･議会事務局･市民課･福祉事務所･上下水道局）58
第８節　消毒・保健衛生体制の整備（保健福祉センター･環境課･長寿支援課）.. 61
第９節　災害復旧・復興への備え（市民課･企画課･建設課･都市整備課）..... 61

第３部　災害応急対策..... **63**

第１章　災害発生直前の対策..... 65
第１節　災害対策本部の設置及び解散..... 65
第２節　風水害に対する警報等の伝達（災害対策本部･危機管理課･消防本部）.. 75
第３節　住民等の避難誘導（災害対策本部）..... 78

第２章　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立..... 85
第１節　災害情報の収集・連絡（災害対策本部）..... 85
第２節　通信手段の確保（総務課･危機管理課･消防本部）..... 89
第３節　活動体制の確立（総務課･危機管理課）..... 89
第４節　広域的な応援体制（総務課･危機管理課･消防本部）..... 90

第3章　災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動..... 98

第１節　災害の拡大防止と二次災害の防止活動（建設課･都市整備課）..... 98
第２節　施設・設備等の応急復旧活動（建設課･都市整備課･上下水道局）..... 98
第３節　複合災害発生時の体制..... 99

第４章　救助・救急及び医療活動..... 100
第１節　救助・救急活動（災害対策本部･消防本部）..... 100
第２節　医療活動（保健福祉センター･長寿支援課）..... 100
第３節　惨事ストレス対策（保健福祉センター･消防本部）..... 100

第５章　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動..... 101
第１節　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針..... 101
第２節　交通の確保（警察署･道路管理者･関係機関）..... 102
第３節　緊急輸送（総務課）..... 103

第６章　避難収容及び情報提供活動..... 104
第１節　避難誘導（災害対策本部）..... 104
第２節　避難所の開設・避難者の受入れ（福祉事務所･施設管理者）..... 105
第３節　避難所の運営管理（福祉事務所･施設管理者）..... 106
第４節　応急仮設住宅等（都市整備課）..... 110
第５節　広域一時滞在（総務課･福祉事務所）..... 110
第６節　災害時要援護者への配慮（長寿支援課･福祉事務所･保健福祉センター）111
第７節　被災者等への的確な情報伝達活動（企画課）..... 114
第８節　文教施設対策（教育委員会）..... 116
第９節　文化財対策（教育委員会）..... 120

第７章　物資の調達、供給活動の留意点..... 121

第８章　保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動..... 122
第１節　保健衛生（環境課･長寿支援課･保健福祉センター）..... 122
第２節　防疫活動（環境課･長寿支援課･保健福祉センター）..... 122
第３節　遺体の処理等（福祉事務所･市民課）..... 123

第９章　社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動..... 126
第１節　社会秩序の維持 126
第２節　物価の安定、物資の安定供給..... 126

第 10 章　自発的支援の受入れ 127
第１節　ボランティアの受入れ（福祉事務所）..... 127

第２節　義援物資、義援金の受入れ（福祉事務所･会計課）..... 128
第４部　災害復旧・復興.....131
第１章　復旧・復興の基本方向の決定..... 133
第２章　迅速な原状復旧の進め方..... 134
第３章　計画的復興の進め方..... 135
第４章　被災者等の生活再建等の支援..... 137
第５章　被災中小企業の復興その他経済復興の支援..... 141
第６章　激甚災害の指定..... 142
第５部　特殊災害対策.....149
第１章　重大事故発生時の防災関係機関の措置..... 151
第２章　大規模な火事災害対策..... 154
第１節　予防対策 154
第２節　応急対策 156
第３章　林野火災対策..... 158
第４章　道路災害対策..... 161
第５章　鉄道災害対策..... 163
第６章　航空機事故対策..... 165
第１節　航空災害予防対策 165
第２節　航空災害応急対策 165
第７章　海上における流出油災害対策..... 168
第７章　海上における流出油災害対策..... 169
第８章　危険物等災害対策..... 172
第９章　不発弾等処理対策..... 175
第 10 章　原子力事故災害対策 180
第１節　予防対策 180
第２節　応急対策 182
第３節　復旧対策 185
第 11 章　その他の災害対策 187

第１部　総則

第１章　計画の趣旨

計画の目的や効果的な推進及び重点を置くべき事項等について定める。

第１節　計画の目的

「災害対策基本法」（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づくこの計画は、平成７年１月に発生した阪神・淡路大震災や平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災などの近年の大規模災害の経験を礎に、近年の社会構造の変化等を踏まえ、本市に係る各種の災害に関し、市の処理すべき事務並びに業務を中心として、防災関係機関、住民、事業者それぞれの役割を明確にして市域における防災上必要な施策を定め、災害の拡大防止と被害の軽減を図り、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

第２節　計画の構成

南国市地域防災計画は「一般対策編」、「地震・津波対策編」及び各「資料編」とし、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 32 条の規定に基づく「南国市水防計画」とも十分な調整を図る。

本計画においては、地震災害、津波災害、風水害（自然災害）及び航空災害、道路災害、鉄道災害、大規模な火事災害、林野火災、危険物等災害、海上災害、原子力災害など大規模な事故による被害（事故災害）並びに不発弾等処理とし、それぞれに対する予防、応急、復旧・復興の各段階においてとるべき対策を記述する。

一般対策編：総則、風水害対策、大規模な事故による被害（事故災害）対策、不発弾等処理対策
一般対策資料編：上記を補完する資料
地震津波対策編：総則、地震災害対策、津波災害対策
地震･津波対策資料編：上記を補完する資料

第３節　重点を置くべき事項

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、市域並びに、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策と位置付けられるが、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、防災関係機関、事業者、住民が一体となった予防対策の推進に努める。

第４節　計画の効果的な推進

１　この防災計画の策定に当たっては、本市の地域の自然的、社会的条件等を踏まえて、防災基本計画及び高知県地域防災計画に記述する各事項を検討の上､必要な事項を記載し､また、本市の特性上、必要な事項を、適宜付加する。

２　この防災計画を効率的に推進するため関係部署、関係機関との連携を図り、次の３点を実行する。

- 必要に応じた計画に基づくマニュアル（実践的応急活動要領を意味する。以下同じ）の策定と、訓練等を通じた職員への周知徹底
- 計画、マニュアルの定期的な点検
- 他の計画（開発計画、投資計画等）における防災の観点からのチェック

第５節　計画の修正

災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、南国市防災会議は毎年、本計画に検討を加え、必要があると認められるときは、修正を加える。

［注記］本計画における用語について

住民	市の地域に住所を有する者、他市町村から市の地域に通学・通勤する者及び災害時に市の地域に滞在する者等
災害時要援護者	高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦など、防災知識の習得、災害発生時の危険の察知や迅速な行動が困難なため、身を守るために援護が必要な者等
防災関係機関	国、県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関
関係機関	防災関係機関以外でその分野における防災に関する機関
県	県の部局、県警察及び出先機関、教育委員会等
市	市の部課、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防本部、消防署、消防団を含む。）
自衛隊	陸上、海上及び航空自衛隊
ライフライン	電力、ガス、上下水道及び通信の事業

［資料編　南国市防災会議条例］

第２章　南国市の特性

第１節　自然的条件

１　位　置

本市は、高知県の中東部に位置し、西は高知市、東は香南市及び、香美市、北は長岡郡本山町及び土佐郡土佐町、南は土佐湾とそれぞれ接している。北緯 33 度 34 分、東経 133 度 38 分に位置し、東西約 12 ㎞、南北約 23 ㎞で、面積は 125.35k ㎡を有する。

２　地　形

本市の北部は、四国山地の南端にあり、中部南部は高知平野、そして沿岸部となっている。中部南部域は、高知平野の東部を占める香長平野と称される地域で、香南市との境を流れる物部川や国分川、野中兼山の新田開発によって作られた舟入川が市の中央部を東から西に流れ、高知市で浦戸湾に注いでいる。

これらの河川により形成された本県最大の扇状地で、北は古期扇状地が長岡台地を形成し、その南側に沖積層の新期扇状地が形成され、この新期扇状地を、香美市土佐山田町神母木、その南の岩積あたりを自然のはけ口とした幾つかの自然流が放射状に派流して、そこに「自然堤防」「後背湿地」が形成されているのが特徴である。また、沿岸部は、東西に砂礫洲、砂礫丘が形成され、南北に幅 500m、高さ 11mもの規模となっている。

３　地　質

四国の地質は、日本列島のなかでは新生代の火山噴出堆積物が比較的少なく、列島の骨格を形成する複雑な基盤岩類が地表に広く露出・分布する地域であり、中央構造線を境にその北側(内帯)と南側(外帯)とで大きく異なっている。

中央構造線北側に当たる内帯では、白亜紀～第三紀に広範に貫入した火成岩類（主に領家花崗岩類、一部広島花崗岩類）が瀬戸内海沿いに分布しているほか、中央構造線に沿って、堆積当時の左横ずれ運動で生じた盆地を埋積して白亜紀末の堆積岩類(和泉層群)が分布する。

中央構造線南側に当たる外帯では、深海底や海溝で堆積し南海トラフに平行して二畳紀～ジュラ紀以降にプレート運動により付加された付加体(秩父帯、四万十帯)、後期ジュラ紀～前期白亜紀の付加体を原岩とし地下数十キロで高圧変成作用を受けた岩石や千数百度の高温を経験した高圧型変成岩類(三波川変成帯)などが、東西方向に向け帯状に分布している。

四国地方は、北から中央構造線、御荷鉾構造線、仏像構造線の３本の構造線により区分される特徴があり、仏像構造線の南側には、土佐湾を経て、安芸・中筋構造線が分布している。

本市の地質は、このうち仏像構造線沿線に位置し、南部は四万十帯に、北部は秩父帯に属しており、北から南へかけ古い地層から次第に新しい地層へと帯状に並び、市全域が瓦を伏せたようになっているのが特徴である。

［資料編　南国市及び周辺の土地分類図］
［資料編　地質概要図］
［資料編　南国市及び周辺の表層地質図］

第２節　社会的条件

１　人口・世帯数

平成 22 年国勢調査によると、人口 49,472 人、世帯数 19,377 世帯であり、人口は平成 17 年と比べ 2.5%減少、世帯数は 1.6%増加している。昼間人口は 52,216 人である。

住民基本台帳によると平成 22 年の総人口に占める０～14 歳の割合は 13.4%、15～64 歳の割合は 61.1%、65 歳以上の人口は 25.5%である。

２　交　通

本市は、高知県の中央部、県都高知市に隣接し、高知県下第２位の人口規模を有している。

鉄道は土讃線・土佐電鉄・土佐くろしお鉄道が走り、市内にはＪＲ土讃線の後免駅、土佐長岡駅がある。また、高知龍馬空港、高知自動車道南国インターチェンジがあり、県内の交通の要衝であり、岡山、大阪、東京等を繋ぐ広域交通結節拠点としての位置付けを担っている。

第３節　気象及び災害の特徴

四国は地理的にみて南九州と並んで台風が接近・通過しやすい位置にある。中でも高知県は南に開いた形状をしており、北側には標高 1,000～1,500m を示す四国山地を控えており、南からの多湿な空気が吹き付けた場合、その山地斜面を駆け上がるような気流が発生し、発達した積乱雲等の発生しやすい地形となっている。したがって、高知県は全国的にみても多雨地域に属しており、年平均の降水量は 2,600㎜ を超えている。

近年では、平成 10 年 9 月かつてないような記録的な集中豪雨に見舞われた。この豪雨は秋雨前線の停滞によるもので前線に向かって南から湿った風が吹き続け、9 月 23～25 日にかけて高知市、南国市、香美市を結ぶ帯状の地域に雨が集中した。高知市では最大 24 時間降水量（24 日 7 時から 25 日 6 時）は 861㎜、最大 1 時間降水量が 129.5㎜ に達し、気象台始まって以来の降水量を記録した。南国市（後免）では 862㎜、香美市（繁藤）では 979㎜ に達した。国分川、舟入川では堤防からの溢水・越流、内水はん濫による多大な浸水被害が生じた。また、物部川が警戒水位を上回った。高知市及び周辺市町を加えた被害の概要は死者 8 名、負傷者 13 名、家屋の全壊 24 戸、半壊 20 戸、床上浸水 13,442 戸、床下浸水 10,235 戸、公共施設被害 29 戸に上った。

［資料編　過去の風水害］

第４節　被害想定

（参　照）　「南国市物部川・国分川洪水ハザードマップ」

第３章　南国市防災会議

１　設置及び所掌事務

市は、災害対策基本法第 16 条の規定に基づき、南国市防災会議を設置し、その所掌事務を定める。

所掌事務は次のとおりである。

(1)　南国市地域防災計画を策定し、その実施を推進すること。

(2)　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3)　水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 32 条に規定する水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。

(4)　前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

２　組織及び運営

南国市防災会議の組織及び運営に関しては、災害対策基本法第 16 条及び南国市防災会議条例の定めるところによる。

第４章　防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第１節　防災関係機関の責務

防災関係機関は、市域における防災業務の実施に関して次の責務を負う。

１　市

市域並びに、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市域に係る防災に関する計画を策定し、法令に基づきこれを実施する。

実施に当たり、市は消防機関等の組織の整備、市域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の自助、共助の精神に基づく自発的な防災組織（自主防災組織）の充実を図り、市の有するすべての機能を十分に発揮するように努める。

消防機関、その他市の機関は、市の責務が十分果たされるよう相互に協力する。

２　県

県は、法令及び高知県地域防災計画の定めるところにより防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県、市の地域防災計画の策定及び実施が円滑に行われるように、その所掌事務について、県又は市に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

４　指定公共機関・指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に照らし、自ら防災活動を実施するとともに、市の防災計画の策定及び実施が円滑に行われるようにその業務について市に対し協力しなければならない。その業務の公共性又は公益性に照らして、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

５　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

市域における公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

第２節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

地域住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災の第一次的責任者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市域内の公共的団体並びに

住民の協力を得て、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等防災活動を実施するものとし、具体的に処理すべき事務又は業務は次のとおりとする。

1　市

(1)　地域防災計画の策定

(2)　防災に関する組織の整備

(3)　防災知識の普及、防災教育及び防災訓練の実施

(4)　自主防災組織の育成指導、その他住民の災害対策の促進

(5)　防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検

(6)　防災のための施設、設備の整備及び点検

(7)　災害に関する情報の収集、伝達及び広報

(8)　避難の勧告又は指示及び避難場所の開設・運営

(9)　消防、水防その他応急措置

(10) 被災者に対する救助及び救護等の措置

(11) 緊急輸送の確保

(12) 食料、医薬品、その他物資の確保

(13) 災害時の保健衛生及び応急教育

(14) その他の災害発生の防ぎょ又は拡大防止のための措置

(15) 災害復旧・復興の実施

2　指定地方行政機関

(1)　四国管区警察局

ア　管区内各県警察の災害警察活動及び相互援助の指導調整

イ　他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携

ウ　管区内各県警察及び管区内防災関係機関等からの災害情報の収集及び連絡

エ　警察通信の確保及び統制

オ　管区内各警察への気象予警報等の伝達

(2)　四国財務局高知財務事務所

ア　公共土木施設災害復旧事業費査定立会

イ　農林水産業施設に関する災害復旧事業費査定立会

ウ　災害時における金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内で、次の事項の実施を要請

・災害関係の融資

・預貯金の払戻し及び中途契約

・手形交換、休日営業等の配慮

・保険金の支払の迅速化及び保険料の払込猶予

・その他非常金融措置

エ　地方公共団体の災害復旧事業債の貸付け

オ　地方公共団体に対する短期資金の貸付け

カ　災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付け

(3)　四国厚生支局

独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整

(4)　中四国農政局

ア　海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防災

イ　農地保全施設又は農業水利施設の維持管理

ウ　農作物に対する被害防止のための営農技術指導

エ　農地、農業用施設、海岸保全施設及び農畜産物の被害状況の取りまとめ、営農資材及び生鮮食料品等の供給、病害虫の防除、家畜の衛生管理等の災害応急対策

オ　農地、農業用施設、海岸保全施設及び農業共同施設についての災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び再度災害防止のための災害復旧事業と併せて実施する災害関連事業

カ　被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、農林漁業金融公庫資金等の融資

(5)　四国森林管理局

ア　国有林野の治山、治水事業の実施並びに民有林直轄治山事業の実施

イ　国有保安林の整備保全

ウ　災害応急対策用木材（国有林）の需要調整

(6)　四国経済産業局

ア　被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保

イ　災害時における防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保

ウ　災害時における電気、ガス、石油製品事業に係る応急対策等

(7)　中四国産業保安監督部四国支部

ア　災害時における電気、ガス事業に係る応急対策等

イ　危険物等の保安の確保

ウ　鉱山における災害の防止

エ　鉱山における災害時の応急対策

(8)　四国運輸局高知運輸支局

ア　災害時における自動車による輸送のあっせん

イ　災害時における旅客及び物資の輸送を確保するため、船舶等の調達あっせん

(9)　大阪航空局高知空港事務所

ア　災害時における人員、応急物資空輸に対する利便確保

イ　航空保安施設等の防災対策としての管理体制の強化

(10) 高知海上保安部

ア　海上災害に関する警報等の伝達、警戒

イ　海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査

ウ　海上における人命救助

エ　避難者、救援物資等の緊急輸送

オ　係留海岸付近、航路及びその周辺海域の水深調査

カ　海上における流出油事故に関する防除措置

キ　船舶交通の制限・禁止及び整理・指導

ク　危険物積載船舶に対する移動の命令、航行の制限・禁止及び荷役の中止

ケ　海上治安の維持

コ　海上における特異事象の調査

(11) 高知地方気象台

ア　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象に関する予報及び警報の発表並びに関係機関への伝達

イ　気象、地象、水象の観測及びその成果の収集並びに発表

ウ　災害発生が予想される場合あるいは災害発生時における気象状況推移及び予想の解説

エ　防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及・啓発

(12) 四国総合通信局

ア　各種非常通信訓練の実施及びその指導

イ　高知地区非常通信協議会の育成指導

ウ　災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用管理

エ　災害時における電気通信、放送施設等の被害及び措置状況の収集

オ　災害時における通信機器の供給の確保

(13) 高知労働局

ア　事業場施設及び労働者の被災状況の把握

イ　二次災害発生のおそれのある事業場に対する災害防止の指導

ウ　災害応急、復旧工事等に従事する、労働者の安全衛生の確保及び健康管理についての指導

エ　被災事業場の作業再開時の安全衛生施設等に関する危険防止上必要な指導

オ　労働条件の確保に向けた総合相談

カ　事業場の閉鎖時による賃金未払労働者に対する未払賃金立替払

キ　被災労働者に対する労災保険給付

ク　労働保険料の納付に関する特例措置

ケ　雇用保険の失業認定に関すること

コ　被災事業所離職者に対する求職者給付に関すること

(14) 四国地方整備局

ア　直轄河川、海岸、砂防、ダム、道路等の施設の保全及びその災害復旧

イ　水防警報指定河川について、水防警報の発表、伝達

ウ　洪水予報指定河川について、洪水予報の発表、伝達

エ　直轄河川の水質事故対策、通報等

オ　直轄ダムの放流等通知

カ　港湾・海岸・空港の建設、改良による災害防止

キ　港湾・海岸・空港の災害応急対策

ク　港湾・海岸・空港の災害復旧事業及び流出油の防除

ケ　災害関連情報の伝達・提供

コ　災害ポテンシャル情報等に関する普及・啓発活動

サ　公共土木施設の応急対策・復旧、地域の復興等に関する応援・支援

(15) 中国四国防衛局

ア　災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整

イ　災害時における米軍部隊との連絡調整

3　自衛隊

(1)　災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集

(2)　市が実施する防災訓練への協力

(3)　災害派遣の実施（被害状況の把握、避難の援助、避難者等の捜索・救助、水防活動、消防活動、道路の啓開、応急医療、救護及び防疫、通信支援、人員物資の輸送、炊飯、給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去）

(4)　防衛省の管理に属する物品の災害救助のための無償貸与及び譲与

4　指定公共機関

(1)　日本放送協会

ア　住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底

イ　災害時における広報活動及び被害状況等の速報

ウ　生活情報、安否情報の提供

エ　社会福祉事業団等による義援金品の募集協力

(2)　西日本電信電話会社

ア　電気通信設備の保全及びその災害復旧

イ　災害非常通話の調整及び気象警報等の伝達

(3)　(株)ＮＴＴドコモ四国

ア　電気通信設備の保全及びその災害復旧

イ　災害非常通話の確保

(4)　(株)日本郵便

ア　被災者に対する郵便はがき等の無償交付

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地あて救助用郵便物の料金免除

エ　被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分

オ　被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除

カ　為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い

キ　逓信病院の医療救護活動

ク　簡易保険福祉事業団に対する災害援護活動の要請

ケ　被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資

(5)　日本銀行

ア　現金の確保及び決済機能の維持

イ　金融機関の業務運営の確保

ウ　非常金融措置の実施

(6)　日本赤十字社

ア　災害時における医療救護

イ　死体の処理及び助産

ウ　血液製剤の確保及び供給の為の措置

エ　被災地応援救護班の編成、派遣の措置

オ　被災者に対する救援物資の配布

カ　義援金の募集受付

キ　防災ボランティアの登録及び育成

ク　防災ボランティアの活動調整

ケ　各種ボランティアの調整、派遣

(7)　西日本高速道路株式会社

管理する道路等の保全及び災害復旧

(8)　四国旅客鉄道株式会社

ア　鉄道施設等の保全

イ　救助物資及び避難者の輸送の協力

(9)　四国電力株式会社

ア　電力施設の保全､保安

イ　電力の供給

(10) ＫＤＤＩ(株)高松テクニカルセンター

ア　電気通信設備の保全及びその災害復旧

イ　災害時における通信の疎通確保

５　指定地方公共機関

(1)　(社)高知県エルピーガス協会

ア　ガス施設の保全、保安

イ　ガスの供給

ウ　避難所への支援

(2)　放送事業者

(株)高知放送、(株)テレビ高知、高知さんさんテレビ(株)、(株)エフエム高知

ア　気象予警報等の放送

イ　災害時における広報活動

ウ　住民に対する災害応急対策等の周知徹底

エ　住民に対する防災知識の普及

オ　生活情報、安否情報の提供

(3)　土佐くろしお鉄道株式会社

ア　鉄道施設等の保全

イ　救助物資及び避難者の輸送の協力

(4)　土佐電気鉄道株式会社、(社)高知県バス協会

災害時における軌道又は旅客自動車による救助物資並びに避難者等の輸送の協力

(5)　(社)高知県トラック協会

災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力

(6)　(社)高知県医師会

ア　災害時における救急医療活動

イ　大規模災害時には、「高知県災害時医療救護計画」に基づき各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力の上、救急医療活動を行う。

(7)　(社)高知県建設業協会

災害時における公共土木施設及び公共施設等への応急対策業務への協力に関すること

(8)　(財)高知県消防協会

ア　防災･防火思想の普及に関すること

イ　消防団員等の教養・訓練及び育成に関すること

ウ　災害時要援護者等の避難支援への協力に関すること

(9)　(公社)高知県看護協会

ア　災害看護に関すること

イ　災害時要援護者等の健康対策に関すること

(10)　(社福)高知県社会福祉協議会

ア　災害時要援護者対策等の地域の防災対策への協力に関すること

イ　災害時の福祉施設の人材あっせんに関すること

ウ　災害ボランティアに関すること

エ　生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付に関すること

(11)　(株)高知新聞社

ア　県民に対する防災知識の普及に関すること

イ　災害時における広報活動

ウ　生活情報、安否情報の提供

6　地方自治体

(1)　高知県

ア　地域防災計画の策定

イ　防災に関する組織の整備

ウ　防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施

エ　自主防災組織の育成指導、その他県民の災害対策の促進

オ　防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検

カ　防災のための施設、設備の整備及び点検

キ　災害に関する情報の収集、伝達及び広報

ク　避難の指示及び避難場所の開設の指示

ケ　水防その他応急措置

コ　被災者に対する救助及び救護等の措置

サ　緊急輸送の確保

シ　食料､医療品､その他物資の確保

ス　災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保

セ　防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整

ソ　その他災害発生の防ぎょ又は拡大防止のための措置

タ　災害復旧・復興の実施

7　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

(1)　産業経済団体

農業協同組合、森林組合、土地改良区、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等は被害調査を行い、対策指導並びに必要資機材及び融資のあっせんについて協力する。

(2)　病院等医療施設の管理者

ア　避難経路の確保、避難場所の整備、避難訓練の実施により災害時における収容者の保護を図る。

イ　災害時における病人等の収容及び保護に努める。

ウ　災害時における負傷者の治療及び助産に努める。

(3)　社会福祉施設の管理者

避難経路の確保、避難場所の整備、避難訓練の実施により災害時における収容者の保護を図る。災害時要援護者の受入先となる福祉避難所としての協定締結等に協力する。

(4)　危険物施設等の管理者

安全管理の徹底、防護施設の整備等を図る。

第５章　住民等の責務

１　住　民

住民は、法令又は地域防災計画の定めるところにより誠実にその責務を果たすことに努め、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努める。

また、地震防災に関する知識の習得に努め、必要な備えを行うとともに、自分たちの身は自分たちで守る自助の取組を行動に移すことができるよう、地域で相互に啓発し合い、南海地震が発生したときは、自らの判断により危険の回避等の行動をとり、地域においては共に助け合い、支え合って避難、救助活動、避難生活等を行うことに努める。

２　事業所

事業所は、災害時に果たす役割を十分認識し、災害時に重要業務を継続するための業務継続計画（ＢＣＰ）の策定・運用、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。

災害時に果たす役割

(1)　従業員や利用者等の安全確保

(2)　事業の継続

(3)　地域への貢献・地域との共生

(4)　二次災害の防止

第２部　災害予防対策

第１章　災害に強いまちづくり

第１節　防災まちづくり（建設課・都市整備課）

１　市は、南国市総合計画、都市計画マスタープラン等の関連計画に基づき、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、危険な密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図る。また、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の策定・実施等により、その適切な維持管理に努める。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

２　洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について、防災関係機関とともに検討を行い、必要な措置を講ずる。

３　避難場所、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、防災拠点施設等の浸水防止機能確保に努める。

４　河川等における災害時の緊急対応を効率的に行えるようにするため、必要に応じて水防拠点等の施設の整備に努める。

第２節　建築物等災害予防対策（都市整備課）

１　市及び施設管理者は、駅等不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、災害時要援護者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえ、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

２　市は、住宅を始めとする建築物の安全性の確保を促進するため、法令等の厳守指導に努める。

３　強風による落下物の防止対策を図る。

４　風水害の際に自力での避難が極めて困難な災害時要援護者のために、関連する施設について２階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮する。

第３節　災害に強い土地利用の推進（都市整備課）

都市区域における災害防止を図るため、南国市総合計画、都市計画マスタープラン等の関連計画に基づき、適正な土地利用を進め、災害に備えた安全なまちづくりを推進する。

１　都市計画に基づく防災対策

(1)　市街地の面的整備の推進

本市の既成市街地には、災害時に住民が歩いて避難場所に到達できる道路や、消防活動困難区域の解消に資する防災道路を整備する。また、公園整備と併せた周辺の建築物の不燃化を推進する。

(2)　新規開発に伴う指導

ア　優良宅地の推進

都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成に関する許可等により優良宅地化を推進し、災害の防止に努める。

イ　防災公園の整備の推進

地震災害時に復旧･復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地等となる防災拠点、周辺地区からの避難者等を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する避難場所等として機能する地域防災計画等に位置付けられる都市公園等について緊急に整備を図る。

ウ　既成市街地における土地区画整理事業の推進

・道路、公園の整備を推進し、避難・延焼遮断空間の確保を図る。

・倒壊・消失の危険性が高い老朽建築物の更新を促進し、建築物の安全性向上を図る。

・地権者の自主的な共同建て替えのため敷地条件整備を行い、建築物の不燃化の促進等、地域の防災力の向上に努める。

第４節　地籍調査事業（地籍調査課）

１　災害復旧対策の円滑な実施

地震や津波、土砂崩れなどの災害が発生した場合、現在の公図ではほとんどの土地が緯度・経度と関連付けられていないため、元の位置や区画を再現することが困難となることが予想され、これらの土地の境界の確認に時間を要し、復旧対策に支障を及ぼすことが懸念される。

こうした事態を避けるため、地籍調査を実施しておけば、各筆毎の土地の境界が緯度・経度に関連付けて測量されているため、元の位置を容易に確認することができるので、復旧対策を円滑に進めるために、地積調査事業を進める。

２　公共事業の円滑な実施

公共事業を実施する場合には、「法務局の公図に表示された土地の位置及び区画」と「現況の位置及び区画」などに関しての調査や測量が必要となる。

市は、地籍調査の推進により、災害復旧・復興時における土地の測量調査等に費やす時間と経費の削減により、迅速な復旧復興にかかわる公共事業の円滑な推進に努める。

第５節　ライフライン等の対策（上下水道局）

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから市、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、浸水防止対策等、風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

１　上水道

(1)　体制の整備

ア　各関係業者と災害時における協力協定を締結し、被災した取水、送水、配水等の各水道施設を速やかに復旧し、飲料水を確保する体制を整備する。

イ　応急給水に必要な給水タンク、応急給水栓等、資機材の確保に努め、各関係業者と災害時における協力協定を締結し、円滑な応急給水活動体制を整備する。

(2)　設備、施設の整備

南国市水道事業基本計画に基づき実施に努める。

ア　管路の更新・耐震化

イ　水源地・配水池構造物の更新・耐震化

ウ　給水拠点の確保

エ　局庁舎の更新

オ　局備蓄倉庫建設

カ　久礼田水源地改修

［資料編　上下水道局　水道施設］

２　下水道

(1)　公共下水道計画に基づき整備を促進するとともに、公共下水道計画処理区域の拡大を図る。

(2)　関係業者と災害時における協力協定を締結し、応急対策、復旧計画への体制整備に努める。

(3)　管路の更新、耐震化を順次実施する。

(4)　下水処理施設においては、平常時の維持管理体制を踏まえた危機管理指針を策定し、迅速・円滑に応急対策への対応を図る。

3　電力施設

(1)　水力発電設備、送電設備、変電設備、配電設備等については、平時から災害を考慮した対策を講ずる。

(2)　被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。

(3)　災害復旧用資機材（移動用変圧器、発電機車等）を確保するとともに、緊急時の輸送体制を整備する。また、資材置場の設置場所の移転等についても、関係機関との協議を進める。

(4)　避難施設、公共機関、病院等への優先復旧について計画を策定する。

(5)　施設、設備等の管理図書の分散、整備を図る。

4　電気通信施設

(1)　電気通信設備等については、平時より災害を考慮した対策を講ずる。

(2)　災害時非常通話を確保し、システムの整備に努める。

(3)　災害時に必要な応急復旧資機材を備蓄、整備し、輸送体制を確保する。

(4)　施設、設備等の管理図書の分散、整備を図る。

5　ＬＰガス施設

(1)　ＬＰガス容器について、流出及び転倒防止措置を実施する。

(2)　被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。

第６節　土砂災害予防対策（建設課）

1　警戒避難対策の整備

(1)　危険箇所等の調査

市は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の土砂災害危険箇所について、県による危険箇所の抽出、警戒区域の調査、指定を促進するよう努め、調査に当たっては市の把握する地域の土砂災害に関する情報の提供等、県との連携・協力を図る。

(2)　土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域は、県、市の担当部署にて公開するとともに、当該区域への標識の設置、地域単位の状況を記載した「土砂災害危険区域図」（策定、高知県）に基づいた土砂災害ハザードマップ等の配布、広報を行い、関係地域の住民等への土砂災害の実態や地域の土砂災害のおそれに関する情報の提供に努める。

(3)　警戒避難対策

危険度の高い急傾斜地崩壊危険箇所等においては、保全、管理に関する住民への指導を行い、注意喚起を促進するとともに、必要に応じ防災措置の勧告、改善命令を行う。

防災情報の収集、伝達体制を整備し避難情報や災害情報により地域や住民各人が適時、適切な警戒避難行動等がとれるよう情報の周知を図る。

(4)　巡回・点検

平素、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の状況の把握に努め、梅雨期、台風期等豪雨が予想されるときは、市は、消防本部等と連携して災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、合同パトロールを実施するとともに、その状況について住民に周知を行う。

2　警戒避難体制の整備

(1)　市は土砂災害警戒区域の指定があったとき、当該区域ごとに次の事項について定める。

ア　土砂災害に関する情報の収集及び伝達

イ　土砂災害に関する予報又は警報の発令及び伝達

ウ　当該区域における避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(2)　市は警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

(3)　市は市域における警戒区域についての、土砂災害に関する情報、予報及び警報の発令及び伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

3　災害防止施設の整備等の予防対策

(1)　急傾斜地崩壊、土石流等の予防対策

急傾斜地の崩壊や土石流等による災害から住民の生命、財産を守るため、高知県や関係機関に対し区域指定、対策工事の実施等要望する。また、がけ崩れなど住家に対し被害が予測されるときには、速やかに避難勧告を発令するなど、災害の防止に努める。

(2)　土砂災害特別警戒区域への措置

知事は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、以下の措置を講ずる。

ア　住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可

イ　建築基準法に基づく建築物の構造規制

ウ　土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

エ　勧告による移転者への融資、資金の確保

関係機関及び県と連絡調整を図り、各種制度の活用による危険住宅の移転促進を図る。

［資料編　急傾斜地崩壊危険箇所］

［資料編　土石流危険渓流］

［資料編　土砂災害警戒区域］

［資料編　砂防指定地］

［資料編　地すべり防止区域］

［資料編　山腹崩壊危険地区］

［資料編　崩壊土砂流出危険地区］

第７節　河川災害予防計画（建設課）

過去の災害履歴の検証も踏まえ、河川改修等の治水対策を計画的に推進し洪水等による被害の軽減を図るとともに、河川のはん濫による浸水想定区域の周知に努め、住民の円滑かつ迅速な避難を確保する措置を講ずる。

１　被害の軽減を図る措置

(1)　浸水想定区域の指定

本市においては物部川（国）、国分川（県）の洪水予報河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、計画降雨により河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定して、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表している。

(2)　円滑かつ迅速な避難の確保

市は、物部川、国分川の浸水想定区域において、以下の事項に留意し、避難の確保を図る。

ア　洪水予報の伝達方法

イ　避難判断水位情報の伝達方法

ウ　避難場所の確保と誘導

エ　その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(3)　施設の名称及び所在地の公表周知

浸水想定区域内に主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で、当該施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、これらの施設の名称及び所在地並びにこれらの公表周知を図る。

［資料編　災害時要援護者施設（洪水浸水想定区域）］

(4)　住民への周知に必要な措置

(3)の施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法について、市の地域防災計画において定められた上記の事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した「南国市物部川・国分川洪水ハザードマップ」（平成 21 年 3 月作成）の配布等の必要な措置を講ずる。

2　河川改修等の治水対策

市域は、一級河川物部川、２級河川 22 河川、準用河川８河川、さらに数多くの普通河川により形成されているが、流域の開発に伴う市街地化の進展による遊水地帯の減少や山間部の開発により、河川への負荷が大きくなってきていることから、河道の整備や河川施設の点検、維持修繕を計画的に実施し、洪水被害の防止あるいは軽減を図る。

3　内水対策

平成 11 年度より実施している浸水対策下水道事業により、市街化区域を中心として降雨による浸水被害の解消を図るよう雨水幹線整備を継続している。併せて雨水幹線の事業効果を高めるため排水区枝線の整備を実施する。

第８節　農林災害予防計画（建設課）

1　農業施設災害予防対策

(1)　排水施設整備等

たん水による被害防止対策として、排水機構の改善、排水路の改修等の整備を図る。

(2)　ため池整備

老朽化したため池の補強改良工事を実施し漏水等による被害を防止する。特に大雨が予想されるときは、あらかじめ放水する等の措置をとり、ため他の水位を下げる等の維持管理を十分するよう努める。

平成 24 年度に「地域ため池総合整備事業」を導入、本市の９池のため池について、順次、事業を実施し、地域住民の安全確保を図る。

［資料編　農業用ため池］

2　山地災害予防対策

市は県及び関係機関と協力して、山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策の推進を図る。

第９節　風害予防計画（危機管理課･農林水産課･都市整備課）

竜巻等突風による被害の軽減を図るため、竜巻等突風に関する予測情報の適切な地域への伝達及び、避難、施設の防護対策等の知識の普及に努める。

第 10 節　高潮対策（建設課）

市は国、県と協力し、高潮発生の際に、被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるため、地形的条件等を考慮しつつ、海岸保全施設の整備の促進を図る。

第 11 節　火災予防対策（消防本部）

地域や職場における消火・避難訓練を推進するとともに、民間防火組織の育成を図る。また、予防査察の強化及び建築物の不燃化の促進を図る。さらに、地震発生時に現有消防力を最大限に活用できるよう消防力の強化を図る。

第５部　特殊災害対策編　第２章　大規模な火事災害対策　を参照

第 12 節　危険物等災害予防対策（消防本部）

危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物など洪水・地震・津波発生時に危険性が高いものについて製造、貯蔵、処理又は取扱いの安全性の向上を図る。

第５部　特殊災害対策編　第８章　危険物等災害対策　を参照

第 13 節　災害応急対策等への備え

市は、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備え（第４章参照）を平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図る。

市は、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

第 14 節　市の取組

市の重点施策として、災害に強いまちづくりを目指し、市の公共施設、ライフライン等の整備、消防機関の機能拡充に努める。

1　災害に強い都市構造の形成

名　称	事業期間	箇　所	備　考
橋梁の長寿命化事業	24 年度～	全域	建設課
橋梁の耐震化事業	25 年度～	全域	
都市再生区画整理事業	23 年度～	篠原地区	都市整備課
地方道路整備事業	6 年度～29 年度	高知南国線	
	6 年度～27 年度	南国駅前線	
狭あい道路等整備事業	21 年度～	都市計画区域	

2　建築物の耐震化

名　称	事業期間	箇　所	備　考
耐震補強工事	24 年度～26 年度	南国市役所庁舎	総務課
耐震診断・耐震補強工事	25 年度～	中央市民館	
	25 年度～	南部市民館	
耐震診断	25 年度～	第２、第３、第４、第５集会所、西部集会所、南部集会所、下島浜集会所	
木造住宅・建築物耐震化事業	15 年度～29 年度	全域	都市整備課
耐震補強工事	25 年度	長岡西部保育所、大湊保育所、里保育所	幼保支援課
	25 年度	東部児童館、若草児童館、南児童館	

3　拠点施設等の整備

名　称	事業期間	箇　所	備　考
防災情報通信ネットワーク	23 年度～24 年度	防災行政無線（全域）	危機管理課
奈路防災コミュニティーセンター建設	23 年度～24 年度	奈路地区	生涯学習課
三和防災コミュニティーセンター建設	24 年度～	三和地区（里改田）	
後免町防災コミュニティーセンター建設	24 年度～	後免地区（後免町）	
前浜防災コミュニティーセンター	26 年度～27 年度	前浜地区	
津波避難タワー整備	24 年度	14 基（前浜地区、久枝地区、浜改田地区、十市地区等）	危機管理課
避難路整備	24 年度～	26 箇所（三和地区、稲生地区、十市地区、大篠地区）	
避難場所整備	24 年度	1 箇所（奈路地区）	
避難誘導灯整備	19 年度～	150 基（全域）	
備蓄倉庫整備	24 年度	4 箇所（三和地区、十市地区、緑ヶ丘地区、前浜地区）	
防災・復旧活動用資機材	24 年度～	60 箇所（全域）	
外付け階段設置（津波避難）	23 年度～25 年度	大湊小学校、三和小学校、稲生小学校	学校教育課

4　消防機関

名　称	事業期間	箇　所	備　考
消防救急デジタル無線整備事業	24 年度	消防本部	
消防団無線デジタル化	25 年度	全域	
消防サイレン吹鳴システム整備	24 年度～25 年度	全域	
消防ポンプ自動車整備事業	22 年度～35 年度	22 台	
消防自動車整備事業	25 年度～28 年度	4 台	
木造消防屯所の耐震化（建て替え）	24 年度	大篠分団大埴班	
	26 年度～27 年度	南海分団里改田班	
耐震防火水槽の新設整備	年 1 基以上	全域	

５　ライフライン施設等（上下水道局）

名　称	事業期間	箇　所	備　考
幹線石綿管敷設替事業	21 年度～27 年度	L=9 ㎞	
緊急時幹線管路耐震化事業	21 年度～27 年度	L=18 ㎞	
耐震貯水槽整備事業	24 年度～28 年度	4 基（日章地区、長岡地区、久礼田地区、前浜地区）	
水源地応急給水整備事業	24 年度～25 年度	4 セット	
上下水道局庁舎耐震化事業	27 年度	1 箇所	
上下水道局備蓄倉庫建設事業	27 年度	1 箇所	
水源地管理棟耐震化事業	27 年度～29 年度	4 箇所（三畠、岡豊、大篠、日章）	
水道台帳電子化事業	23 年度～26 年度		
中央監視装置改良事業	27 年度	局庁舎	
久礼田水源地改修事業	27 年度	久礼田水源地	
浸水対策下水道新川雨水幹線整備事業	11 年度～26 年度	新川雨水幹線	
浸水対策下水道新川配水区枝線整備事業	24 年度～33 年度	新川雨水枝線	
浸水対策下水道明見西配水区整備事業	27 年度～29 年度	明見西配水区	
処理場浸水対策事業	27 年度	十市浄化センター、浜改田汚水処理場	
移動式非常用発電機備蓄事業	26 年度	1 基	
災害用マンホールトイレ備蓄事業	25 年度～26 年度	60 セット	
下水道台帳電子化事業	18 年度～27 年度		
幹線配水管耐震化事業	24 年度～27 年度	全域	

第２章　住民の防災活動の促進

第１節　防災思想の普及、徹底

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び災害時要援護者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、市は、自主防災思想の普及、徹底を図る。また、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

第２節　防災知識の普及、訓練（危機管理課･教育委員会･消防本部）

１　防災知識の普及

(1)　市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関するさまざまな動向や各種データを分かりやすく発信する。

(2)　市及び防災関係機関は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、風水害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及・啓発を図る。

・３日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策
・警報等発表時や避難指示、避難勧告、避難準備情報の発令時にとるべき行動、避難場所での行動
・災害時の家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと

(3)　市は、被害の防止、軽減の観点から早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得る。

(4)　市は、地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(5)　市は、防災関係機関等の協力を得つつ、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

・浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に配布するものとする。また、中小河川や内水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

・土砂災害警戒区域等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。
・山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布するものとする。
・高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に配布するものとする。

(6) 水防管理者は、地域住民の水災に対する警戒、災害時の円滑な避難行動等に資するため、重要水防箇所を一般に周知するように努める。

［資料編　国が定める重要水防箇所一覧表］

［資料編　県が定める重要水防箇所一覧表］

(7) 市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

(8) 市は、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

(9) 防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等のよりイメージしやすいものを活用する。

(10) 市は防災関係機関とともに、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害防止等に関する総合的な知識の普及に努める。

2　防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施する。市は、定期的な防災訓練を、夜間等さまざまな条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施するよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動等の習熟を図る。

(1) 基礎的訓練の実施

ア　水防訓練

・水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努める。また、訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用しつつ行うよう努める。
・南国市水防計画に基づき、洪水、津波又は高潮による水災への警戒、防ぎょ活動の習熟を図る。

イ　消防訓練

市及び消防本部は基礎的訓練に加えて、必要に応じ「大規模災害時消防活動マニュアル」に基づいた大規模な建物火災及び林野火災を想定した訓練を実施する。

ウ　避難・救助訓練

市及び防災関係機関は、災害時における避難その他救助の円滑な遂行を図るため、災害発生時の避難誘導に係る計画に基づいた訓練を実施する。この場合、水防・消防等の災害防ぎょ活動と併せた実施も考慮する。

エ　職員参集（非常招集）訓練

職員初動マニュアルに基づき、災害発生時を想定した行動訓練を実施する。

オ　情報収集・伝達訓練

情報通信機器の操作の習熟、情報の内容精査及び取りまとめ、収集情報の広報を目的に訓練を実施する。

カ　図上防災訓練等

さまざまな被害シナリオを想定し、応急対策能力を高めるための図上訓練を関係機関と連携し、実施する。

(2)　総合的な防災訓練の実施

市及び市域の防災関係機関等は、自衛隊、海上保安庁等国の機関とも協力し、また、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施する。

また、市は県及び他市町村との広域訓練の実施により相互の連携を図るとともに、県民総合防災週間中に実施される総合防災訓練への参加を行う。

(3)　地域における防災訓練の実施

各地域を単位とする地域防災訓練については、毎年実施して一定の効果を上げている。今後も継続的に訓練を行い災害に対して沈着、冷静、敏速に行動することの必要性の理解を深め、自身の安全を守る方法の習得を図る。また、地域単位での集団行動により、規律と協力の精神を養い、訓練を通じて自助、共助についての理解、実践力の向上を図る。

(4)　実践的な訓練の実施と事後評価

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、風水害の被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

また、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

3　防災知識の普及、訓練における災害時要援護者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第３節　防災活動の環境整備（危機管理課･福祉事務所･商工観光課･消防本部）

１　消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化

(1)　地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等、消防団の活性化と育成を図る。また、家庭の主婦を通じ火災予防思想の普及活動等を行う市域の女性防火クラブ及び南国市女性防火クラブ連合会の活性化と育成を図る。

(2)　消防団の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。

(3)　自主防災組織の育成、強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。

ア　自主防災組織の役割

○自主防災組織の「重要な役割」として欠かせないもの

◇地域で起きる災害について正しい知識を広める取組

◇災害発生時に安全に避難する取組

◇高齢者など災害時要援護者への支援

イ　自主防災組織の活動

○　上記「重要な役割」以外の取組は、自主防災組織で話し合って、どの活動を行うのか決める。

○平常時の活動

◇災害に関する知識の普及

◇地域における危険箇所の把握と周知

◇防災訓練の実施

◇高齢者、障害者等の災害時要援護者の把握

◇家庭における防災点検の実施

◇情報収集・伝達体制の確認

◇物資（防災資機材、非常食、医薬品等）の備蓄・点検

○災害時の活動

◇集団避難、災害時要援護者の避難誘導

◇地域住民の安否確認

◇救出・救護の実施

◇初期消火活動

◇情報の収集・伝達

◇給食・給水の実施及び協力

◇避難所の運営に対する協力

(4)　市及び防災関係機関は、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助、救護のための資機材の充実を図る。

(5)　市及び防災関係機関は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行う。

2　防災ボランティア活動の環境整備

(1)　市は、平常時から地域団体、ＮＰＯ等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討する。

(2)　市は、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。その際、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を促進する。

3　企業防災の促進

(1)　企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努めるものとする。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

(2)　市は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（ＢＣＰ）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に努める。また、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

(3)　市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

第４節　災害教訓の伝承（教育委員会）

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するととも

に、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第３章　防災に関する調査研究

災害の多様化、複雑化、大規模化に対処するため、自然災害及び都市災害等に関する基礎的な資料を収集整理するとともに、被害想定、予防対策、応急対策等の防災体制について調査研究を実施する。また、調査研究を推進するため、学識経験者から技術指導や助言等を受けることができる「高知大学と南国市の連携事業に関する協定」、「南国市・高知高専連携協議会」の活用を図る。

第４章　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧･復興への備え

風水害が発生した場合には迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして、以下に掲げる事項を平常時より怠りなく行う必要がある。特に市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の災害時要援護者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備（災害時要援護者避難）情報（以下「避難準備情報」という。）を伝達する必要がある。

平常時から市は関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理等）については、あらかじめ、市は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

水防計画の策定に当たっては、洪水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

第１節　災害発生直前対策

第１　警報等の発表及び伝達（危機管理課･消防本部）

１　気象予警報等の収集・伝達

市及び防災関係機関は、高知地方気象台等から発表される気象予警報等をあらかじめ定めた伝達系統で関係機関及び住民に伝達、周知する。

(1)　気象予警報等

ア　気象予警報等の発表

高知地方気象台は、気象現象等により災害が発生するおそれがあるときには、「注意報」を、重大な災害が起こるおそれがあるときは「警報」を発表して注意喚起、あるいは警戒を促す。

イ　予警報等の種類と発表基準

(ｱ)　注意報

県内のいずれかの市町村において、災害が起こるおそれがある場合に発表される。

(ｲ)　警報

県内のいずれかの市町村において重大な災害が起こるおそれがあると予想された場合に発表される。

(ｳ) 気象情報

顕著な現象が予想される場合に発表する予告的情報と、注意報・警報が発表されている場合などに注意報･警報の内容を補完するために発表する補完的情報があり、台風や大雨、高波に関する気象情報、記録的短時間大雨情報（※１）や竜巻注意情報（※２）がある。

また、迅速な水防活動等災害応急対策の実施等の支援となる降水短時間予報等の雨量予報情報、竜巻等突風による被害の軽減に資する竜巻等突風に関する予測情報もある。

※１　記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。高知県における発表基準は 120㎜/h 以上である。

※２　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、おおむね県単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から１時間である。

［資料編　警報・注意報発表基準一覧表］

ウ　物部川洪水予報

河川の増水やはん濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。物部川については高知河川国道事務所と高知地方気象台が共同で発表している。

エ　土砂災害警戒情報

高知地方気象台と県土木部防災砂防課が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。

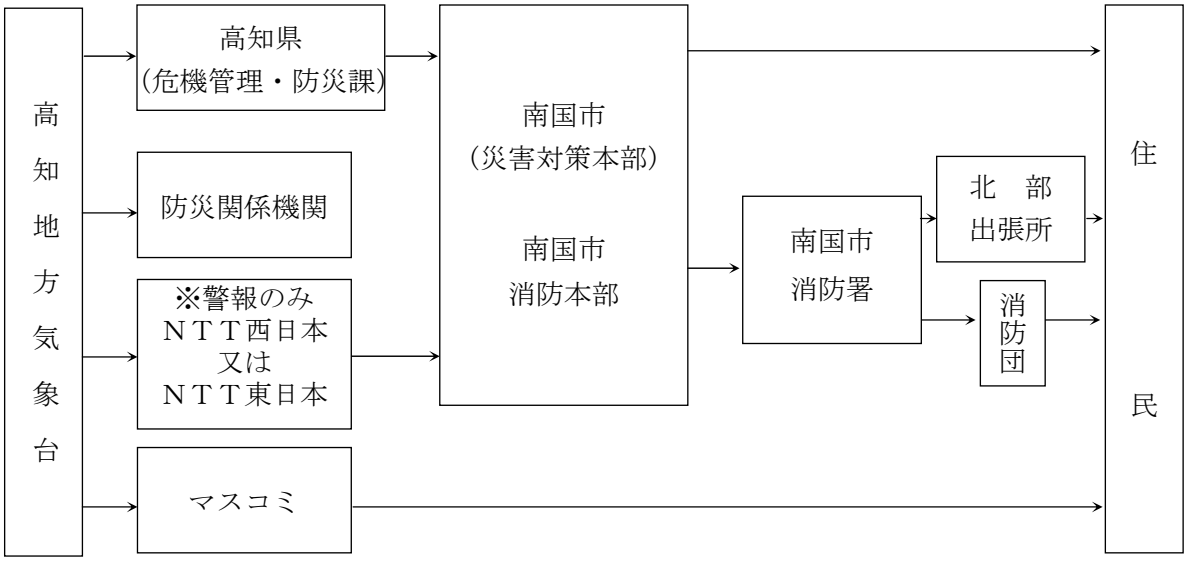
(2)　気象予警報等の伝達

気象台から通報を受けた県から、高知県防災行政無線システムの電話、FAX により、市、消防本部、県の出先機関に伝達される。なお、警報については、ＮＴＴ西日本又は東日本から市、消防本部に自動的に配信される。

市は、市地域防災計画に基づき、市防災行政無線、広報車等により住民に対して予警報等を伝達する。

また、自主防災組織等の住民組織と連携して広く周知する。なお、災害時要援護者への周知については、特に配慮するものとする。

伝達系統図



(3)　体制の整備

防災に関する情報の収集・伝達等の迅速化を図るため、情報連絡網の整備を図るとともに、有線施設不通の場合に備え、無線通信施設の設置に努め通信連絡機能の確保を図る。

特に、災害発生時における有効な伝達手段である防災行政無線等の無線系の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

ア　高知県防災行政無線システムの活用

市は、県、他市町村等の防災関係機関と協力、連携して、より迅速・的確に総合的な防災対策を実施することができるよう、防災情報を共有するとともに、地域防災力の向上や早めの避難に役立てるために、高知県防災行政無線システムを有効に活用できるよう、常に訓練等を行い、操作の習得に努める。

イ　移動系防災行政無線システムの整備

市庁舎と市全域の災害現場において迅速・的確な連絡体制を構築するよう移動系の防災行政無線システムの整備を図る。

ウ　住民への情報伝達手段の整備

固定系防災行政無線システムの整備を行い、緊急度等を考慮して順次、全市域をカバーできるよう屋外拡声子局を配置、指定避難場所には戸別受信器を設置し、音声による一斉通報体制の整備を図る。また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の利用により気象庁から発表される「緊急地震速報」、「大津波警報」、「津波警報」等を、テレビ、ラジオ、携帯電話等とともに、市の「防災行政無線」から音声での広報を行い、屋外作業中や深夜等における緊急情報の伝達方法の拡充を図る。

携帯電話緊急速報メール、インターネットによる住民への情報提供等への取組を行い伝達手段の多重化を図る。

エ　消防本部通信体制の整備

通信体制の整備を行い、非常時の情報連絡網の強化と通信管制業務の充実を図るとともに、消防救急無線、消防団無線のデジタル化については平成 25 年度完了を目途に実施し広域無線通信網を強化して、防災行政無線等他の無線との有機的・効果的な連携体制を図る。

オ　人工（通信）衛星を使用する通信手段の拡充

非常災害時の情報伝達を強化するため以下の通信手段についても整備を図る。

・　地域衛星通信ネットワーク

財団法人自治体衛星通信機構が、防災行政無線の拡充・強化、行政情報伝達の効率化、地域からの情報発信の充実を図ることを目的に、地方公共団体を結ぶネットワークとして構築したもので、全都道府県及び全国のほとんどの市町村に送受信設備（地球局）がある。非常時における県防災通信システムの補完的役割も大きい。

四国では各県並びに徳島、香川、愛媛の各市町村に当該通信ネットワークが整備されている。

・　衛星携帯電話

携帯電話から人工衛星に直接アクセスして通信を行うもので、一般的な携帯電話の電波の届かないエリアでも通話やデータ伝送が可能である。地上設備が比較的少なく設備損傷のリスクも少ないと考えられ、非常災害時における簡便かつ有効な通信手段として利用の拡大が進んでいる。

・　衛星インターネット

通信衛星を活用したインターネットサービスをいう。衛星携帯電話と同様、地上設備が比較的少なく設備損傷のリスクも少ないと考えられ、非常災害時における簡便かつ有効な通信手段である。

カ　民間無線の利用

災害時の通信が途絶した場合の災害応急対策、災害救助の通信連絡についてアマチュア無線の協力が得られるよう実態の調査、把握を行い、協力体制の確立を図り、災害に備える。

キ　災害時の電話ふくそう等の軽減

・　日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、ＩＰ電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

・　日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

第２　避難誘導体制の整備（危機管理課･福祉事務所･都市整備課･教育委員会･消防本部）

市は、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを策定する。

１　避難勧告等の基準の策定

(1)　「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の策定

マニュアル策定に当たっての基本的な考え方は次のとおりとする。

項　目	検討・記載する事項	
対象とする災害及び警戒すべき区域	水　害	○　住民が避難行動をとる必要のある河川と区間の特定 ○　対象とする河川の特性を把握
	土砂災害	○　土砂災害の発生するおそれのある箇所の特定 ○　土砂災害の発生しやすい気象条件の把握
避難すべき区域	○　避難が必要な区域の特定 ○　当該区域での災害の模様や避難勧告等の判断に関する特性の把握	
避難勧告等の発令の判断基準・考え方	○　避難勧告等（避難準備情報、避難勧告、避難指示）の意味合いと、住民に求める行動を確認 ○　住民が避難所へ避難するために必要な時間を把握 ○　避難すべき区域ごとに、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準（考え方）を策定	
避難勧告等の伝達方法	○　伝達文の内容の設定 ○　伝達手段及び伝達先の設定	
参考とすべき情報	○　過去の災害記録（浸水実績、土砂災害記録等） ○　浸水想定区域図、土砂災害警戒区域図、土砂災害危険箇所図 ○　土砂災害警戒情報、土砂災害警戒避難基準雨量 ○　河川の特徴に関する情報（堤防の整備状況、重要水防箇所、水門の状況等） ○　災害時に入手できる実況情報（水位情報、雨量情報等） ○　避難勧告等に参考とすべき情報（水位情報、雨量情報、気象警報等） ○　情報伝達手段の整備状況（防災行政無線、携帯電話、インターネット、放送機関との協定等）	

(2)　ハザードマップの策定

国、県が策定する浸水想定区域図、土砂災害警戒区域図等の地図情報をもとに、市内における災害危険箇所等の状況を把握することにより洪水､土砂災害に関するハザードマップを策定し、関係地域の住民に周知する。

２　避難計画の策定

(1)　市の避難計画

次の事項を避難計画としてまとめ、住民及び関係機関に周知する。

ア　災害発生時の地域の状況についての情報収集体制

防災情報協力員を設ける等により､被災地の状況を早期に把握する体制づくりに努める。

イ　警戒を呼びかける広報活動

災害の種類ごとに警戒を呼びかける基準又は条件の設定に努める。

ウ　避難準備情報、避難勧告等の判断基準

洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの策定に努める。

(2)　消防団による避難誘導の計画

消防本部と連携し、消防団による住民の避難誘導計画を策定するよう努める。

(3)　浸水想定区域における避難計画

ア　浸水想定区域ごとに洪水予報の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項をあらかじめ定める。

イ　浸水想定区域内に主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものは、施設の名称及び所在地を把握し、当該施設管理者及び利用者並びに住民に対し、避難に必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布等により周知を図る。

ウ　浸水想定区域内に災害時要援護者等が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものは、洪水予報の伝達方法を定める。

［資料編　災害時要援護者施設（洪水浸水想定区域）］

(4)　土砂災害警戒区域における避難計画

ア　土砂災害警戒区域ごとに、情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項を定め、警戒避難に必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布等により周知する。

イ　土砂災害警戒区域内に災害時要援護者等が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

［資料編　災害時要援護者施設（土砂災害警戒区域）］

(5)　防災上重要な施設の避難計画

病院、社会福祉施設や不特定多数の者が出入りする施設等、防災上重要な施設の管理者に対して必要な助言を行い、避難計画の策定を支援する。

なお、留意事項は次のとおりである。

病　院	収容施設の確保、移送方法、保健、衛生、入院患者に対する避難実施方法等、患者を他の機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定する。
社会福祉施設等	避難の場所、経路、時期及び誘導方法並びに避難施設の確保、保健衛生対策及び給食等の実施方法に留意する。
不特定多数の者が出入りする都市施設等	多数の避難者の集中や混乱に配慮した避難場所、経路、時期及び誘導方法並びに指示伝達の方法に留意する。

(6)　学校の避難計画

多数の幼児、児童・生徒等を混乱なく安全に避難させるために、施設の実態に即した具体的な避難計画を策定するよう指導する。留意事項は次のとおりである。

ア　通学路の確認

家庭訪問、児童カード等により児童の通学路を確認し、土砂災害が発生しやすい箇所や、大雨によりはん濫が予想される用排水路・小河川の把握に努め、状況に応じた通学路の変更などに備える。

イ　連絡方法の確認

臨時休校・下校措置の地域、保護者への連絡方法を明確にしておく。

ウ　保護者への理解

災害時の学校の対応について、学校の広報紙、ＰＴＡ総会等を利用して保護者に理解を得ておく。

エ　学校周辺の危険箇所の把握

大雨により、浸水又は土砂崩れが発生する可能性がある学校周辺の危険箇所を把握しておき、大雨の際、速やかに確認を行い、対策が講じられるようにしておく。

オ　計画の策定

避難場所、避難経路、誘導方法に留意し、計画に明記する。

(7)　避難誘導体制の整備

ア　避難者の誘導体制の整備

避難者を安全かつ迅速に避難できるよう、以下の点に留意し誘導体制を整備する。

(ｱ)　消防団や自主防災組織等のもとでの組織的な避難誘導

(ｲ)　災害時要援護者の優先避難

(ｳ)　危険区域を考慮した避難経路の指定

(ｴ)　誘導員の配置、車両による移送等の検討

イ　自主避難体制の整備

土砂災害や河川の増水等の前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、住民に対し、あらゆる機会を通じてその指導に努める。

ウ　避難指示等の伝達体制の整備

危険区域ごとに避難指示等の伝達方法を定め、あらかじめ危険地域の住民に周知徹底を図る。

エ　災害時要援護者に対する避難誘導体制の整備

災害時要援護者を適切に避難誘導するため、避難支援計画を以下の点に留意し策定し、平常時から災害時要援護者に係る避難誘導体制の整備に努める。

○　日ごろから災害時要援護者の掌握に努め、避難指示が確実に伝達できる手段・方法を定める。
○　地域住民、避難誘導員、自主防災組織等による地域ぐるみの避難誘導方法を具体的に定める。
○　地域の災害時要援護者の実態に合わせ、利便性や安全性、高齢者や障害者の介護などに必要な設備や備品等について十分配慮した上で避難場所や避難路を定める。

(8)　避難計画策定及び実施における協力体制

道路状況等の地域特性により災害時要援護者施設等において、「避難発令基準」に至るまでに自主避難等の対策が必要な場合に、市は、県・国及び防災関係機関と連携し当該施設の避難計画策定への協力に努める。また「避難発令基準」に至るまでの対策に必要となる気象情報、土砂災害警戒避難基準情報等の伝達、連携体制を整備する。

3　避難場所等の選定

(1)　避難場所

本市における避難場所は、緊急避難場所、津波避難タワー等、避難所を避難場所と定め、それぞれ以下の基準で選定する。

また、自主避難にも対応できる避難場所についても選定する。

[一時的な避難]

ア　緊急避難場所

(ｱ)　緊急避難場所（一時的な避難）は、１ha 以上の面積を有する安全と見込まれる公園・広場、学校の運動場とする。

(ｲ)　１ha 未満の場合は、周辺建築物や道路の配置状況から安全と判断される公園・広場、学校の運動場・境内地等避難所１人当たりの面積が２㎡以上である場所とする。

(ｳ)　昼間人口も考慮し、要避難地区全ての住民を収容でき、危険な地域を避ける場所を選定する。

(ｴ)　その他避難場所までの経路が津波や土砂災害の影響を受けないかを検討の上選定する。

（火災に対する避難場所）

(ｵ)　大火ふくしゃ熱を考慮し、純木造密集市街地から 300m以上、建ぺい率５％程度の疎開地では 200m、耐火建築物からは 50m以上離れていること。

イ　津波避難タワー等

(ｱ)　定義

○　津波浸水予想地域内において、地域住民等が一時若しくは緊急避難・退避する施設（人工構造物に限る）をいう。なお、津波による浸水のおそれのない地域の避難施設や高台は含まない。

(ｲ)　整備方針

○　津波到達時間が短い沿岸部の津波浸水予想地域内においては、徒歩でおおむね５分程度で避難が可能な間隔で、津波避難タワー等の整備を図る。

○　沿岸部を除く津波浸水予想地域内においては、津波避難タワー等の整備と併せて、利用可能な施設の管理者と「災害発生時における緊急避難施設としての使用に関する協定」の締結を促進し、津波浸水予想地域における津波避難ビルの確保を図る。

ウ　避難路、避難経路

避難目標地点まで最も短時間で、かつ安全に到達できる主要道路で市が指定するものを「避難路」といい、その他の道路で住民が指定するものを「避難経路」という。

(ｱ)　危険のないところ

○　土砂災害、浸水等が予測される地域でないこと

○　延焼の危険性のある建物や危険物施設の近くでないこと

○　地下に危険な埋設物がないこと

○　耐震性の確保されていない建物、倒壊の危険性があるブロック塀等が沿線にないこと

(ｲ)　自動車の交通量がなるべく少ないこと

(ｳ)　避難場所まで複数の道路を確保すること

(ｴ)　避難路は相互に交差しないこと

エ　地域住民の参画

避難場所や避難経路の選定は、地域住民等の参画を得て行う。

オ　広域避難場所

大規模な市街地の火災により生じるふくしゃ熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所を広域避難場所として市が指定する。

広域避難場所と避難路の指定基準

（広域避難場所）

広い面積を有する場所であること以外は緊急避難場所と同様

（避難路）

避難目標地点まで最も短時間で、かつ安全に到達できる主要道路で市が指定するものを「避難路」といい、基本的に２車線で歩道を有する道路

カ　避難誘導標識の整備

避難誘導や避難場所のサインの設置を推進する。

具体的には避難場所を示すサイン、案内板の設置、避難場所へ誘導するサインの設置、誘導灯等夜間に確認できるサインの設置等の整備を進め、周知を図る。

［長期的な避難］

ア　避難所

(ｱ) 市の公民館、保育所、学校等の公共施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震に対する耐震性能を有する建築物を、避難所として指定する。指定に当たっては、避難者１人当たりの面積２㎡を基準として、必要数の確保を図る。

(ｲ) 避難所として指定した建築物について、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努める。

(ｳ) 避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

(ｴ) 指定した避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し，食料、飲料水、常備薬、炊出し用具、毛布等避難生活に必要物資等の備蓄に努める。

(ｵ) 避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進める。

イ　福祉避難所

災害時要援護者の数や現況等を踏まえ、市域及び近隣市町村を含めた地域での福祉避難所の選定を行う。

ウ　野外収容施設の設置

災害によって被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者を収容する必要が生じ、かつ付近に適当な収容施設がないか被害者の全員を収容できない場合は、適所に臨時的に野外収容施設を設置する。

(2)　避難施設等の住民への周知

緊急避難場所、避難所、避難路等について、平常時から以下の方法により周知を図る。その際には避難の原因となる災害に対応する避難場所であることを、明確に標示しなければならない。

ア　広報紙、パンフレット、インターネット、ハザードマップ

イ　誘導標識、避難施設案内図、避難施設表示板等の設置

ウ　防災訓練

［資料編　南国市洪水避難場所］
［資料編　南国市土砂災害避難場所］
［資料編　協定に基づく緊急避難場所・避難ビル等］

４　避難所の管理体制の整備

(1)　避難所運営マニュアルの策定

避難所の管理運営体制を明確にするため、避難所運営マニュアルの策定に努める。
以下は策定済みマニュアル。

・地区公民館等避難所開設・運営マニュアル／南国市教育委員会
・南国市立小中学校避難所開設・運営マニュアル／南国市教育委員会

・保育所（園）避難所開設マニュアル及び運営マニュアル／南国市教育委員会

(2)　避難所担当職員の配置、指名

避難所の開設が必要となった場合に速やかに必要な措置を講ずるため、市は事前に避難所担当職員の配置若しくは指名を行う。

(3)避難所運営体制の整備

ア　地域住民による避難所運営

大規模災害発生時において避難者が一定期間、避難所を臨時の生活拠点として利用することを前提とした避難所の運営体制の確立を図る。また、市は円滑な運営のため、事前に地域住民を主体とした「避難所運営委員会」を設置し、避難所の自主運営体制の整備に努める。

イ　避難所運営委員会の構成

(ｱ)　自治会・町内会・自主防災組織（以下「自主防災組織等」という。）の代表者等

(ｲ)　市職員

(ｳ)　施設管理者

(ｴ)　地域のボランティア団体、企業等

ウ　避難所運営委員会の組織（例示）

自主防災組織等

会　長
副会長
事務局長（総務班長）
各活動班長

総務班	各班副班長	各班員
名簿班		
情報広報班		
施設管理班		
食料・物資班		
救護班		
衛生班		
ボランティア班		

市職員・施設管理者

ボランティア団体等

(4)　住民への周知

災害時に混乱をきたさないように、地域住民に対しては、避難訓練や広報紙等を通して避難方法、避難場所の周知徹底を図る。

また、平常時より、施設管理者のほか自治会・自主防災組織・住民に対し、災害時における避難所の管理・運営のための必要な知識の普及に努める。

(5)　事前のシミュレーションによる避難所での生活環境の検討

市は、避難所生活について、事前にシミュレーションを行い、課題に対処できるよう対策を講ずる。

5　教育関係施設の管理体制の整備

市は、南国市立小中学校避難所開設・運営マニュアル等に基づき、避難所の開設・運営に係る施設の点検、整備状況の調査を実施するとともに、物資の備蓄・調達計画による備蓄を推進する。

（参　照）　南国市立小中学校避難所開設・運営マニュアル／南国市教育委員会

（参　照）　保育所（園）避難所開設マニュアル及び運営マニュアル／南国市教育委員会

6　災害時要援護者対策の整備

災害時要援護者は、災害時に一般の人々と同じような危険回避行動や避難行動を行うことができず、避難生活、生活の再建、復旧活動において、他者による援護を必要とする方々である。災害時要援護者がもつ支障は多様であり、災害の局面や時期によって必要とする援護が異なるので、きめ細かな対策を図る。

(1)　災害に備えた事前広報の充実

災害に備えるには、地域にどのような危険があり、自らの命を守り、地域で助け合うにはどうすれば良いかなどを、援護を必要とする人、支援する人の双方が知っておく必要があり、「南国市避難支援プラン（全体計画)」の推進を図るために、防災についての基本的な知識の普及、ハザードマップの配布等による地域の防災情報の広報に努める。

また、広報に当たっては、それぞれの災害時要援護者の状況に配慮した適切な伝達方法の利用を図る。

(2)　災害時要援護者の避難支援体制の整備

市は、災害時要援護者について地域における所在の把握に努め、町内会・自治会や自主防災組織、民生・児童委員、地域包括支援センター等関係機関・団体間で情報共有を図り、災害時要援護者の登録、登録者の避難支援プラン（個別計画）の策定を促進し、災害時要援護者台帳の整備を行う。

市は、関係機関・団体と連携し、避難支援プラン（個別計画）の策定を通じて、個々の災害時要援護者に対応する避難支援者を定めることとする。

また、市は災害時要援護者が、状況に応じて、福祉施設職員等の応援体制が整った福祉避難所での支援が受けられるよう、県及び近隣市町村と協力し、関係施設、団体等との協力協定の締結を促進し福祉避難所の確保に努める。

（参　照）　南国市避難支援プラン（全体計画）/福祉事務所

(3)　災害時要援護者に関する生活防災緊急対策

高齢者等に経済的･身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、避難場所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の災害時要援護者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等、生活防災緊急対策の推進を図る。

7　応急仮設住宅供給体制の整備

市は、災害救助法の適用を想定した体制の整備を図る。

(1)　県及び市は、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制の整備を図る。

(2)　市は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制の整備を図る。

また、公有地だけでは、建設用地が不足する場合を想定し民有地についてもできる限り事前の把握に努めるとともに、南国市災害応急対策協力用地登録制度等の利用を図り、用地の確保に努める。

［資料編　南国市災害応急対策協力用地登録制度要綱］

8　公営住宅、空き家等の確保

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。また、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定める。

第３　災害未然防止活動（農林水産課･建設課･消防本部）

1　公共施設管理者は、所管施設の緊急点検、応急的な復旧等の対策のための体制整備、必要な資機材の備蓄を行う。

2　水防管理者は、平常時より水防活動の体制整備を行う。

3　水防管理者は、河川の流下能力不足や堤防の断面不足、漏水の履歴、後背地の状況などから水防活動の必要性が高い区域を、水防計画書において重要水防箇所として記載する。

4　出水時に円滑な水防活動を実施するため、日常より河川管理上支障をきたす違法駐車、放置車両に対し、関係機関と協力し必要な措置を講ずる。

5　河川管理者、海岸管理者、農業用排水施設管理者等は、ダム、せき、水門等の適切な操作を行うためのマニュアルの策定、人材の養成を行う。

6　道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察機関及び消防機関等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

第４　孤立防止対策の整備（危機管理課･農林水産課･建設課･消防本部）

市は、道路状況や通信手段の確保等の状況等から、災害発生時に孤立が想定される地区を把握し、地区の状況に応じた予防対策に努める。

１　孤立が想定される地区の状況

(1)　地区へのアクセス道路の全てにおいて、損傷、道路への土砂の堆積のおそれがある。

(2)　地区へのアクセス道路が１本のみ。

(3)　固定電話以外の通信手段がない、又は通信手段が１系統のみ。

(4)　救助・救出のためのヘリコプターの離着陸可能な場所がない。

(5)　地区内に避難場所又は避難可能な場所がない。

２　孤立想定地区への対策の整備

(1)　通信手段の確保

市は、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、市防災行政無線、各種通信機の使用による多様な通信手段の確保に努め､防災訓練等を通じて通信機器や非常用電源の使用についての習熟に努める。

また、通信が途絶した場合を想定し、自主防災組織、消防団員等による情報収集、伝達体制の整備を図る。

(2)　避難先の確保

市は、地区内に避難所又は避難可能な場所がない場合は、災害時において住民が集合可能な地区内の安全な場所、民家をあらかじめ定めるなどして、住民の安否情報等の収集、確認を行うことのできる体制づくりに努める。

(3)　救出方法の確認

市は、孤立の可能性のある地区においては、ヘリポートの確保に努める。

(4)　備蓄の整備

市は、飲料水、食料等の生活物資に加え、医薬品、非常用電源、救助用資機材等、地区単位で一定期間、自活できる体制を目標に備蓄に努める。

第２節　情報の収集・連絡及び応急体制の整備（全課）

１　情報の収集・連絡体制の整備

(1)　雨量、出水の程度等の気象、海象、水位等の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設、設備の充実を図る。

(2)　風水害による被害が市の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、市は、他市町村、県、国その他防災機関との連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集･連絡体制の明確化等による体制の確立に努める。特に、

市から県への被災状況の報告ができない場合を想定し県職員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領の作成について協力する。

(3)　市は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

(4)　市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

(5)　市は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

(6)　迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性を考慮し、被災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、市は、体制の整備の推進を図る。

(7)　市は、高齢者、障害者等の災害時要援護者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

2　情報の分析整理

(1)　収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

(2)　平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの策定等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ災害対策を支援する地理情報システムの構築についても推進を図る。

3　通信手段の確保

(1)　災害時における情報通信の重要性を考慮し、災害時の通信手段の確保のため、情報通信施設の風水害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブル・ＣＡＴＶケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進等による防災対策の推進を図る。

(2)　非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

(3)　災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備等について十分考慮した対応を図る。

本章　第１節　第１　１　(3)体制の整備　を参照

4　職員の体制

(1)　初動体制の整備

ア　初動体制の充実

初動体制の成否が、その後の応急対策活動に大きく影響することから、職員の居住地や災害対策本部における役割等を考慮した初動体制の確立を目指す。

イ　職員の役割の明確化

大規模な災害では、各職員が自分の役割を自覚し的確に対応することが重要であり、職員に対し各機会を通じて災害対策本部における役割の明確化と自覚（役割意識）を促す。

ウ　非常参集体制の整備

(ｱ)　非常参集体制を明確にし、災害実情に応じた職員の動員体制を整備する。

(ｲ)　携帯電話のメール機能を活用した連絡・参集手段等の整備を図る。

(ｳ)　交通の途絶、職員又は職員の家族の被災等により職員の動員が困難な場合等を想定した参集訓練等の実施に努める。

エ　災害時活動マニュアルの整備

災害対策本部の各班が実施すべき活動内容を具体的に記した災害時活動マニュアルを策定し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行うように努める。

(2)　勤務時間外の協議体制の整備

勤務時間外に大規模な災害が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく必要な意志決定と迅速・確実な連絡を行うことのできる体制の整備に努める。

(3)　応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

(4)　発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

5　応援協力体制の整備

大規模災害時において、本市の防災体制だけでは発生災害に対応できないことが予測されるため、他市町村や防災関係機関等に援助を求めるための体制を整備する。

(1)　他の市町村との相互応援協定の締結による連携体制の整備

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な風水害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結にも努める。

高知県内の市町村により締結された「高知県内市町村災害時相互応援協定」の内容に基づく相互応援体制が整備されている。

［資料編：　高知県内市町村災害時相互応援協定］

［資料編：　宮城県岩沼市　高知県南国市　災害時相互応援協定］

(2)　関係機関相互の応援体制の整備

市は、関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努める。

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

(3) 消防における応援協定

消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結を促進するなど消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

(4) 関係機関・民間団体等との連携体制の整備

ア 応援協定の締結、災害時の連絡体制の構築

指定地方行政機関、指定公共機関・指定地方公共機関、その他の防災関係機関、民間団体等との間において、応援協定の締結、災害時の連絡体制の構築等に努め、平常時より連携を強化する。

イ 関係業者及び団体との間で協定締結

災害時において食料を円滑に確保・供給するため、関係業者及び団体との間で協定締結に努める。

6 防災中枢機能等の確保、充実

市及び災害応急対策に係る機関は、土砂災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び浸水対策等の強化と、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める。

市は、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の整備等非常用通信手段の確保を図る。

市は、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努める。

第３節 複合災害対策

市は、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生の可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えの充実に努める。

第４節　災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動（建設課・上下水道局・消防本部）

１　水防工法の周知と水防用・応急復旧資機材の備蓄

市は、河川又は海岸ごとの重要水防区域、危険箇所等に適用する水防工法を周知するとともに、水防用・応急復旧資機材の備蓄を図る。また、緊急時における資機材の確保に当たり、関係業界団体の協力が得られるよう、あらかじめ協議する。

２　排水対策の備え

浸水被害の拡大防止のため、移動式ポンプを保有するなど、緊急時に排水対策を行えるよう備える。

３　土砂災害防止の資機材備蓄

土砂災害の発生、拡大の防止に必要な資機材を備蓄するとともに、防止対策を実施するための体制の整備を図る。

４　被害状況の把握及び応急復旧実施の体制・資機材の整備

市は、所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。

(1)　水防資機材

南国市水防計画に基づき実施する。

(2)　消防資機材、救助資機材

大規模災害時消防活動マニュアルに基づき実施する。

(3)　給水資機材

南国市水道事業基本計画に基づき実施する。

(4)　下水道等資機材

公共下水道及び農業集落排水震災復旧行動マニュアルに基づき実施する。

第５節　救助・救急及び医療（消防本部・保健福祉センター・長寿支援課）

市及び医療関係機関等は、発災時における救助・救急及び医療に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性を考慮し、通信手段の確保等を図る。また、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、高知県救急医療・広域災害情報システム（こうち医療ネット）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。

１　救助・救急活動

市は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

2　医療活動

負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。また、地域の実情に応じて、災害時における拠点医療施設となる救護所、救護病院(仮設救護病院)等を選定するなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

また、市は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を策定するよう努める。

［資料編　南国市医療救護計画抜粋］

第６節　緊急輸送活動（危機管理課･商工観光課･建設課･都市整備課）

1　緊急輸送ネットワークの形成

(1)　重要な防災拠点の選定

市は、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）・集積拠点について把握・点検する。あわせて、市の地域防災計画における防災拠点を定めるとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。

［資料編　南国市域の防災拠点等］

(2)　緊急輸送道路の選定

県の定めた「高知県緊急輸送道路ネットワーク計画」及び「防災拠点一覧」に基づき、市の防災拠点における活動が停止、停滞することがないよう緊急輸送道路を選定し、市域における緊急輸送ネットワークの形成を図る。

(緊急輸送道路の種別)

ア　第１次緊急輸送道路

○広域的な輸送物資を運ぶ広域幹線道路

○県庁所在地と地方中心都市及び重要港湾、空港を結ぶ。

イ　第２次緊急輸送道路

第１次緊急道路と次の施設を結ぶ。

○市役所　　○警察、消防、自衛隊等の救援拠点

○病院等の医療拠点　○集積拠点

ウ　第３次緊急輸送道路

第２次緊急道路と次の施設を結ぶ。

○市が地域防災計画で定める防災拠点

(3)　緊急輸送道路の周知

市は、平常時から防災関係機関及び住民に対して、緊急輸送道路を周知するよう努める。

(4)　緊急輸送道路の効率的な整備を図る。

［資料編　緊急輸送ネットワーク図］

２　輸送拠点の確保

(1)　臨時ヘリポート候補地の指定

市は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時において有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じておく。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の機材について、必要に応じ当該地に備蓄するよう努める。

(2)　物資輸送拠点の指定

市は、救援物資の集配拠点となる施設を輸送拠点として選定する。

３　輸送手段の確保

(1)　輸送手段の確保

市は、災害時において運送事業者等の保有する車両を有効活用できるよう、平時よりこれらの事業者と協議するなど、協力体制の確保に努める。

(2)　人員の確保

市は、緊急輸送の荷役に必要な人員の確保について、計画を策定する。

(3)　緊急通行車両の周知

市は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

４　交通機能の確保

市は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努める。また、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

第７節　物資の調達、供給活動（総務課･議会事務局･市民課･福祉事務所･上下水道局）

１　備蓄物資の必要量（計画目標）

本市においては、被害が最大となる、南海トラフの巨大地震モデルによる被害想定に基づき発災時の初期対応に必要な数量を目標とする。

２　個人備蓄の推進

防災知識の広報に努め、飲料水、食料の個人備蓄の推進を図る。

一人当たりの必要量の目安

飲料水　３日分　９リットル

食料　３日分

３　給水体制の整備

(1)　応急給水の確保

災害時の緊急拠点として市内 11 箇所を下記の３方式により確保する。

ア　緊急遮断弁や緊急停止装置を設置することにより配水池等の水を確保する。

岡豊配水池（蒲原山）、大篠配水池（吾岡山文化の森）

十市配水場（緑ヶ丘１丁目）

イ　水源地では簡易な発電機、給水ポンプ、滅菌装置等を管理棟に常備し、応急時に直接井戸より取水し、給水拠点とする。

三畠水源地（新改川植田橋南）、中部水源地（国分川新余田橋北）

稲生水源地（里改田馬橋）、日章水源地（高知大学国際交流会館北）

ウ　避難所となる学校等の敷地に 60 ㎥規模の耐震貯水槽を整備し、給水拠点とする。

香南中学校、鳶ヶ池中学校、伊都多神社、久礼田小学校

［資料編　上下水道局　水道施設］

(2)　給水体制の整備

飲料水の確保を図るため、応急給水に必要な給水タンク、応急給水栓、その他の資機材を準備しておくとともに、事前に各関係業者との間において災害時における協力協定を締結し、応急給水体制の整備を行う。

４　物資の備蓄・調達計画

食料、飲料水、毛布等の生活必需品及びその他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定める。なお、計画の策定に当たっては乳幼児や授乳者、高齢者、障害者等のニーズに配慮するよう努める。

また、備蓄を行うに当たって、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定める。

市は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格、集中備蓄、避難場所の市域での状況等を踏まえた分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

また、緊急時においては市の備蓄物資のみでは供給量の確保が困難となることが想定されるので、量販店、農協などとの物品・食料供給協定を締結し、またその際には調達品目、輸送、引渡し方法について取決めを行い体制の整備を図る。

［資料編　物資の備蓄］

［資料編　南国市が締結している災害協定等］

5　集積、供給体制の整備

備蓄・調達物資、義援物資及び公的備蓄の円滑、迅速な供給、配分体制作りを図る。被害の状況に応じて、生活物資集積場所の効率的な運用が図れるよう、避難所、備蓄倉庫等の物資に関する情報は逐次更新し整備を図る。

生活物資集積場所	施設の所在地及び電話
保健福祉センター	南国市大埇甲 320　　TEL 863－7373
大篠公民館	南国市大埇甲 2117　　TEL 864－0623
南国市立スポーツセンター	南国市前浜 1344－3　　TEL 865－8015
久礼田体育館	南国市久礼田 534－1　　TEL 862－1772

6　その他の防災関係機関

(1)　農林水産省

玄米の備蓄

(2)　四国経済産業局

生活必需品などの調達体制の整備

(3)　日本赤十字社高知県支部

毛布、日用品などの備蓄

7　他市町村との相互応援協定

高知県内市町村相互応援協定に基づき、高知県内の市町村が協力して物資・労力等の相互支援を行う。

8　国、県への物資の調達・輸送の要請

災害の規模等によっては、市が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難となる場合に、市に代わって国、県が被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう要請できる体制の整備を図る。

9　国からの食料等の物資の送り込みへの対応

大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻痺などにより、被災地方公共団体からの要請が滞る場合などに対応するため、国が発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みに対応するため、必要な情報の収集、伝達経路等の整備を図る。

第８節　消毒・保健衛生体制の整備（保健福祉センター･環境課･長寿支援課）

１　消毒、保健衛生体制の整備

(1)　市は、県（保健所）の指導を受け、次の事項について体制の整備を図る。

○消毒体制　　○消毒方法

○患者の搬送体制　　○薬剤及び資機材の整備

(2)　薬剤及び資機材は､関係業界団体との協力協定の締結及び県並びに近隣市町村との相互応援体制を整備し、災害時の調達を図る。

［資料編　南国市が締結している災害協定等］

２　ごみ処理体制の整備

(1)　市は、県及び近隣市町村、関係事業者等と協議し、ごみ処理を含めた災害廃棄物処理計画を策定する。

(2)　関係事業者の業務継続計画策定を促進し､災害時における一般廃棄物処理基本計画に基づいたごみ処理の継続を図る。

３　し尿処理体制の整備

(1)　市は、県及び近隣市町村、関係事業者等と協議し、し尿処理を含めた災害廃棄物処理計画を策定する。

(2)　関係事業者の業務継続計画策定を促進し､災害時における一般廃棄物処理基本計画に基づいたし尿処理の継続を図る。

第９節　災害復旧・復興への備え（市民課･企画課･建設課･都市整備課）

１　各種データの整備保全

(1)　戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備に努める。

(2)　市は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

２　復興対策の研究

市は､住民とのコンセンサスの形成､経済効果のある復興施策､企業の自立復興支援方策､復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行う。

第３部　災害応急対策

応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第一次的には市が当たり、県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものに当たる。また、地方公共団体の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、国が積極的に応急対策を支援する。

風水害の災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。さらに、応急収容、必要な生活支援（食料、飲料水、燃料等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。このほか、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

第１章　災害発生直前の対策

風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要である。

第１節　災害対策本部の設置及び解散

災害対策本部の設置基準・動員体制及びそれに伴う実施事項を明らかにし、関係者に周知徹底を図る。

第１　設置及び基準

１　設置及び基準

災害対策本部は、災害対策基本法第 23 条の規定に基づき市域において災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、市長の判断において設置する。

【災害対策本部の基準】

(1)　高知県下に気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく暴風、大雨、洪水警報が発表され、相当規模の災害発生が予想されるとき

(2)　市域に大規模な地震、火災、爆発、その他重大な人為的災害が発生し、その必要があると認めるとき

(3)　災害救助法が適用される災害が発生したとき

(4)　その他災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、特にその対策又は防災の推進を図る必要があると認めるとき

前各号に該当しないが、暴風警報以外の気象業務法に基づく注意報・警報発表の場合及び、災害が発生するおそれがある場合は、状況判断により警戒体制（危機管理課、総務課、建設課、都市整備課、上下水道局、農林水産課、企画課）を行い、所属長権限において必要人員を招集して対応する。

２　連絡会議の設置

災害対策本部の下に、応急対策など的確、迅速な防災活動を実施するに当たっての基本方針を協議し、早急に実施すべき事項を決定する連絡会議を設置する。

３　災害対策本部長

災害対策本部長（以下「本部長」という。）は市長とする。

ただし、市長による指揮・監督が困難な場合、又は市長が不在で直ちに連絡がとれない場合には、次のとおり本部長の職務を代理する。

市長不在の場合における本部長職務の代理順位

第１順位：副市長 第２順位：教育長 第３順位：総務課長

４　災害対策本部の設置要請

本部員の命を受けている者（以下「部長等」という。）が本部設置の必要があると判断したときは、市長に本部の設置を要請することができる。

非常事態には、直ちに本部の設置を行い、事後速やかに市長の承認を得る。

５　事務局

災害対策本部の事務局は危機管理課に置く。災害対策本部における迅速な意思決定のための情報収集及び提供を行うとともに、決定された災害対応の周知を図る。

６　災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、次の場所を設置場所とする。

災害対策本部の設置場所

	設 置 場 所
庁舎が機能している場合	市庁舎４階大会議室
庁舎が被災した場合	消防本部３階

７　標識の掲示

本部の標識を災害対策本部設置施設の正面玄関及び本部室前に掲示する。

８　解散

本部長は、災害対策本部運営規則に基づき、次の要件に該当するときは、本部を解散する。

(1)　災害が発生若しくは拡大するおそれがなくなったと認めたとき

(2)　災害発生後における、災害応急対策がおおむね完了したと認めたとき

［資料編　南国市災害対策本部条例］

［資料編　南国市災害対策本部運営規則］

第２　現地対策本部

１　現地対策本部の設置

本部長は、次に示す基準により、現地対策本部長を指名し、現地災害対策本部を設置する。

○　被害が局地的で、被災地域における救援・救助・復旧対策を総合的かつ臨機応変に指揮する必要があると認めるとき ○　土砂災害の発生するおそれがあり、迅速かつ適切な避難の勧告又は指示の決定・通報並びにその他の救援救助措置を行うために必要と認めるとき

現地対策本部の設置場所は次のとおりとする。

	設　置　場　所
現地対策本部	災害現場近くの公共施設及び空地

2　組　織

現地対策本部には、現地対策本部長、本部員及びその他の職員を置き、災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

3　委譲権限

本部長は現地災害対策本部長の指名に当たって、次の権限を委譲する。

(1)　現地災害対策本部所管地域の避難の勧告及び指示、警戒区域の設定

(2)　現地災害対策本部所管地域の人的かつ物的応急公用負担

第３　災害対策本部の組織・運営

本部の組織及び運営は、災害対策基本法、南国市災害対策本部条例の規定に基づき、地域防災計画の定めるところにより行う。

1　本部における任務

(1)　災害対策本部の任務

ア　本部長、副本部長、本部員

職　名	主　な　任　務
本部長	○　本部会議の議長となること ○　避難の勧告・指示・警戒区域の指定を行うこと ○　国、自衛隊、県、防災関係機関、他市町村、住民・事業所・団体への支援協力要請を行うこと ○　その他本部が行う応急・復旧対策実施上の重要事項について、基本方針を決定すること ○　本部の事務を統轄し、本部の職員を指揮監督すること
副本部長	○　各対策部間の調整に関すること ○　本部長が不在又は事故のあるときは、本部長の職務を代理すること
本部員	○　対策部長として、担当部の職員を指揮監督すること ○　本部会議の構成員として、本部長を補佐すること ○　本部長、副本部長が不在又は事故のあるときは、本部長、副本部長の職務を代理すること ※　本部員が不在の場合、当該部の次席責任者が代理として出席する。

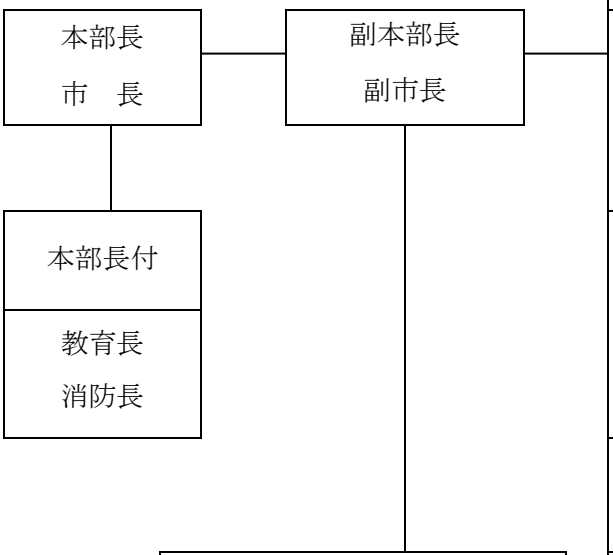
イ　本部会議

災害対策本部は、必要に応じて本部会議を開催し次に掲げる事項について情報交換を行うとともに、その基本方針を決定する。ただし、本部会議を開催するいとまがない場合は、本部長がその方針を決定する。

	災害対策本部会議
災害対策本部長	市長
災害対策副本部長	副市長
災害対策本部員	災害対策本部事務局長・各部長
所掌事務	〈報告事項〉 1　災害情報 2　各対策部の配備体制 3　緊急措置事項 〈協議事項〉 1　被害状況の把握 2　災害対策活動方針の決定に関すること 3　避難の勧告・指示、警戒区域の指定に関すること 4　自衛隊、県、他市町村及び公共機関への応援の要請に関すること 5　救助法の適用に関すること 6　その他災害対策の重要事項に関すること

2　災害対策本部の組織

災害対策本部組織図



総務部	部　長	総務課長
	副部長	財政課長
	副部長	企画課長
	副部長	会計課長
	副部長	監査事務局長
	副部長	選挙管理委員会事務局長
厚　生 福祉部	部　長	福祉事務所長
	副部長	税務課長
	副部長	市民課長
救　護 衛生部	部　長	保健福祉センター所長
	副部長	長寿支援課長
	副部長	環境課長
	副部長	上下水道局長
経済部	部　長	商工観光課長
	副部長	議会事務局長
農　林 水産部	部　長	農林水産課長
	副部長	農業委員会事務局長
土木部	部　長	建設課長
	副部長	都市整備課長
	副部長	地籍調査課長
教育部	部　長	生涯学習課長
	副部長	学校教育課長
	副部長	幼保支援課長
事務局	事務局長	危機管理課長

各部・班名と班長・班員

部　名	班　　名	班　　長	班　　員
総　務　部	総　務　班 情　報　班 出　納　班	総務課長補佐 企画課長補佐 会計課長補佐	総務課員 企画課員 会計課員 財政課員 選管事務局職員 監査事務局職員
厚生福祉部	救助物資福祉班 調　査　班 食　料　班	福祉事務所次長 税務課長補佐 市民課長補佐	福祉事務所職員 税務課員 市民課員
救護衛生部	医療救護班 廃棄物処理班 上下水道班	長寿支援課長補佐 環境課長補佐 上下水道局次長	保健福祉センター職員 長寿支援課員 環境課員 上下水道局員
経　済　部	商工観光班 物　資　班	商工観光課長補佐 議会事務局次長	商工観光課員 議会事務局職員
農林水産部	農林水産班 農地調査班	部長が係長を以ってあてる	農林水産課員 農業委員会職員
土　木　部	建　設　班 都市住宅班	建設課長補佐 都市整備課長補佐	建設課員 都市整備課員 地籍調査課員
教　育　部	教　育　班	生涯学習課長補佐 学校教育課長補佐 幼保支援課長補佐	教育委員会事務局職員
消防本部	消防長が別に定める		
事　務　局	危機管理課		

各部・班の所掌事務

部名	班名	所掌事務
総務部	総務班	1　部内の総合調整に関すること 2　災害見舞者、視察者に関すること 3　施設の保全（普通財産）に関すること 4　公用車の管理及び配車に関すること 5　職員の動員、配備に関すること 6　気象情報の受領、伝達に関すること 7　他の公共団体等への応援要請に関すること 8　その他災害対策全般に関すること 9　救助法の適用申請に関すること
	出納班	1　災害関係経費の支出に関すること 2　災害の予算編成、財政計画に関すること 3　義援金の受付、配分に関すること 4　緊急資材、物品の調達に関すること
	情報班	1　災害関係の取りまとめ及び報告に関すること 2　情報の収集、伝達、記録整理に関すること 3　被災住民の相談に関すること 4　災害関係の広報・記録作成に関すること 5　報道機関への情報提供、連絡調整に関すること
厚生福祉部	救助物資 福祉班	1　部内の総合調整に関すること 2　避難所・福祉避難所の開設・管理運営に関すること 3　災害見舞金、弔慰金の支給に関すること 4　義援・救助物資の受入れ、配分に関すること 5　災害援助資金の貸付けに関すること 6　被災者に対する生活保護法の適用に関すること 7　生活保護世帯の安否確認に関すること 8　遺体収容所の開設（確保）に関すること 9　埋火葬に関すること 10　災害時要援護者に関すること 11　ボランティアに関すること
	調査班	1　被災者並びに被災状況の調査に関すること 2　り災証明の発行に関すること 3　災害に伴う税の減免に関すること 4　応急救助及び危険箇所の調査に関すること
	食料班	1　被災者、救助活動者に対する炊出しに関すること 2　食料の確保・配給・備蓄に関すること
救護衛生部	医療救護班	1　部内の総合調整に関すること 2　医療救護活動とその総合調整に関すること 3　医師会、医療機関との連絡調整に関すること 4　薬業協会、薬剤師会等との連絡調整に関すること 5　医療品、衛生材料等との調達、保管に関すること 6　傷病者の収容看護に関すること 7　被災者の衛生状態の調査に関すること 8　被災地の防疫等、保健衛生活動に関すること 9　災害時要援護者に関すること
	廃棄物処理班 （動物保護班）	1　清掃業務計画の統合調整に関すること 2　ゴミ収集車両の配備編成に関すること 3　被災地の清掃、消毒に関すること 4　し尿の非常処理計画に関すること 5　ペットに関すること

	上下水道班	1　応急給水対策に関すること 2　水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること 3　下水道施設の被害調査及び災害対策に関すること 4　下水道施設の災害応急・復旧対策に関すること 5　災害危険箇所のパトロール及び応急・復旧対策に関すること
経済部	商工観光班	1　部内の総合調整に関すること 2　被災商工観光業者に対する融資等に関すること 3　商工観光施設等の被害調査及び応急・復旧対策に関すること
	物資班	1　救助物資、生活物資等の確保に関すること 2　緊急資材・物品の調達（出納班と共同）に関すること
農林水産部	農林水産班	1　部内の総合調整に関すること 2　農林水産業施設等の被害調査及び災害対策に関すること 3　災害時における病害虫の防除に関すること 4　被害農林水産業者への被害融資に関すること
	農地調査班	1　農地及び農業用施設の災害対策に関すること 2　農作物の被害調査及び災害対策に関すること 3　農畜産物の被害調査及び災害対策に関すること
土木部	建設班	1　部内の総合調整に関すること 2　土木施設の被害調査及び災害対策に関すること 3　土木施設の災害応急・復旧対策に関すること 4　障害物の除去、道路交通網の確保に関すること 5　建設・土木事業者への応援要請に関すること 6　災害対策用機材の確保に関すること 7　土砂災害対策に関すること 8　水防に関すること 9　交通規制等応急交通対策に関すること
	都市住宅班	1　被害建築物の応急危険度判定に関すること 2　都市施設の被害の調査及び災害対策に関すること 3　市営住宅の応急対策に関すること 4　被災住宅の応急修理に関すること 5　災害に係る住家の被害認定に関すること 6　建物災害危険箇所のパトロール及び応急対策に関すること 7　仮設住宅建設に関すること
教育部	教育班	1　部内の総合調整に関すること 2　学校及び社会教育施設の被害調査及び災害対策に関すること 3　避難所（学校、地区公民館）の開設及び管理に関すること 4　児童・生徒の避難対策に関すること 5　被災学校施設及び被災児童・生徒の授業に関すること 6　救助法に基づく学用品の供与に関すること 7　被災児童・生徒の救護に関すること 8　文教関係義援金の受理及び配分に関すること
事務局		1　災害対策本部の運営に関すること 2　本部長の指示、命令に関すること 3　部門内の総合調整に関すること 4　県並びに関係機関との連絡調整に関すること 5　自衛隊の災害派遣の要請に関すること 6　防災行政無線の保守管理に関すること 7　連絡会議に関すること

[災害対策本部の標識板・腕章]

1．標識板

災害対策本部、支部の設置を示すために下図の標識板をそれぞれの場所に設置する。







2．腕章（色は白地に黒字で赤帯）

本部長、副本部長及びその他の職員は、災害応急活動に従事するときは下図に示す腕章を着用する。

ア　本部長用



イ　副本部長用



ウ　各部局長用



エ　各班長用



オ　その他班員用



カ　災害調査協力員用



第４　動員計画

１　職員の配備体制

災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合における職員の配備体制は、次の基準による。

職員の参集・配備基準（風水害等事前予測が可能な場合）

本部	配備体制		配備基準	動員の人数等	動員体制
準備配備			大雨・洪水・暴風警報が発表されているが、第１配備に至らないと判断される場合	小人数により、いつでも第１配備に移行できる連絡体制	危機管理課担当職員
注意体制		第１配備	大雨・洪水・暴風警報が発表され、準備連絡体制以上の体制を必要と判断される場合 災害の発生が予想されるが、警戒体制までには時間の余裕がある場合 市に土砂災害警戒情報が発表されたとき	小人数により、いつでも第２配備に移行できる連絡体制を保ちながら、現地等の情報収集、巡視警戒に当たる体制	危機管理課全員 警戒体制に即対応できるよう、災害関係部署（※１）所属長及び最小限の必要人員
警戒体制		第２配備	相当規模の災害の発生が予想され警戒を必要とする場合、また比較的軽微な規模の災害が発生した場合	災害に対する警戒体制をとるとともに、併せて小災害が発生した場合に対応し、状況により速やかに第３配備に移行できる体制	災害対策本部開設に即対応できるよう、各部責任者及び最小限の必要人員
災害対策本部	非常体制	第３配備	現に災害が発生しつつあり、又は相当規模の災害が発生するおそれのある場合（非常体制）	第３配備要員のほか、さらに必要と認める人員を確保し、いつでも第４配備に移行できる体制	各部(班)においてさらに必要と認められる人員
		第４配備	全域に大災害が発生し又は発生するおそれのある場合、並びに全域でなくても被害が特に甚大と予想される場合(緊急非常体制)	被害応急対策に市の全機能を挙げて処理し、あるいは関係機関団体の応援を求めて対処できる体制	職員全員

※１　災害関係部署は危機管理課、総務課、企画課、建設課、都市整備課、農林水産課、上下水道局をいう。

第２節　風水害に対する警報等の伝達（災害対策本部･危機管理課･消防本部）

１　気象予警報等（再掲）

(1)　気象警報等の発表

高知地方気象台は、気象現象等により災害が起こるおそれがあるときは「注意報」を、重大な災害が起こるおそれがあるときは「警報」を、県内の市町村ごとに発表して注意喚起、あるいは警戒を促す。

(2)　警報等の種類と発表基準

○　注意報

県内のいずれかの市町村において災害が起こるおそれがあると予想された場合に発表される。

○　警報

県内のいずれかの市町村において重大な災害が起こるおそれがあると予想された場合に発表される。

○　気象情報

顕著な現象が予想される場合に発表する予告的情報と、注意報・警報が発表されている場合などに注意報・警報の内容を補完するために発表する補完的情報があり、台風や大雨、高波に関する気象情報、記録的短時間大雨情報（※１）や竜巻注意情報（※２）がある。

また、迅速な水防活動等災害応急対策の実施等の支援となる降水短時間予報等の雨量予報情報、竜巻等突風による被害の軽減に資する竜巻等突風に関する予測情報もある。

※１　記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。高知県における発表基準は 120㎜/h 以上である。

※２　竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、おおむね県単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から１時間である。

(3)　物部川洪水予報

河川の増水やはん濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。物部川については高知河川国道事務所と高知地方気象台が共同で発表している。

(4)　土砂災害警戒警報

高知地方気象台と県土木部防災砂防課が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。

2　気象予警報等の伝達

気象台から通報を受けた県から、高知県防災行政無線システムの電話、FAXにより、市、消防本部、県の出先機関に伝達される。なお、警報については、ＮＴＴ西日本又は東日本から市、消防本部に自動的に配信される。

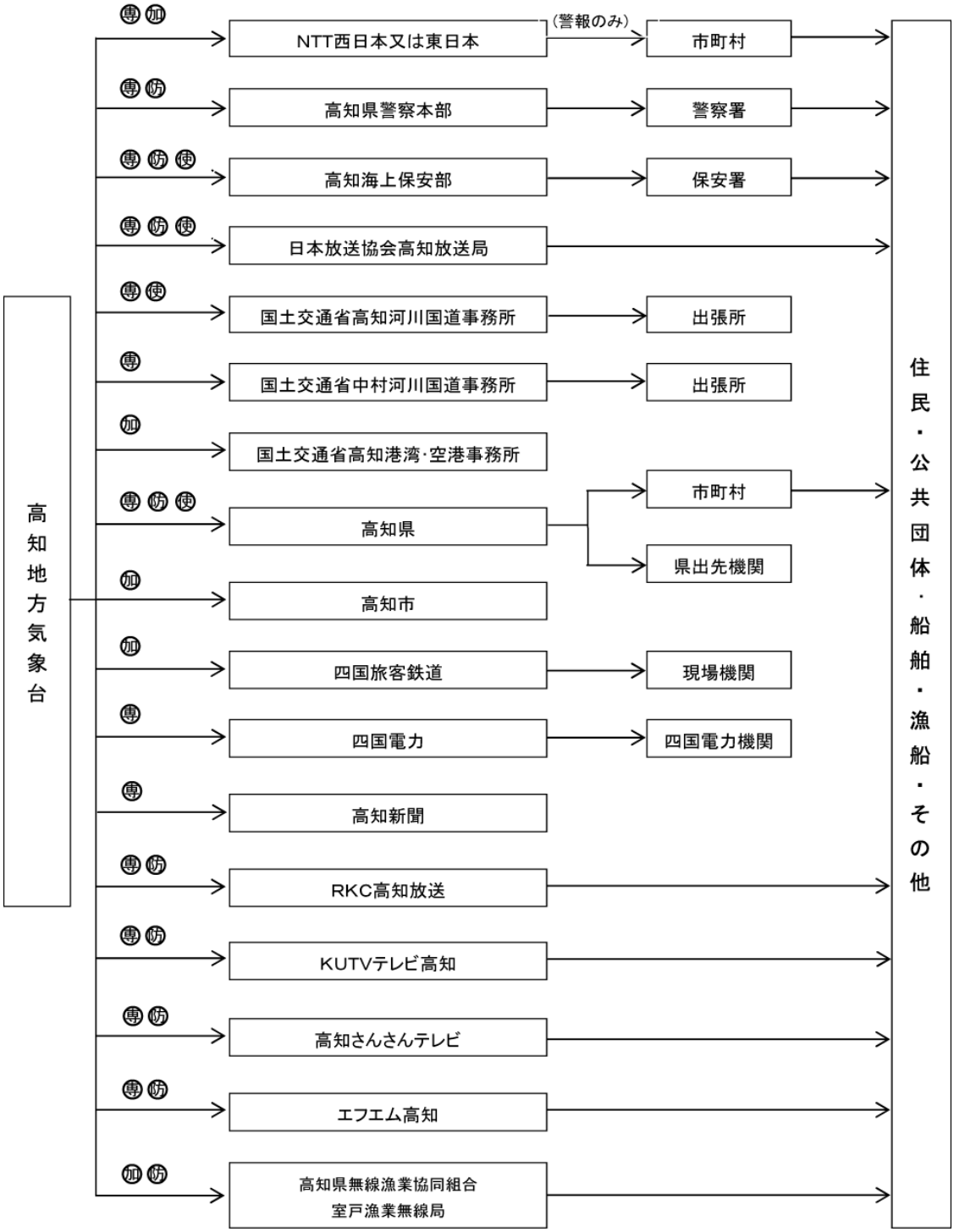
市は、市地域防災計画に基づき、市防災行政無線、広報車等により住民に対して予警報等を伝達する。

また、自主防災組織等の住民組織と連携して広く周知する。なお、災害時要援護者への周知については、特に配慮するものとする。

高知地方気象台から発表される気象予警報等の伝達系統は、別表のとおり。

（別表）

○気象警報等の伝達系統



㊇：加入電話（Fネットを含む）　㊐：防災行政無線
㊎：不通時使走する　㊫：専用線

3　台風等説明会

高知地方気象台は台風、大雨等により災害の発生が予想される場合、気象説明会を開催する。

4　火災気象通報

(1)　火災気象通報の通報と伝達

高知地方気象台は、次の通報基準により、火災気象通報を県に通報する。

高知において

○実効湿度が 60%以下でかつ最小湿度が 40%以下、最大風速７m/s 以上の風が吹くと予想される場合

○平均風速 10m/s 以上の風が１時間以上連続して吹くと予想される場合

※ただし、降雨・降雪中は通報しないこともある。

県は、火災気象通報を市町村（消防機関）に伝達する。

(2)　火災警報の発令

市（消防機関）は、次の場合、火の使用の制限等により火災の発生を防止するため、火災警報を発令する。

○県から火災気象通報を受けた場合

○火災の予防上危険であると認めた場合

第３節　住民等の避難誘導（災害対策本部）

1　避難準備情報

風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、消防団等と連携を図りながら浸水区域や土砂災害危険箇所の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行う。また、災害時要援護者への適切な避難誘導を実施する。広報に当たっては、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

2　避難勧告・避難指示、警戒区域の設定等の実施

(1)　避難勧告・避難指示

市長（本部長）は災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、住民の生命・身体に危険が及ぶと認められるときは、避難区域を定めて、当該地区の住民に対し、避難準備、避難勧告又は避難指示（以下「避難勧告等」という。）を行う。なお、市長が避難勧告等を行えない場合、知事が避難勧告を代行する。このほか、警察官、水防管理者、自衛官、消防署長又はその命を受けた職員が行うことができる。

市は、避難勧告等を実施した場合には、当該地区の近くに避難所を開設し、避難者の誘導と受入れを行う。

区　分	発令の状況	住民の取るべき行動
避難準備 （災害時要援護者避難情報）	人的被害の発生する可能性が高まった状況であり、災害時要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階	災害時要援護者は、計画された避難場所へ避難を開始する。（避難支援者は支援行動を開始する。） 通常の避難行動ができる者は、家族との連絡、非常持ち出し品の用意などの避難準備を始める。
避難勧告	人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	住民は、最寄りの避難場所への避難行動を開始する。
避難指示	人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された状況、又は人的被害が発生した状況	避難中の住民は、確実に避難を完了する。 まだ避難していない住民は、直ちに避難行動を開始する。

(2)　避難の準備

実　施　者	災害の種類	根　拠　法	備　　考
避難の勧告・指示の実施者	災害全般	地域防災計画	

(3)　避難の勧告

実　施　者	災害の種類	根　拠　法	備　　考
市　　長	災害全般	災害対策基本法第60条	
知　　事	災害全般	災害対策基本法第60条	市長ができない場合に代行

(4)　避難指示

実　施　者	災害の種類	根　拠　法	備　　考
市　　長 （水防管理者）	災害全般 洪　　水	災害対策基本法第60条 水防法第29条	
知　　事	災害全般	災害対策基本法第60条	市長ができない場合に代行
知　　事 その命を受けた職員	洪　　水	水防法第29条	
	地すべり	地すべり等防止法第25条	
警　察　官	災害全般	災害対策基本法第61条第１項	市長が避難の指示をするいとまがないと認めるとき、又は市長から要求があったとき
自　衛　官	災害全般	自衛隊法第94条	警察官がその場にいないとき

(5)　警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民の生命を守るため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該地域への立入制限・禁止、又は当該地域からの退去を命じる。

実　施　者	災害の種類	根　拠　法	備　　考
市　　長	災害全般	災害対策基本法第63条	
消防機関に属する者	洪　水	水防法第21条	
消防署長、消防署員、消防団員	水害以外の災害	消防法第23条の２ 消防法第36条において準用する消防法第28条	第23条の２：火災警戒区域 第28条　　：消防警戒区域 第36条　　：消防警戒区域として水災を除く他の災害に準用
警　察　官	災害全般	災害対策基本法第63条 第２項	市長（委託を受けた職員を含む）がその場にいないとき又は市長から要求があったとき
自　衛　官	災害全般	災害対策基本法第63条	市長（委任を受けた職員を含む）、警察官がその場にいないとき

(6)　避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準

市長は、住民の生命、財産の保護を図るため、次の基準により避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令を行う。ただし、以下の基準によらず、その地域の特性及び気象状況により必要と認められる場合は、避難勧告、避難指示を行う。

ア　水害の場合

浸水が急激な場合や避難する道路が冠水している場合など、屋外への避難が難しい場合、自宅の２階等への一時的な避難（垂直避難）など、状況に応じた避難行動を住民自らが選択、判断する必要がある場合を考慮する。

(ｱ)河川等の種別、区域

河川等の種別	物部川 （幹川）	国分川 （幹川）	物部川、国分川の各支川及びその他の河川等 （以下「その他の河川等」という。）
	水防警報の指定河川	水防警報の指定河川	内外水被害
区域の設定	深淵水位観測所を基準とし、区域は洪水ハザードマップとする。	三畠水位観測所を基準とし、区域は洪水ハザードマップとする。	区域は、施設管理部署が主体となり、関係部署と協議して設定する。観測点も同様に設定する。
観測水位の種別	「水防団待機水位」 「はん濫注意水位」 「避難判断水位」 「はん濫危険水位」	「水防団待機水位」 「はん濫注意水位」 「避難判断水位」 「はん濫危険水位」	「避難準備水位」、「避難勧告水位」、「避難指示水位」を設定する。また地域の状況により「避難判断水位」の設定を行う。

(ｲ)　避難準備情報

・避難対象地域の災害時要援護者に対しては、「避難勧告」を発令する。
・夜間に発令するような状況であれば、日没前に発令するものとする。

・洪水警報が発表され、「はん濫注意水位」を超え、さらに上昇するおそれがあるとき（水防警報の指定河川）

・大雨・洪水警報が発令され、設置した観測点の内水位が「避難準備水位」に達したとき（その他の河川等）

(ｳ)　避難勧告

・「避難判断水位」に達し、さらに上昇が見込まれるとき。（水防警報の指定河川）

・「避難判断水位」に達し、さらに上昇が見込まれるとき。また、設置した観測点の内水位が「避難勧告水位」に達したとき（その他の河川等）

(ｴ)　避難指示

・「はん濫危険水位」を超え、さらに上昇するおそれがあるとき。（水防警報の指定河川）

・「はん濫危険水位」に達したとき、又は「はん濫危険水位」を超えさらに水位が上昇するおそれがあるとき。又は、設置した観測点の内水位が「避難指示水位」に達したとき（その他の河川等）

表１　水防警報河川と基準水位観測所（国）

河川名	基準水位観測所	地先名	位置	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
物部川（幹川）	深淵	香南市野市町深淵	河口より3.60㎞	2.80m	3.40m	4.30m	4.75m

表２　水防警報河川と水位観測所（県）　※南国市の水防警報基準水位観測所としている。

河川名	基準水位観測所	地先名	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	備考
国分川（幹川）	三畠	南国市三畠	2.20mm	2.70m	3.30m	3.70m	

表３　他の水位観測所及び諸元

河川名	水位観測所	地先名	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	備考
下田川	片山	南国市片山	－	－	－	3.40m	
下田川	下田	南国市稲生字水越	－	－	－	3.30m	

イ　土砂災害の場合

区域は、県の指定した土砂災害警戒区域とするが、避難発令が必要と判断される土砂災害危険箇所を含む。

住民においては、土砂災害警戒警報等が発表されていなくても、斜面の状況には常に注意を払い、普段とは異なる状況（一般に「土砂災害の前兆現象」と言う）に気がついた場合には、直ちに周りの人と安全な場所に自主避難するとともに、市役所等に連絡する。また、避難行動自体が危険な場合は留まるという判断も重要となることも考慮する。

(ｱ)　土砂災害警戒情報、土砂災害警戒避難基準情報

○土砂災害警戒情報とは

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市長村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報である。

「土砂災害警戒情報」は、高知県の基準である「土砂災害警戒避難基準雨量」と高知地方気象台の基準である「土壌雨量指数」の両方の基準を超えた場合に市町村単位で発表される。

気象庁｜土砂災害警戒情報：高知県

http://www.jma.go.jp/jp/dosha/344_index.html

○土砂災害警戒避難基準情報とは

「土砂災害警戒避難基準情報」は高知県の公開する土砂災害発生の危険度を表している。

この情報は、過去の降雨と土砂災害の発生状況から一定の基準線を設け、この基準線の超過状況により土砂災害発生の危険度（注意、警戒、危険）を表している。

高知県土木部防災砂防課｜土砂災害警戒情報解説｜土砂災害警戒避難基準情報

http://www.pref.kochi.lg.jp/~bousai/uryou/map.htm

(ｲ)　避難準備情報

・避難対象地域の災害時要援護者に対しては、「避難勧告」を発令する。
・夜間に発令するような状況であれば、日没前に発令するものとする。

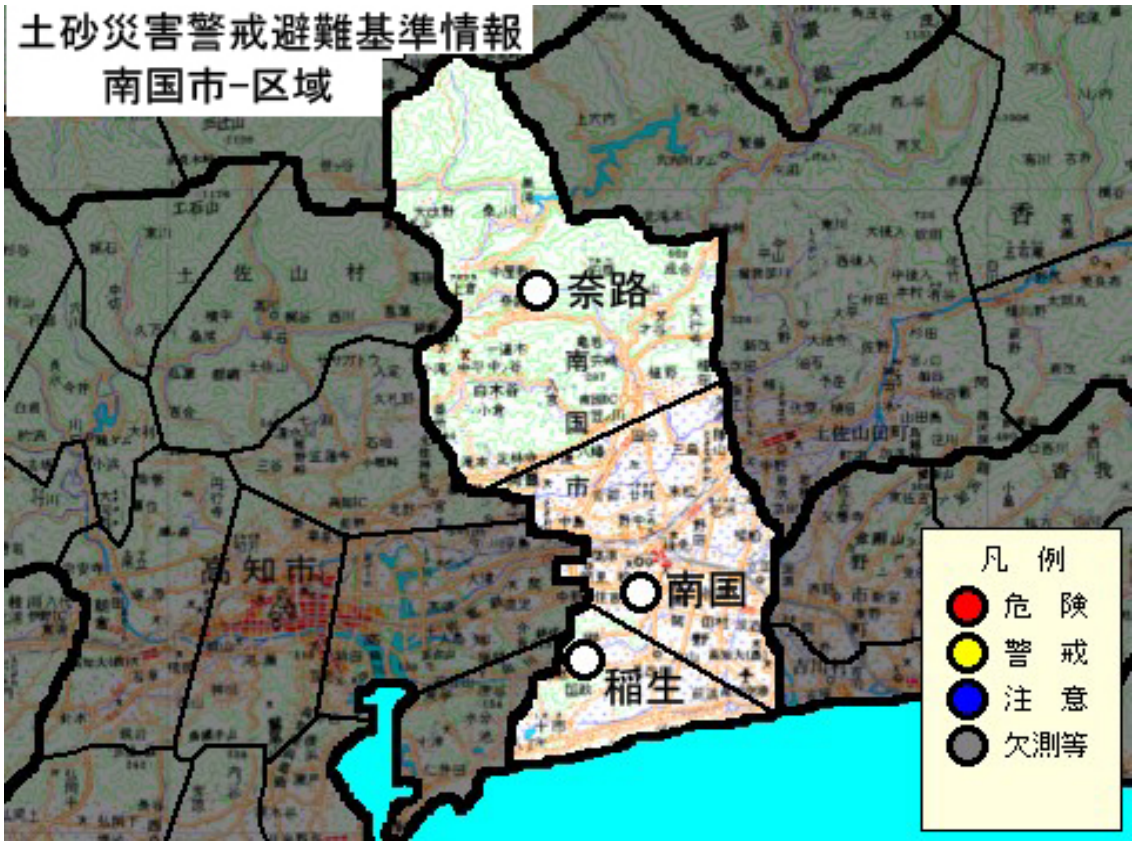
・大雨警報（土砂災害）を参考とし、県土砂災害警戒避難基準情報において、各雨量観測所で２時間後に土砂災害の危険性が高まる雨量に達すると予想されるとき
・近隣で前兆現象（湧水・地下が濁り始めた、水量が変化したとき等）が発見されたとき

(ｳ)　避難勧告

・土砂災害警戒情報を参考とし、県土砂災害警戒避難基準情報において、各雨量観測所で１時間後に土砂災害の危険性が高まる雨量に達すると予想されるとき
・近隣で前兆現象（渓流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にひび割れ発生）が発見されとき

(ｴ)　避難指示

・県土砂災害警戒避難基準情報において各雨量観測所で土砂災害の発生の危険性が非常に高くなっていると判断されるとき
・近隣で土砂災害が発生するおそれがあるとき、近隣で土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面のひび割れ等）が発見されたとき



○土砂災害に関する危険度情報エリアと地区の概略

奈路エリア：大改野地区、黒滝地区、奈路地区、亀岩地区、天行寺地区、
久礼田地区、領石地区、八京地区、白木谷地区、
岡豊町定林寺地区、岡豊町八幡地区

南国エリア：大埇地区、住吉野地区

稲生エリア：里改田地区、十市地区

［資料編　土砂災害警戒区域］

ウ　波浪災害の場合

区域は、各避難発令部署が主体となり、関係部署と協議して設定する。

(ｱ)　避難準備情報

・避難対象地域の災害時要援護者に対しては、「避難勧告」を発令する。
・夜間に発令するような状況であれば、日没前に発令するものとする。

・消防団において「準備」若しくは「出動」の水防活動体制が必要となる場合
・気象・波浪状況等により発令が必要と判断されるとき

(ｲ)　避難勧告

・「波浪警報」が発表され、有義波高が 8.0ｍに達し、さらに波高の上昇が予想されるとき
・消防団において「距離確保準備」の水防活動体制が必要となる場合
・気象・波浪状況等により発令が必要と判断されるとき

(ｳ)　避難指示

・「波浪警報」が発表され、有義波高が 9.0mに達したとき
・消防団において「距離確保」の水防活動体制が必要となる場合
・気象・波浪状況等により発令が必要と判断されるとき

エ　津波災害の場合

(ｱ)避難勧告

・震度４程度以上の強い地震を感じた場合、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ避難が必要と判断したとき。
・津波警報が発表されたとき。
・異常な水象を知ったとき。
・災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき。

(ｲ)　避難指示

・避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められたとき。
・災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき。

(7)　避難準備情報、避難勧告、避難指示、警戒区域の設定の伝達

ア　伝達事項

避難勧告等を発令した場合及び警戒区域を設定した場合には、市は当該地区の住民及びその他の者に対し、次の事項を通知する。

(ｱ)　発令者

(ｲ)　避難準備情報、避難勧告、避難指示、警戒区域の設定の理由

(ｳ)　避難の日時、避難先及び避難経路

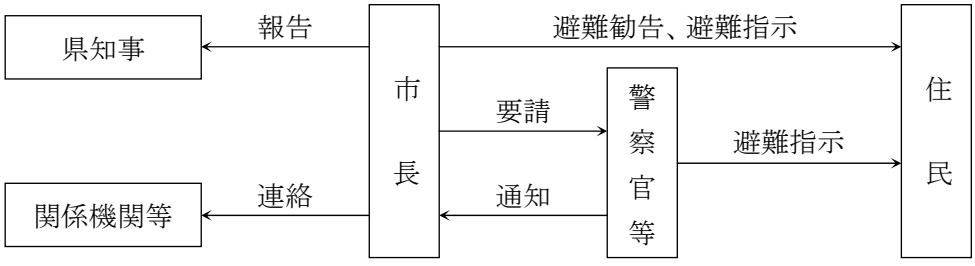
イ　伝達方法

避難勧告等及び警戒区域の設定の伝達は、次の方法を用いて迅速に行う。

【情報班】
　○防災行政無線　○広報車　○テレビ・ラジオによる報道　○エリアメール
【警察官・消防署員及び現地対応職員（建設班・農地調査班・消防団）】
　○警察官・消防署員による戸別訪問（口頭）　○サイレン・警鐘
　※現地対応職員及び消防団は、警察官及び消防吏員の対応補助に当たる。

(8)　避難準備情報・避難勧告・避難指示の発令者又は警戒区域設定者の措置

市は、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令又は警戒区域設定を行ったときは、その旨を防災行政関係機関（県・警察署・消防署・消防団）に通知する。



第２章　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり、このため、風水害の規模や被害の程度に応じ、国、公共機関、県、市等は、情報の収集・連絡を迅速に行うこととする。この場合、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

国、公共機関、県、市等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

収集・連絡された情報に基づく判断により、国、公共機関、県、市等は、他機関と連携を取りつつ、応急対策の実施体制をとる。

第１節　災害情報の収集・連絡（災害対策本部）

１　被害規模の早期把握のための活動

災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集を図る。

また、消防団等の巡視活動等を通じ、被害状況の早期把握に努める。

２　災害発生直後の被害の第一次情報の収集・連絡

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡する。

(1)　情報収集活動

○消防機関からの報告

○警察署からの情報入手

○自治会（自主防災組織を含む）からの情報入手

○防災関係機関からの情報入手

○各出先機関からの報告及び災害現地への職員派遣

○勤務時間外にあっては、職員の登庁途上での目視

(2)　被害状況の報告

ア　県への報告

(ｱ)　市は、イの状況について、県に報告を行う。

(ｲ)　市は、通信途絶等により、県に報告ができない場合には、消防庁に直接報告を行う。この場合、県と連絡がとれるようになった後は、県に報告する。

(ｳ)　市の報告は、高知県防災情報マルチネットワークシステムを優先利用する。

イ　必要な情報の種類

(ｱ)　災害の概況

a　発生場所

b　発生日時

c　災害種別

(ｲ)　被害の状況

a　人的被害、住居被害など

b　ライフラインの被害状況

(ｳ)　応急対策の状況

a　応援の必要性

b　災害対策本部の設置及び解散

c　消防、水防、救急救助等消防機関の活動状況

d　避難の勧告・指示の状況

e　避難所の設置状況（自主避難の状況を含む。）

f　実施した応急対策

(ｴ)　その他必要な事項

ウ　報告の区分

(ｱ)　即報

報告すべき災害等を覚知したときは、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第一報を報告し、以後判明したもののうちから逐次報告する。

(ｲ)　確定報告

応急対策を終了した後 20 日以内に県を経て消防庁へ報告する。

エ　報告の取扱い

(ｱ)　被害状況等の報告は次の取扱要領等に基づいて行い、二つの報告は一体的に取り扱う。

a　災害報告取扱要領

b　火災・災害等即報要領

(ｲ)　報告すべき災害の範囲

a　救助法の適用基準に合致するもの

b　市が災害対策本部を設置したもの

c　災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの

d　災害による被害が当初は軽微であっても、今後ａ～ｃの要件に該当する災害に発展するおそれのあるもの

e　地震が発生し、市の区域内で震度４以上を記録したもの

f　その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて報告する必要があると認められるもの

高知県危機管理部危機管理･防災課

区分（平日・夜間共通）		番　　号
Ｎ　Ｔ　Ｔ　回　線	ＴＥＬ	088-823-9018
	ＦＡＸ	088-823-9253
高知県防災行政無線 地　　上　　系	ＴＥＬ	77－72-9018(県防)
	ＦＡＸ	77－72-9253(県防)

消防庁連絡先

区分 回線別		平日（9:30～17 ： 45） ※応急対策室	左　記　以　外 ※宿直室
ＮＴＴ回線	ＴＥＬ	03-5253-7527	03-5253-7777
	ＦＡＸ	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	ＴＥＬ	TN-048-500-7527	TN-048-500-7782
	ＦＡＸ	TN-048-500-7537	TN-048-500-7789

（注）TN は、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。

(3)　異常現象発見時の通報

ア　災害が発生するおそれがあるような次の異常現象を発見した者は、その旨を遅滞なく市、警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市に通報しなければならない。

(ｱ)　水害（河川、ため池等）

堤防の亀裂又は欠け・崩れ、堤防からのたん水など

(ｲ)　土砂災害・山地災害

山鳴り、降雨時の川の水位の低下及び流れの濁りや流木の混在、地面のひびわれ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し、わき水の濁り又は量の変化、がけの亀裂、小石の落下など

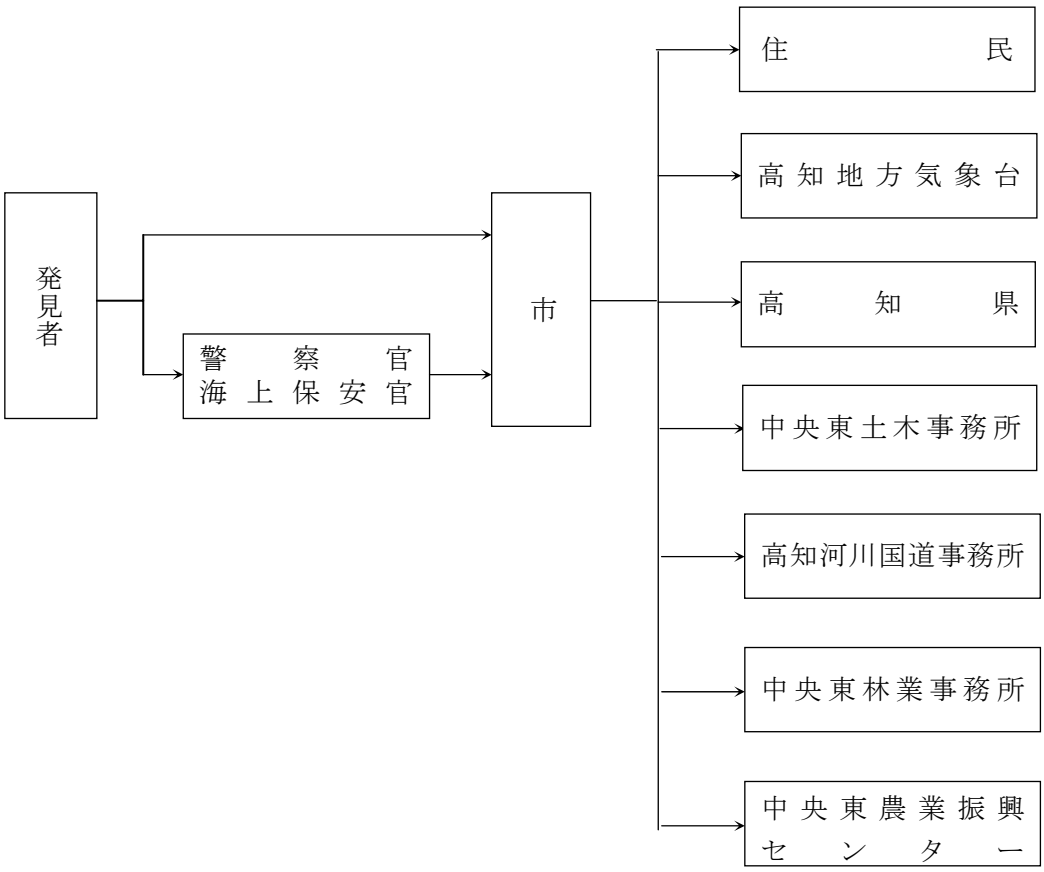
(ｳ)　異常気象現象

竜巻などの異常な気象現象など

イ　通報を受けた市はその旨を、県、気象台、その他所定の箇所に通報する。

ウ　市は、必要に応じ関係機関と連携して住民への周知徹底を図る。

異常現象発見時の伝達系統



3　応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡するとともに、県の実施する応急対策の活動状況を把握し対応に努める。また、関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

4　被害状況の記録

被害状況の写真を、被害状況確認の資料として写真撮影し被害記録の収集確保に努める。

第２節　通信手段の確保（総務課･危機管理課･消防本部）

災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するものとする。このため、国、公共機関及び県、市は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を現場に配置する。

１　機能の確認と応急復旧

(1)　防災関係機関は、災害発生後直ちに、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

(2)　各通信事業者は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の災害対策用の通信の確保を優先して、応急復旧に努める。

２　非常時の通信手段の確保

(1)　有線通話が可能なとき

電話回線の混乱を避けるため次の通信手段による。

・高知県防災行政無線回線（地上系・移動系）を優先使用する。
・災害時優先電話を利用する。
・携帯電話、自動車電話、衛星携帯電話等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定を行う。

(2)　自機関の電話が利用できないとき

・他機関の専用電話を利用することができる。

(3)　有線通信が途絶し利用できないとき

・他機関の有する無線通信施設を利用することができる。
・非常通信の運用（高知県非常通信協議会の協力を得る）

(4)　被災現地で活動するとき

・同一通信系を確保するため防災相互用無線を利用する。

第３節　活動体制の確立（総務課･危機管理課）

１　市は、災害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合、速やかに、職員の非常参集、情報収集体制の確立を行うとともに、市においては災害対策本部の設置、現地災害本部の設置等必要な体制をとる。

２　市災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係地方行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努める。

３　市災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

４　市は、県の防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難支援計画の実施等に努める。

第４節　広域的な応援体制（総務課･危機管理課･消防本部）

市は、災害の発生時には、その規模等に応じて、連携して、広域的な応援体制の迅速な構築を図る。

市は、大規模な災害の発生を覚知したときは、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

１　他の地方公共団体等への応援要請

(1)　他の市町村への応援要請

市は、必要と認めるときは、災害対策基本法第 67 条及び「高知県内市町村災害時相互応援協定」に基づき、協定市町村に応援要請を行う。

要請先	協定市町村
要請方法	文書（緊急の場合は電話、無線等で行い、事後文書送付）
応援の要　請	災害の状況
	応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
	応援を必要とする職員の職種別人員数
	応援を必要とする場所及び機関
	その他職員の応援について必要な事項
応援の種　類	食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
	被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
	救援活動に必要な車両及び舟艇等の提供
	被災者を一時収容するための施設の提供
	被災児童・生徒等の一時受入れ
	物資等の提供に係る職員及び災害対策本部の運営に必要な職員の派遣
	特に要請があった事項

［資料編　高知県内市町村災害時相互応援協定］

［資料編　宮城県岩沼市　高知県南国市　災害時相互応援協定］

(2)　県への応援要請

市は、必要と認めるときは、災害対策基本法第 68 条に基づき、県に応援要請を行う。

応援要請又は職員の派遣要請は、応援の内容等を明らかにした上で文書にて行うが、緊急の場合は、電話、県防災無線で要請し、後日文書を送付する。

要請先	高知県
要請方法	文書（緊急の場合は電話、無線等で行い、事後文書送付）
応援の要　請	災害の状況
	応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
	応援を必要とする職員の職種別人員数

	応援を必要とする場所及び機関
	その他職員の応援について必要な事項

(3)　職員の派遣の要請

市は、必要な場合、災害対策基本法第 29 条第２項に基づき、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。

要　請　先	指定地方行政機関、指定公共機関
要 請 方 法	文書
職員の派遣 要請・あっせん	派遣を要請する理由
	派遣を要請する職員の職種別人員数
	派遣を必要とする期間
	派遣される職員の給与その他勤務条件
	その他必要な事項

(4)　職員の派遣のあっせんの要求

市は、必要に応じて、災害対策基本法第 30 条に基づき、国及び県に対し関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関の職員の派遣に係るあっせんを要請する。

要　請　先	国、高知県
要 請 方 法	文書
職員の派遣 要請・あっせん	派遣のあっせんを求める理由
	派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
	派遣を必要とする期間
	派遣される職員の給与その他勤務条件
	その他必要な事項

２　市町村間の相互応援

被災市町村は、災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求めるものとする。

上記の応援を求められた市は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動するものとする。

３　消防における相互応援協力

(1)　県内消防本部の応援

ア　消防・救急相互応援協定による応援要請

市長は、市の消防力では十分な活動が困難である場合、あらかじめ結んだ相互応援協定に基づき、他の消防機関に対し応援要請を行う。

イ　知事による応援出動の指示

市長は、市の消防力では十分な活動が困難である場合、知事に対して県内消防本部の応援出動の指示を要請する。

(2)　緊急消防援助隊による応援

ア　応援要請

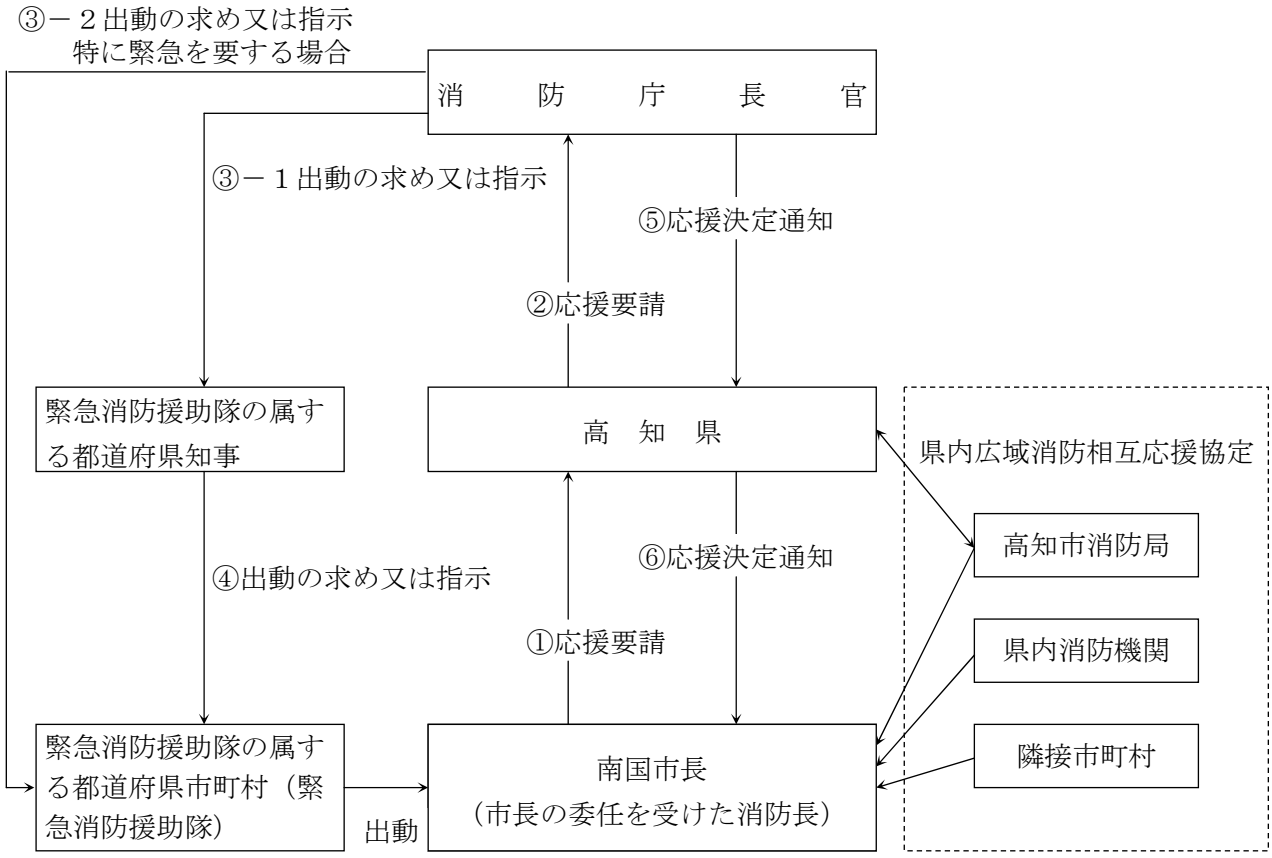
(ｱ)　市長は、被害が甚大で、迅速な消火、救出・救助等を行うために高度な資機材を要する場合等において必要と判断したときは、速やかに知事に緊急消防援助隊の応援要請を依頼する。

(ｲ)　知事は、依頼又は自らの判断により消防庁長官に要請を行う。

(ｳ)　知事は、要請に当たり事前に消防本部との間で事前調整を行うとともに、要請を行った場合は速やかにその旨を消防本部及び市長に報告する。

(ｴ)　知事は、消防庁長官から応援決定の通知を受けたときは、速やかに消防本部及び市長に連絡する。

緊急消防援助隊応援要請系統図



消防組織法の根拠条項

①②		第44条第１項
③－１	求めによる場合 指示による場合	第44条第１、２項 第44条第５項
③－２	求めによる場合 指示による場合	第44条第４項 第44条第５項
④	求めによる場合 指示による場合	第44条第３項 第44条第６項

イ　緊急消防援助隊調整本部の設置

緊急消防援助隊が出動した場合、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な行動に資するため、緊急消防援助隊調整本部を設置する。緊急消防援助隊調整本部は、被災地が本市のみの場合は市が設置する。被災地が複数の市町村である場合には県が設置する。

(ｱ)　市が設置する場合の構成員は、原則として、市長又はその委任を受けた者、消防庁派遣職員、県派遣職員、指揮支援部隊長、県代表消防機関の派遣職員。本部長は市長又はその委任を受けた者。

(ｲ)　県が設置する場合の構成員は、原則として、知事又はその委任を受けた者、被災地である市町村の派遣職員、消防庁派遣職員、指揮支援部隊長、県代表消防機関の派遣職員。本部長は知事又はその委任を受けた者。

ウ　経費負担

「緊急消防援助隊の活動に係る経費負担について（平成８年消防救第 59 号消防庁救急課長通知）」に基づき決定する。

４　自衛隊派遣要請

市長は、大規模災害による被害が拡大し、人命又は財産の保護のため自衛隊による応急措置が必要と認めるときは、災害対策基本法第 68 条の２に基づき、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。この場合において、市長は、その旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。知事に対して要請ができない場合には、市長は、その旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

市長は、上記の自衛隊への通知をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知する。

(1)　災害派遣要請

ア　要請基準

激甚な被害が発生し、次に掲げる応急対策が不可能であると市長が認めた場合は、県に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

(ｱ)　人命救助

(ｲ)　消防、水防

(ｳ)　救援物資の輸送

(ｴ)　道路の障害物除去

(ｵ)　応急の医療、防疫、給水、入浴支援、通信支援

(ｶ)　緊急な公共施設の応急復旧

イ　要請手続

次の事項を記載した自衛隊災害派遣要請依頼書を知事に提出し、派遣を要請する。ただし、緊急を要する場合は電話等により依頼し、事後速やかに文書を提出する。

(ｱ)　派遣要請依頼日時

(ｲ)　災害状況及び派遣依頼理由

(ｳ)　派遣期間

(ｴ)　派遣区域

(ｵ)　現地連絡員

(ｶ)　派遣活動内容

(ｷ)　その他必要事項

ウ　災害派遣要請の依頼ができない場合の措置

市長は以下の場合、その旨及び災害の状況を、指定部隊等の長に対し直接通知することができる。なお、この場合、知事に連絡がとれ次第、速やかにその旨の報告を行う。

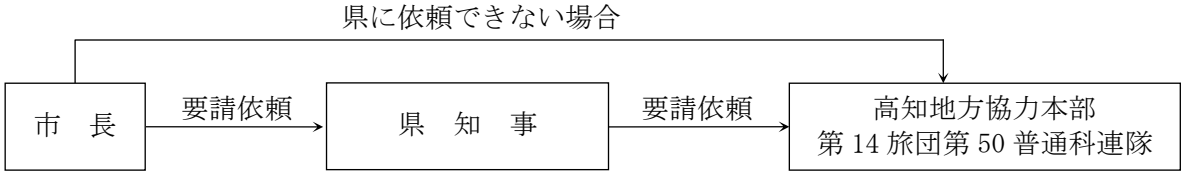
(ｱ)　緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に依頼するいとまがないとき

(ｲ)　通信の途絶等により知事への依頼ができないとき

エ　派遣要請窓口

機　関　名	電　話　番　号	
	県防災行政無線	一般加入電話
高知県危機管理部	72-9018 80-640（地上系ＦＡＸ）	088-823-9018 088-823-9253（ＦＡＸ）
第14旅団第50普通科連隊	31215-619	0887-55-3171
自衛隊高知地方協力本部		088-822-6128

要請系統図



オ　自主派遣

大規模な地震等（震度５弱以上）の災害が発生した場合、関係機関への情報提供を目的とした情報収集のための部隊等の派遣や通信途絶により県との連絡が不可能である場合における人命救助のための部隊等の派遣等、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣できる。

自主派遣の基準は次のとおりである。

(ｱ)　災害に関する情報を関係機関に提供する必要が認められるとき

(ｲ)　直ちに救援の措置をとる必要が認められるとき

(ｳ)　自衛隊の実施すべき救助活動が人命に関すると認められるとき

(ｴ)　その他上記に準じ、知事からの要請を待ついとまがないと認められるとき

(2)　災害派遣部隊の活動内容

項　　目	活　　動　　内　　容
被害の状況把握	車両、航空機等により情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難指示、勧告等が発令され、避難や立ち退き等が行われる必要があるときは、避難者の誘導、輸送を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
交通規制	警察官が現場にいない場合、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの策定、運搬、積込み等を行う。
消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の消防用具をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
道路又は水路の啓開	道路又は水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者の応急医療、救護及び防疫、病虫防除の支援を行う。
通信支援	災害派遣任務の達成に支障をきさない限度における通信支援を行う。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸与及び譲与	被災者に対し救援物資を無償貸与又は譲与する。
危険物の除去	自衛隊の能力の範囲内における火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(3)　派遣部隊の受入体制

ア　派遣部隊との連絡

(ｱ)　派遣部隊の任務などについては、直接派遣部隊に申入れを行わず、県を通じて行う。

(ｲ)　本部長は、必要に応じて自衛隊に対し災害対策本部又は現地災害対策本部に連絡員の派遣を要請する。

イ　宿営施設

派遣部隊の宿営には、活動が必要な地区の学校、公民館等の公共建物を提供する。

ウ　派遣部隊指揮所の設置

自衛隊の災害派遣業務を調整し災害応急体制を確立するため、市役所内又は災害対策本部設置施設内に派遣部隊の指揮所を設置する。

エ　派遣部隊の誘導

派遣部隊が応急対策に従事している間、関係各部は、被災地域内における誘導並びに災害対策本部との連絡に当たるため、必要な職員を派遣部隊とともに行動させる。

オ　応援作業

関係各部は、必要に応じて災害派遣部隊の作業を応援するため、関係機関及び地元関係者と協議し、応援作業計画を立て、派遣部隊との連絡をとり作業を実施する。

(4)　経費の負担

ア　市の負担

自衛隊の救援活動に要した費用は、原則として派遣を受けた市が負担する。また、本市以外の他の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して決定する。

(ｱ)　派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地建物等の使用料及び借上料

(ｲ)　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費・燃料費（自衛隊装備品に係るものを除く。）、水道料、電話、通信費等

(ｳ)　派遣部隊が活動するために必要な資材、機材等の購入、借り上げ、修理費

(ｴ)　派遣部隊が救援活動に伴い発生した損害の補償（自衛隊装備品以外）

(ｵ)　その他、救援活動の実施に要する経費で、負担区分について疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

イ　自衛隊の負担

(ｱ)　使用資機材の準備及び経費の負担区分

自衛隊は、派遣部隊等の給食・装備器材、被服等の作業整備更新に要する経費及び災害地への往復に要する経費を負担する。

(ｲ)　災害救助のための無償貸与及び譲渡

a　無償貸与

自衛隊は、期限を定め応急復旧に特に必要な物品を貸し付けることができる。

期限は次のとおりである。

・救助法による救助を受けられるまでの期間

・災害救助のため必要な期間（３か月以内）

b　譲渡

自衛隊は、緊急を要するときは食料品、飲料水、医薬品など救援物資を譲渡することができる。

(5)　派遣部隊の撤収要請の手続

本部長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、県知事や派遣部隊と協議を行い、速やかに知事に対し自衛隊の撤収を依頼する。

〈撤収依頼事項〉

ア　撤収日時

イ　派遣部隊名

ウ　事故の有無

エ　派遣人員、機材及び従事作業内容

オ　その他

(6)　災害対策基本法に基づく自衛官の権限

災害派遣を命じられた派遣部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において市職員、警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

この場合、当該措置をとったときは直ちにその旨を本部長に通知しなければならない。

ア　警戒区域の設定及びそれに基づく立入制限・禁止並びに退去命令

イ　他人の土地、建物等の一時使用

ウ　現場の被災工作物等の除去

エ　住民等を応急措置の業務に従事させること

第３章　災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動

第１節　災害の拡大防止と二次災害の防止活動（建設課･都市整備課）

風水害においては、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにつながる。また、堤防等の被害による再度災害、風倒木の流出による二次災害防止対策を講ずる。

１　浸水被害の拡大、再度災害の防止

(1)　浸水被害が発生した場合、その被害を軽減するため、必要に応じて排水対策を実施する。

(2)　被害を受けた堤防等について、浸水被害の拡大を防止するため施設の応急復旧を行う。

２　土砂災害の発生、拡大防止のための情報の受領等

(1)　国土交通省は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。市は、受領した情報に基づき適切な対策を実施する。

(2)　国及び県、市は、土砂災害の発生・拡大の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、土砂災害危険箇所等の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。

３　風倒木対策

市は、風倒木による二次災害を防止するため、必要に応じ風倒木の除去など応急対策を講ずる。

第２節　施設・設備等の応急復旧活動（建設課･都市整備課･上下水道局）

迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設や、二次災害・再度災害を防止するための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

１　施設・設備の応急復旧活動

(1)　市は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

(2)　市は、被災の程度に応じて派遣される緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）により、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に対する支援を受ける。

２　住宅の応急復旧活動

市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

災害救助法の適用となる場合は、「災害にかかった住宅の応急修理」における所定の手続を行う。

３　被災宅地の応急危険度判定

市域において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を実施することによって、二次災害を軽減、防止し住民の安全の確保を図る。

市は、市域における危険度判定活動の支援を県に要請する。

○　「宅地」

宅地造成等規制法第２条第１号に規定する宅地のうち住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物等の敷地並びにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地をいう。

○　「危険度判定」

被災宅地危険度判定士の現地踏査により、宅地の被災状況を調査し、変状項目ごとの配点から危険度を分類することをいう。

○　「危険度判定実施本部」

危険度判定を実施するために被災した市町村の災害対策本部に設置する組織をいう。

（参　照）　被災宅地危険度判定実施要綱/被災宅地危険度判定連絡協議会

第３節　複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。

第４章　救助・救急及び医療活動

災害発生後、被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うことは、生命及び身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

第１節　救助・救急活動（災害対策本部･消防本部）

１　消防活動

(1)　住民、自主防災組織等は周辺地域の初期消火に努める。

(2)　消防機関は、人命の安全確保のための消火活動を優先的に実施する。

(3)　必要に応じて、他市町村及び県に応援を要請する。

２　人命救助活動

人命の救助は、全ての活動に優先するため、各種活動は、「人命救助活動」の妨げとなる場合は、規制する。

人命救助活動は、市が行い、県等他の機関は、市町村の活動に協力することを基本とする。

災害発生時の人命救助活動は、地域住民や自主防災組織が率先して実施することに努める。

(1)　住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

(2)　市、県、県警察は、住民、自主防災組織と協力して救助活動を実施する。

(3)　海上における救助活動は、主として海上保安部が実施する。

(4)　県は、必要に応じ、迅速に自衛隊に災害派遣要請を行う。

(5)　県警察は、必要に応じ、迅速に広域緊急援助隊の援助要請を行う。

第２節　医療活動（保健福祉センター･長寿支援課）

市は、南国市医療救護計画に基づいた医療救護活動を行うほか、必要に応じ市域内の民間医療機関に対し、医療活動の協力を求める。

［資料編　南国市医療救護計画抜粋］

［資料編　南国市災害医療救護用無線電話装置管理規則］

第３節　惨事ストレス対策（保健福祉センター･消防本部）

１　市は、救助・救急活動を実施する各機関を始め、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

２　消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第５章　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも、また、災害の発生防止、被害の拡大防止、さらに避難者に緊急物資を供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

第１節　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

１　輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

(1)　人命の安全

(2)　被害の拡大防止

(3)　災害応急対策の円滑な実施

２　輸送対象の想定

(1)　第１段階

ア　救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

イ　消防、水防活動等災害の発生防止・拡大防止のための人員、物資

ウ　政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

エ　後方医療機関へ搬送する負傷者等

オ　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2)　第２段階

ア　上記(1)の続行

イ　食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

ウ　傷病者及び被災者の被災地外への輸送

エ　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3)　第３段階

ア　上記(2)の続行

イ　災害復旧に必要な人員及び物資

ウ　生活必需品

第２節　交通の確保（警察署･道路管理者･関係機関）

風水害が発生し、又は発生しようとしている場合、特に風水害発生初期には、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、そのための一般車両の通行禁止等の交通規制を直ちに実施する。その後、順次優先度を考慮して、応急復旧のため集中的な人員、資機材の集中的な投入を図る。

１　道路交通規制

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急活動を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど、交通の確保に努める。また、災害発生後の応急活動を効率的に実施できるように、緊急度、重要度を考慮し、関係機関が協力し、緊急的な道路交通規制を行う。

(1)　交通規制

交通規制の実施責任者は次の状況において交通規制を実施する。

建設班、都市住宅班は市道の危険箇所の交通規制を行うとともに、被害状況について警察に通報する。

実施機関	交通規制を行う状況	根拠法令及び内容
公安委員会	１　道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認められる場合	道路交通法第４条
	２　災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、緊急の必要があると認められる場合	災害対策基本法 第76条
警察署長	１　公安委員会から委任があった場合に、政令で定めるところにより適用期間の短い交通規制を行うことができる。	道路交通法第５条 同施行令第３条の２
警察官	１　道路の損壊、火災の発生その他事情により道路において交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第６条
自衛官及び消防吏員（警察官がその場にいない場合に限る）	１　通行禁止区域において、車両等が緊急通行車両の通行の妨害となる場合	災害対策基本法 第76条の３第３項 及び第４項
道路管理者 国道・県道・市道	１　道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合 ２　道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条

(2)　交通規制情報の収集・周知

建設班、都市住宅班は警察署から、交通規制の実施状況等の情報を収集し、災害対策本部を通じ、各班に伝達する。また、交通規制の実施の報告を受けたときは、災害対策本部に連絡し、情報班は、直ちにその内容を報道機関の協力を得て周知するよう努める。

(3)　緊急通行車両

ア　緊急通行車両の事前届出

市は、災害対策基本法第 50 条第１項に規定する災害応急対策を実施するため使用する車両について、公安委員会に事前に届出を行い、緊急通行車両の届出済証の交付を受けておく。

イ　緊急通行車両の運行

事前届出車両の使用者は、次の手続を行う。

(ｱ)　緊急通行車両の確認手続

災害による交通規制下において事前の届出済証の交付を受けた車両を運行する場合、事前届出車両の使用者（運転者を含む）は、公安委員会（警察署）に当該届出済証を提出し、確認審査を省略して標章及び確認証明書の交付を受ける。

(ｲ)　標章の掲示

緊急通行車両の使用者は、アにより交付された標章を、車両の助手席側（前面から見やすい箇所）に貼付した上で、緊急通行車両の運行を行う。

(ｳ)　緊急通行車両の確認証明書の提示を求められた場合の措置

緊急通行車両の使用者（運転者を含む）は、(ｱ)により交付された確認証明書を必ず携行し、警察官等から確認証明書の提示を求められたときは、これを提示する。

(4)　交通規制時の車両の運転者の義務

通行禁止等が行われたときは、災害対策基本法第 76 条の２の規定に基づき車両の運転者は、通行禁止区域外へ移動するか緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車する。

２　道路啓開等

(1)　市は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、関係機関等に報告するほか、道路啓開等を行い道路機能の確保に努める。

(2)　路上の障害物の除去について、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。

(3)　市は、建設業者との間の応援協定等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

第３節　緊急輸送（総務課）

陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し、総合的・積極的に緊急輸送を実施する。特に、機動力のあるヘリコプター、大量輸送が可能な船舶の活用を図る。

市は、必要に応じ、自ら緊急輸送活動を行うほか、輸送関係機関及び県等に緊急輸送を要請する。

第６章　避難収容及び情報提供活動

第１節　避難誘導（災害対策本部）

風水害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、安全が確保されるまでの間あるいは住家が被害を受け復旧がなされるまでの間、当面の居所を確保することは、住民の安全を確保するとともに、精神的な安心につながるものでもある。さらに、応急仮設住宅の提供など、被災者の住生活の回復への第一歩を用意する必要がある。

１　危険地域における避難誘導

発災時には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や浸水区域、土砂災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

(1)　警察官、消防吏員、消防団員、現地対応職員

自主防災組織等の協力により住民等を危険地域から安全な地域へ避難誘導することに努める。

(2)　施設の管理者

学校、幼稚園、保育園・保育所、事業所等その他多数の人が集まる場所における避難誘導を行う。

２　避難者への周知事項

(1)　警戒区域と避難の要否

(2)　非常持出品の携行

(3)　二次災害の防止

(4)　避難の際のガス栓の閉鎖、電気ブレーカーの遮断

３　避難誘導の方法

(1)　避難誘導

避難誘導に当たっては、自治会、自主防災組織単位等の集団避難を促し、「避難者への周知事項」に留意・周知する。

(2)　経路の確認

状況が許す限り、あらかじめ経路の安全を確認する。

(3)　優先避難

傷病者、障害者、妊産婦、乳幼児、高齢者を優先して避難を行う。

第２節　避難所の開設・避難者の受入れ（福祉事務所･施設管理者）

市は、発災時に必要に応じ、洪水、高潮、土砂災害等の危険性に十分配慮し避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て、避難所として開設する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該避難所を開設･運営することの適否を検討する。

１　施設の解錠、開門

避難所の開設は、市長の判断により、原則として、避難所担当職員が施設管理者の協力を得て行う。避難所担当職員、施設管理者がともに不在の場合は避難所運営委員会が解錠、開門を行い、避難所に参集した避難所運営委員会メンバーを中心に避難所の開設準備を行う。

２　避難所の開設準備

運営委員会メンバーを中心に、速やかに以下の手順を実施する。原則として、開設準備完了まで、避難者は施設敷地に留まり、建物への立入りは行わないものとする。

①　開設指示の確認

②　開設準備への協力要請

③　施設の安全確認

④　避難所運営用設備等の確認

⑤　避難者の安全確認

⑥　機材・物資の確認

⑦　居住区域グループの編成

⑧　避難所スペース等の確認

⑨　利用室内の整理・清掃

⑩　受付設置

⑪　避難所看板

３　避難者の受入れ、名簿作成

施設の安全が確認され、開設準備が整い次第、避難者を施設内へ誘導する。

受付においては、避難者名簿へ氏名、住所等の記入を行うが、避難者の状況により受入れ後の記入となることも止むを得ないものとするが、できるだけ速やかに、受入れた避難者全員について名簿作成を行う。

４　避難所開設の報告

避難所の開設後、速やかに災害対策本部に報告する。

①　開設日時

② 避難者概数

③ 地区の被害の概況等

5 地域住民への周知、広報

避難所が設置されたことを地域住民に周知、広報を行う。

6 避難所が不足する場合

避難所が不足する場合は、災害に対する安全性を確認の上、災害対策本部と調整し、一時的に被災者を受け入れる野外施設(テント、広場等）の開設を行う。

野外施設の受け入れは、新たな避難所の開設又は応急仮設住宅が完成するまでの間とし、次の点に留意する。

ア 野外受入施設の開設・運営・廃止については、避難所に準ずる。

イ 開設エリアの衛生管理・火災防止等に配慮する。

ウ 野外施設資材（テント等）の不足する場合、災害対策本部は県に調達を依頼する。

エ 開設した場合、災害対策本部は、県及び関係機関にその旨を報告する。

第３節 避難所の運営管理（福祉事務所･施設管理者）

市は、各避難所の適切な運営管理を行う。この際、避難所における正確な情報の伝達、飲料水、食料等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報及び避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、市災害対策本部への報告を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、災害時要援護者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市災害対策本部に提供するものとする。

1 避難所の運営

(1) 居住区域グループの代表者の選出

各居住区域グループはグループ長と各活動班への代表者を決めるが、特定の個人に負担が大きくならないように交替性をとるなどの対応を図る。

(2) 各活動班の設置

避難所の運営に必要な作業を行うために、各居住区域グループから選出された代表者により、以下のような活動班を作る。(例示)

・総務班

・名簿班

・情報広報班

・施設管理班

・食料・物資班

・救護班

・衛生班

・ボランティア班

(3)　避難所運営会議の開催

災害対策本部との連絡調整事項についての協議、避難所運営、生活環境等における課題、問題への対応のために、毎日１回以上、定時に避難所運営会議を開催することとし、円滑な避難所運営に努める。

(4)　運営状況の報告

避難所担当職員は、避難所の運営状況について、毎日、災害対策本部へ「避難所状況報告書」を提出する。

(5)　活動班の再編成

避難者の減少等により、避難所の規模が縮小するなど、状況の変化があった場合は、適宜、班員の再配置、班の再編成を行う。

(6)　避難所内での場所の移動

避難者の増減などにより、避難所内での生活スペースの移動が必要となる場合は、避難者の了解を得て、部屋の統廃合等により生活スペースの移動、再配置を行う。

(7)　災害時要援護者の要望の把握と支援

避難所運営会議は、避難所の運営に当たっては、乳幼児、高齢者、障害者等の要望を把握し、これらの者への情報提供に配慮する。

また、必要に応じて福祉避難所への移動を実施する。

２　避難者への配慮

市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

(1)　避難生活の長期化

市は、避難生活の長期化に備え、仮設住宅が建設されるまでの１か月程度を目安として、次の対策を実施する。

対　策	配 慮 す る 事 項
長期化対策	床敷マット、布団、間仕切り、入浴施設、冷暖房器具、洗濯機、仮設トイレ、テレビ・ラジオ、簡易台所、その他必要な設備・備品等
	報道機関等の取材立入制限
	防犯、被災者の精神安定
	衛生管理（医療、トイレ、清掃、ゴミ）

(2)　避難所以外で生活している避難者への配慮

ア　市は、避難所以外の空地等で生活している避難者については、自治会、自主防災組織、消防団等の協力を得て、状況及び要望等を把握し、速やかな対応を図る。

イ　特に自動車などの狭い場所で生活している避難者については、「エコノミークラス症候群」になる可能性もあるため、健康管理及び衛生管理等について啓発する。

3　男女の性差に配慮した避難所での生活環境

女性や子育て家庭にとって、被災地での避難生活を少しでも安全・安心なものとし、被災者の肉体的・精神的負担を緩和するため、以下のような措置を講ずる。

(1)　避難所で提供する物資

ア　生理用品

イ　おむつ

ウ　粉ミルク

エ　哺乳ビン

オ　離乳食

(2)　女性や子育てに配慮した避難所の設計

避難所での生活が安定していく中で、可能なものから対応を進める。

ア　プライバシーを確保できる仕切りの工夫

イ　男性の目線が気にならない更衣室・授乳室、入浴設備

ウ　安全な男女別トイレ

エ　乳幼児への対応（乳幼児が泣き続けたり走り回ったりすれば、親にも大きなストレスとなる。）

オ　乳幼児が安全に遊べる空間の確保

カ　乳幼児のいる家庭用エリアの設定（夜泣きなどにお互い様で寛容。悩みも話し合えて、助け合える。）

(3)　女性のニーズ等を反映した避難所の運営体制等

避難所の体制や支援体制を整える中で、可能なものから対応に努める。

ア　現地支援体制による女性のニーズの把握

イ　各避難所の運営体制への女性の参画

ウ　避難所に意見箱を設置

エ　地域の医療機関、助産機関、保健センター、保育・教育機関、男女共同参画センター等との連携

オ　女性医師・保健師や女性相談員による悩み相談サービスの提供とその周知

(4)　女性に対する暴力を防ぐための措置

災害現場や避難所生活等において、性犯罪や配偶者間暴力等が懸念されており、関係機関においては、そうしたことを特に意識した上で、予防と被害者支援の取組に努める。

ア　警察など関係機関における警備強化

イ　性犯罪や配偶者間暴力等についての相談サービスの提供とその周知

ウ　安全な環境の整備（男女別トイレ、安全に行ける場所へのトイレの設置、防犯ブザーの貸出しなど）

エ　女性への注意喚起（人目のないところを一人で歩かない、明るい時間に移動する、移動するときには声を掛け合うなど）

(5)　妊産婦等への配慮

ア　妊産婦については、病院・産院への迅速な搬送や負担の大きな業務に従事させないことなどの配慮

イ　高齢者、障害者、外国人等についても、それぞれに困難に直面することがあり、知見を有する機関からの適切な助言を得るなどの配慮

4　避難所の統合、閉鎖

市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等により、必要に応じて、旅館やホテル等への避難者の移動を検討する。また、災害の規模等により、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じて、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

5　家庭動物対策

災害時における家庭動物については、飼い主の責任の下に飼育・管理をする。

市は、動物愛護の観点から、県、関係団体等と協力して、家庭動物の保護や避難所への受入れを行う。

※　ここで、家庭動物とは、人に飼育されている犬、猫等の小動物とする。

(1)　避難所での家庭動物対策

避難所での家庭動物の対策は、以下のとおりとする。

動物保護班は、関係機関等と協力し、避難所に同行した家庭動物の適正管理・衛生管理についての必要な指導・助言を行う。

○　避難所の家庭動物の管理責任は、飼い主の責任で行う。
○　家庭動物用の飼料、水、ゲージ、医薬品等の生活用品は、飼い主が準備する。
○　居住スペース内への家庭動物の持込みを禁止する。ただし、介助犬については持込みを許可する。
○　危険動物は避難所へ同伴できない。
○　家庭動物の避難場所は居住スペースと別とし、飼い主及び避難所へ通知・徹底する。
○　家庭動物の避難場所の管理・運営は、飼い主同士が協力して、飼育ルールを遵守して行う。
○　家庭動物の避難場所を使用する飼い主は、代表を互選し連帯して適正管理に責任を持つ。
○　家庭動物の避難場所の運営上、適正管理、公衆衛生上問題がある場合は、速やかに市に指導・援助を求める。

第４節　応急仮設住宅等（都市整備課）

１　応急仮設住宅の提供

市（災害救助法が適用された場合は、県及びその権限を委任された市）は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、発災後、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに建設する。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮する。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。

２　応急仮設住宅に必要な資機材の調達

応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて県等に資機材の調達に関して要請する。

３　応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うに当たり、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

第５節　広域一時滞在（総務課･福祉事務所）

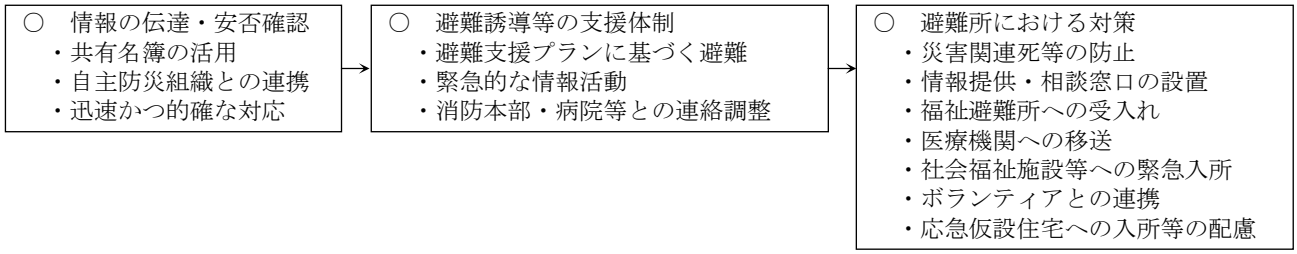
市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域一時滞在及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第６節　災害時要援護者への配慮（長寿支援課･福祉事務所･保健福祉センター）

市は、災害の発生に備え、災害時要援護者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、災害時要援護者に対する援護が適切に行われるように努める。

避難誘導、避難所での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮する。特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努める。また、災害時要援護者に向けた情報の提供についても、十分配慮する。



１　災害発生時の支援対策

(1)　災害時要援護者への情報伝達

市は、自主防災組織及び社会福祉関係団体等と協力して、災害発生時又は災害発生のおそれがある場合、災害時要援護者が早めに避難準備し、避難ができるよう早期の情報伝達に努める。

(2)　災害時要援護者の安全確保

ア　地域における安全確保

自主防災組織及び社会福祉関係団体は、警察署及び消防署などに協力し、事前に把握している災害時要援護者情報をもとに避難誘導を行う。

避難誘導に当たり、誘導者は責任を持って避難所での登録手続きまで行う。

イ　社会福祉施設等における安全確保

施設管理者は、施設の被害及び利用者の状態を把握し、迅速に避難誘導を実施する。施設職員だけで避難誘導等の安全確保が困難な場合は、近隣の自主防災組織、社会福祉関係団体、警察、消防署及び市に協力を要請する。

(3)　災害時要援護者の安否確認

市は、避難所責任者、自主防災組織及び社会福祉関係団体、警察署、消防署及びボランティア等と協力して、災害時要援護者の所在及び安否の確認を行う。

ア　避難所での所在確認

市は、避難者名簿に基づき災害時要援護者を把握する。

イ　在宅している災害時要援護者の安否確認

市は、自主防災組織及び社会福祉関係団体、警察署、消防署及びボランティア等と協力して、避難せずに在宅している災害時要援護者の安否確認に努める。

ウ　避難所及び居宅で所在・安否が確認できない場合

市は、避難所及び居宅で所在及び安否の確認ができない場合、行方不明者として報告する。

2　避難所における支援対策

(1)　避難所における応急支援

ア　応急介助支援措置実施のためのリスト策定

市は応急的な介助支援措置の必要性を把握するためのリストを、次に示す点に留意して策定する。

(ｱ)　避難所単位で策定

(ｲ)　必要な介護・介助要員の種別・規模を把握するため状況項目別に策定

(ｳ)　車椅子・杖等介助用具の要否を把握

(ｴ)　福祉避難所、特殊医療等の対応可能な医療機関への移送の必要性を把握

イ　応急支援の実施

災害時要援護者の避難所における生活を支援するに当たり、市は、以下の応急支援を実施する。

必要な設備及び生活スペースなどの確保	段差の解消及び手すりなどの設置、専用トイレの整備、間仕切り・カーテン等の設置、車椅子・杖等の介助用具の確保等
必要物資の配給	飲料水及び食料の優先的な配給
	紙おむつ、おしりふき、上ットティッシュ等の確保
ボランティアの配置	手助けが必要な人及びその状況を把握し、災害時ボランティアセンターを通じて介護・介助、手話、通訳等必要な人員を確保し把握
その他避難所での配慮	健康状態のチェック、健康診断や相談対応
	聴覚障害者向け掲示板の設置、災害時要援護者の状態を考慮した情報提供
	避難所での生活が困難な人の福祉避難所への移送

(2)　在宅している災害時要援護者の応急支援

市は、自主防災組織及び福祉団体の報告により、避難所等での受入れが望ましい在宅している災害時要援護者を把握した場合、その状況に応じて避難所、福祉避難所又は医療機関等の受入先及び移送手段を確保する。

3　福祉避難所等の確保と移送

(1)　福祉避難所等の確保

ア　福祉避難所の状況確認

市は、避難所からの災害時要援護者支援要請があったときは、福祉避難所への移送の可否を確認する。

イ　福祉避難所での対応ができない場合

市は、福祉避難所では災害時要援護者の対応ができない場合、また福祉避難所での介助等の措置ができない場合は、以下のように受入先を確保する。

(ｱ)　市内の介護施設・障害者福祉施設への受入要請

(ｲ)　市内の社会福祉施設・病院等への受入要請

(ｳ)　他の市町村社会福祉施設への受入要請

(ｴ)　民間アパートのあっせん

(2)　福祉避難所への移送

市は、福祉避難所が確保され次第、関係機関に要請して、随時災害時要援護者を移送する。

ア　関係機関による移送措置

イ　災害ボランティアセンターへの依頼による移送措置

ウ　避難所入所者の協力支援による移送措置

エ　バス会社、自衛隊等への依頼による移送措置

オ　その他可能な手段による移送措置

4　巡回ケアサービス・広報・相談窓口の設置

(1)　巡回ケアサービス

市は、避難所及び社会福祉施設等の災害時要援護者が利用する施設において、災害時要援護者向け巡回ケアサービスを関係機関と協力して実施する。

ア　各災害時要援護者支援組織によるニーズの把握及び全般的なケアサービス

イ　ソーシャルワーカー等による全般的な生活相談

ウ　医師会（医療救護班を中心として）との連携・協力による健康チェック

エ　ヘルパー、ボランティアの派遣による生活介助

(2)　相談業務

市は、被災者相談窓口を開設し、必要に応じて福祉関係者、医師、ソーシャルワーカー等を配置し、災害時要援護者やその家族に対し総合的な相談に応じる。

(3)　広報活動の災害時要援護者への配慮

広報活動並びに被災者相談窓口では、災害時要援護者がサービスを支障なく受けられるよう次の点に留意しながら行う。

ア　視聴覚障害者に対しての配慮

イ　周囲の住民に理解を得られるような配慮

ウ　日本語を話せない外国人等への配慮

5　災害時要援護者向け仮設住宅の供給と復旧期ケア対策

(1)　災害時要援護者向け住宅の供給企画案策定

災害時要援護者向けの住宅の供給計画案の策定に当たっては、次の点に留意する。

ア　災害時要援護者の住宅仕様別のニーズの把握

イ　災害時要援護者が優先的に入所できるような配慮

(2)　復旧期ケア対策の実施

市は、県及び関係機関等の協力を得て、災害時要援護者向け仮設住宅に必要な措置として復旧期ケア対策をおおむね次のとおり行う。

ア　医師会並びに医療ボランティア等との連携・協力による健康チェック

イ　ソーシャルワーカー等による全般的な生活相談、各種行政支援サービスの利用相談、要援護者向けのサービスの実施

第７節　被災者等への的確な情報伝達活動（企画課）

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、住民の生活の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問い合わせ、要望、意見等が数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

1　被災者等への情報伝達活動

(1)　被災者のニーズを十分把握し、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

災害広報する内容（例示）

ア　被害状況

○人的、物的被害　　○公共施設被害など

イ　余震関連情報

○気象庁の発表する余震に関する情報

○余震による二次災害の危険性の注意喚起

ウ　安否情報

○死亡者の情報

エ　応急対策情報

○応急対策の実施状況

オ　生活情報

○電気、電話、ガス、水道などの復旧状況　　○避難所情報

カ　住宅情報

○仮設住宅　　○住宅復興制度

キ　医療情報

○診療可能施設　　○心のケア相談

ク　福祉情報

○救援物資　　○義援金　　○貸付制度

ケ　交通関連情報

○交通規制　　○交通機関の状況

コ　環境情報

○災害ごみ

サ　ボランティア情報

○ボランティア活動情報

シ　その他

○融資制度　　○各種支援制度　　○各種相談窓口

(2)　被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(3)　市は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、関係機関等と相互に連絡をとりあう。

(4)　情報伝達に当たっては、防災行政無線、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。

２　住民等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

第８節　文教施設対策（教育委員会）

日常の防災に関する措置、風水害等の災害発生時における児童・生徒の安全確保及び教育活動の再開、それらに伴い必要となるその他の措置並びに学校以外の文教施設等の応急対策について定める。

１　学校教育対策

(1)　災害発生前の措置

ア　気象情報等により風水害等の災害発生が予測される場合の措置

校長は、臨時休校や授業短縮による一斉下校等の措置をとり、児童・生徒が家庭で保護者と過ごせるよう配慮する。

下校措置は、帰宅経路等の安全確認及び保護者への連絡を行った上、児童・生徒を速やかに下校させる。下校に際しては、事故のないよう十分に注意を与え、同一方向、同一地域ごとに集団下校とし、必要に応じて教職員が地域別に付き添う。

イ　校外活動中に風水害等の発生が予測される事態となった場合の措置

引率教職員は活動を中止して本校に連絡をとり、児童・生徒を安全に帰校させる。交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、児童・生徒の安全を確保した上本校に連絡し、校長等と協議して関係機関に協力を要請するなどの対応を行う。

(2)　災害発生時の措置

ア　在校時の場合

児童・生徒が在校しているときに災害が発生した場合、児童・生徒の安全確保のため、次の措置を順次、速やかに実施する。

(ｱ)　発生直後の安全確保

教職員は、安全確保のため児童・生徒に的確な指示を行うとともに、火災等の二次災害の防止に努める。

(ｲ)　避難誘導

教職員は、避難経路の安全確認の上、児童・生徒をより安全な場所へ避難させる。

(ｳ)　安全確認等

学級担任等は、速やかに人員及び負傷者の確認を行い、教頭、校長の順に報告する。

校長は、人命救助が必要な場合、全教職員を指揮して、救助に当たる。

校長は、把握した状況を教職員に周知するとともに、児童・生徒に対しては、動揺が拡大しないよう不安の除去に努める。

(ｴ) 下校措置

校長は、帰宅経路等の安全確認の上、児童・生徒を速やかに下校させる。小学生・中学生については、あらかじめ保護者へ連絡の上、教職員等による引率又は保護者への直接引き渡しにより安全を確認する。

ただし、保護者への連絡ができない場合又は帰宅しても保護者がいない場合は、保護者が引き取りに来るまで学校で保護する。

その場合、引き渡して帰ることが危険であると学校が判断した場合は、親子で学校に留まることとする。

下校に際しては、事故のないよう十分に注意を与え、同一方向、同一地域ごとに集団行動をとらせるものとし、必要に応じて教職員が地域別に付き添う。

イ 登下校時の場合

児童・生徒の登下校時に災害が発生した場合、校長は、校内にいる児童・生徒の安否と所在を確認するとともに、通学路上の児童・生徒についても、可能な限り、その安否の確認に努める。

保護した児童・生徒は、家庭への確実な引き渡しを行う。

ウ 学校にいない場合

児童・生徒が学校にいないときに災害が発生した場合、次のとおりとする。

(ｱ) 教職員の対応

教職員は、直ちに勤務校に参集する。

(ｲ) 被害状況調査及び休校措置等

校長は、被害状況（児童・生徒、教職員、施設・設備）等を調査し、災害の程度や範囲等に応じて、教育委員会と協議し休校措置その他必要な措置をとる。

この場合、口頭、電話その他の確実な方法で保護者及び児童・生徒に連絡する。

(3) 災害発生後に学校が行う措置

ア 被害状況等の収集・伝達

校長は、被害・被災状況（児童・生徒、教職員、施設・設備）、住民の避難状況等を調査し、教育部へ報告する。

イ 休校措置

校長は、次に該当する場合は、休校措置をとる。なお、休校措置を児童・生徒の登校前に決定したときは、直ちにその旨を電話その他の確実な方法で保護者又は児童・生徒に連絡する。

(ｱ) 校舎の破損、倒壊等により、授業が困難な場合

(ｲ) 通学路の壊滅等により児童・生徒の通学が困難な場合

(ｳ) 教職員の確保が困難で児童・生徒の履修が困難な場合

(ｴ) その他校長が休校を必要と認めた場合

ウ　緊急避難場所の開設

校長は、避難所担当職員及び地域住民と連携して緊急避難場所を開設する。

エ　避難所の開設及び運営

校長は、避難所担当職員と連携して避難所を開設する。

避難所の開設及び運営は「南国市立小中学校避難所開設・運営マニュアル」に基づき実施する。

(4)　教育活動の再開

校長は、学校及び地域の復旧状況を踏まえて、速やかな教育活動の再開に努める。

被害が甚大である場合、学校施設等の復旧状況、教職員の確保状況、登校可能な児童・生徒の状況等を把握した上、次のとおり応急的な教育活動を実施する。

ア　児童・生徒等に対する措置

教職員は、児童・生徒の動向（避難先等）及び児童・生徒のより具体的な被害状況（教科書、学用品、制服等）を把握するとともに、児童・生徒の心理面への影響を確認する。

また、保護者との連絡体制を確立する。

イ　応急教育の区分

校長は、教育委員会と協議の上、応急教育を実施する。

ウ　学校施設等の確保

校長は、通学路の安全確保と安全指導を行う。

校長は、授業形態の工夫により残存施設を活用するとともに、教育委員会と協議の上、校舎等の応急措置、安全点検、設備の復旧を進める。なお、教育委員会は、学校施設の使用が不可能な場合、校長その他関係者と協議の上、次のような措置をとる。

(ｱ)　プレハブ等仮設施設を建設するとともに、用水等の確保を図る。

(ｲ)　被害を免れた最寄りの他の学校、公民館、神社等の利用を図る。

(ｳ)　隣接市町村に対し類似施設の使用を要請する。

エ　教育実施者の確保

教育委員会は、教員の被災等により通常の授業が実施できない場合、校長の報告を踏まえて、次の方法により教員確保の応急措置を実施する。

(ｱ)　各学校で、教員の出勤状況に応じて一時的な教員組織を編成する。

(ｲ)　交通事情等により勤務校に出勤できない教員は、教育委員会と協議の上、勤務体制について指示を受ける。

(ｳ)　県教育委員会に対し補助教員の配置を要請する。

(ｴ)　県教育委員会に対し県内外の教職員の人的支援を要請する。

オ　児童・生徒の健康保持等

校長は、被災した児童・生徒に対しては、その被災状況に応じて保健指導、カウンセリング等を実施し、児童・生徒の健康の保持、心のケア等に努める。

教育委員会は、校長、学校医と連携を密にし、必要に応じ次の事項について、関係機関の協力を得、学校の保健、衛生管理に努める。

(ｱ)　児童・生徒の健康観察を強化し、健康診断を行う。

(ｲ)　防疫上必要と思われる場合は、保健所の指導により臨時の予防接種を行う。

(ｳ)　飲料水の水質検査を実施する。

(ｴ)　校舎消毒用薬品の確保を図る。

(ｵ)　し尿及び汚物の処理を行う。

(5)　学用品の供与

災害のために、住家に被害を受け、就学上欠くことができない学用品をそう失又はき損し、しかも物品販売機構等の一時的混乱により、資力の有無にかかわらず、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある小学校児童及び中学校、高等学校等の生徒に対して、必要最小限度の学用品を供与し、就学の便宜を図る。

ア　供与対象者

災害により住家に被害（全半壊（焼）、流失及び床上浸水）の被害を受け、就学に支障を生じている小学校児童、中学校、高等学校生徒で学用品をそう失又はき損し、就学に支障をきたしている者とする。

イ　教科書・学用品の調達

被害学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調査し県に報告するとともに、指示に基づき教科書供給書店等に連絡し、供給を受ける。

また、市域の他の学校及び他の市町村に対し、古本の供与を依頼する。

ウ　教科書・学用品の供与品目

文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書並びに準教科書（テキスト、補充問題集等）、文房具については、ノート・鉛筆・消しゴム・クレヨン・絵の具・下敷等、通学用品については、運動靴・雨傘・カバン・通学用靴等とする。

エ　災害救助法が適用された場合の留意点

2　保育園（所）、幼稚園における対策

学校教育対策に準じて実施する。避難所の開設及び運営については、「保育所（園）避難所開設マニュアル及び運営マニュアル」に基づき実施する。

第９節　文化財対策（教育委員会）

文化財の応急対策については、次の措置を実施する。

１　教育部等への報告

所有者又は管理者は、市役所生涯学習課に被災状況を報告する。

２　被害拡大防止のための応急措置

市は、前項による被災状況の報告を受けたときは、直ちに文化財の被害拡大を防止するために必要な応急措置をとるよう指示する。

第７章　物資の調達、供給活動の留意点

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給に関し、相互に協力するよう努める。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、災害時要援護者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

第８章　保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動

避難所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には、遺体の埋葬を遅滞なく進める。

第１節　保健衛生（環境課･長寿支援課･保健福祉センター）

市は、被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、高齢者、障害者、子ども等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

- 保健師等による巡回健康相談等を実施する。
- 避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても、必要な措置を講ずる。

第２節　防疫活動（環境課･長寿支援課･保健福祉センター）

市は、関係機関の協力を得て、災害時において生活環境の悪化、被災者の健康状態の悪化等のため感染症等の疾病患者が発生し、又はそのおそれがある場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下この節において「法」という。）及び予防接種法の規定するところにより迅速かつ適切な防疫活動を行い、感染症の発生、まん延の防止に努める。

防疫活動の実施

法に基づき、知事から次の指示があった場合には、災害の規模及び態様に応じ、その期間及び範囲を定めて速やかに行わなければならない。

(1)　汚染された場所の消毒に関する指示（法第 27 条第２項）

(2)　ねずみ族・昆虫等の駆除に関する指示（法第 28 条第２項）

(3)　物件の措置に関する指示（法第 29 条第２項）

(4)　水の使用の制限等に関する指示（法第 31 条第２項）

(5)　臨時予防接種に関する指示（予防接種法第６条。市長により実施されるのが適当な場合に限る。）

第３節　遺体の処理等（福祉事務所･市民課）

遺体の処理については、火葬場、柩等の関連する情報を広域的にかつ速やかに収集し、柩の調達、遺体搬送の手配等を実施する。また、必要に応じ、県及び近隣市町村の協力を得て、広域的な火葬の実施に努める。なお、遺体については、その衛生状態に配慮するものとする。

１　遺体の収容所・安置所の開設

災害により、多数の死者が出た場合又は出ることが予想される場合で、遺体の収容・安置所の開設が必要と思われるときは、災害対策本部は関係機関と連携し、被害の状況を考慮して、遺体の収容・安置に適切な場所を選定し、開設する。

(1)　遺体収容所・安置所の開設

市と関係機関が協力して行う。

(2)　開設についての留意事項

避難者等に配慮し、避難所と距離を置く等、関係部局で調整を行う。

(3)　適当な建物が確保できない場合

上記(2)により、応急的措置としてテント等を使用し開設するが、その場合は４面張りとする。

(4)　葬儀社等の協力

安置所に必要な納棺用品、仮葬祭用品、ドライアイス等の資機材や納棺作業の指導のための要員については、「災害時における支援協定」に基づき、市内葬儀社等の協力を得て行う。

(5)　広報

安置所を開設した場合、市は遺体が速やかに収容できるよう広報に努める。

２　遺体の収容及び検視・検案

(1)　遺体の収容

発見された遺体は、収容所に搬送し、関係法令の定めるところにより必要な措置を行い、検視・検案が済んだ遺体は、安置所に安置する。

遺体の収容から安置、引渡しまでの流れ

1	遺体の搬送	遺体の搬送は、検視・検案を受けるために、指定された収容所に搬送する。
2	遺体収容の受付	受付は救助物資福祉班、警察が行う。
3	検視・検案	検視：警察は、遺体の検視及びこれに必要な処置を行う。 検案：県より派遣された検案医は、遺体の検案、遺体の検案書及びその他必要な措置を行う。
4	遺体の安置	検視・検案が済んだ遺体は、安置所に安置する。
5	遺体の引渡し	救助物資福祉班は、安置所に引渡所を設ける。遺族が判明している場合は、検案書を交付し、遺留品とともに遺体を引き渡す。

(2)　身元不明遺体の身元確認及び遺留品の保管

身元不明遺体は、警察署、自主防災組織、医師会の協力を得て、身元の確認と身元引受人の発見に努める。実施に当たっては、次の点を配慮し行う。

ア　記録と遺留品の保管

身元不明者の人相・特徴・身長・体重・着衣及び発見場所等の状況を記録し、遺留品の保管を行う。

イ　写真の撮影

後日の身元確認作業に備え、写真撮影を行う。

3　火葬の相談と火葬許可証の発行

(1)　火葬に関する相談窓口の開設

市は、遺体の引渡しを受けた遺族等のため、安置所に火葬等に関する相談窓口を開設し、火葬・埋葬手続きなど相談に応じる。

(2)　火葬許可証の発行

火葬許可証の発行は市が行うが、迅速に発行できるよう体制を整える。

4　身元不明遺体の対応

(1)　身元不明遺体の火葬

身元不明遺体については、一定期間内に処置することが望ましいので、次の要領で市が火葬を行う。

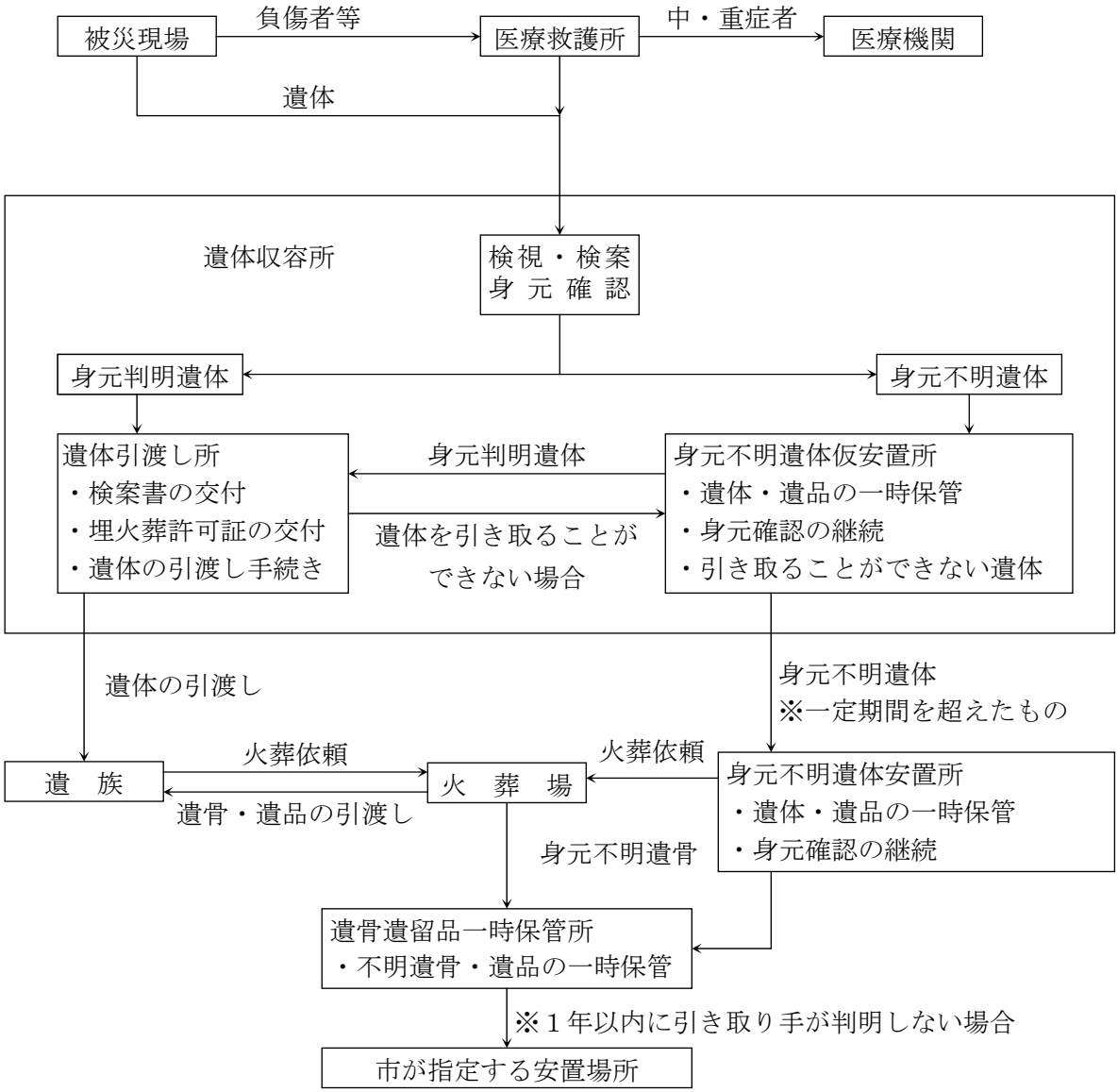
1	本部長を身元引受人として、市が死体火葬許可証の発行手続きを行う。
2	救助物資福祉班は、「遺骨及び遺留品保管所」を設置し、火葬を終えた遺骨及び遺留品を一時保管する。

(2)　火葬後の対応

安置所の閉鎖に伴い、身元不明者の遺骨・遺留品は、市に引き継ぐ。

身元不明の遺骨は、１年以内に引取人が判明しない場合、身元不明者扱いとして、市が別に定める場所に移管する。

遺体の収容・埋火葬の流れ



第９章　社会秩序の維持、物価の安定等に関する活動

被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る必要があり、これらについて、関係機関は適切な措置を講ずる。

第１節　社会秩序の維持

警察は、被災地及びその周辺（海上を含む。）においては、警察が独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努める。

第２節　物価の安定、物資の安定供給

市は国、県等と連携して、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないよう、監視するとともに、必要に応じ指導等を行う。

第 10 章　自発的支援の受入れ

大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるが、市及び関係団体は、それらの申入れに対して、適切に対応する。

第１節　ボランティアの受入れ（福祉事務所）

市及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力の等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

災害ボランティアセンターの設置は、市域の被災状況を把握した上で南国市社会福祉協議会が呼びかけ、災害ボランティアセンターの設置・運営の中核となる団体や市災害対策本部、「高知県災害ボランティア活動支援本部」と連絡を取り合い判断を行う。本市の災害ボランティアセンターは社会福祉センターに設置される計画となっている。

市、県、市社会福祉協議会等関係団体が相互に連携し、「災害ボランティア活動支援マニュアル」に基づき、円滑なボランティア活動の実施を図る。

［資料編　南国市災害ボランティアセンター設置マニュアル］

（参　照）　災害ボランティア活動支援マニュアル/社会福祉法人高知県社会福祉協議会

以下、「災害ボランティア活動支援マニュアル」P7　を転載

【「災害ボランティアセンター」と「市町村災害対策本部」との連携に関する具体例】

○災害ボランティアセンターの設置における連携

「災害ボランティアセンター」の設置に当たっては、「災害対策本部」と連絡を取り合い、円滑に連絡が取れるようにしておきます。

また、「災害ボランティアセンター」を公共施設に設置する場合や活動資機材を調達する場合などは、「災害対策本部」と密接に連携し、準備をすすめることも必要です。

○被災地のニーズに対応する際の連携

被災地の復旧・復興の活動における両者の特徴は、「災害対策本部」が市町村全域に関わる「公的な全体対応」であるのに対し、「災害ボランティアセンター」は被災地の一人一人のニーズへの「個別対応」です。

しかし、「災害対策本部」でないと対応できないライフラインや道路等の応急復旧や医療に関する要請が「災害ボランティアセンター」に寄せられる場合もあります。

被災地の住民から寄せられる多種多様なニーズに円滑に対応するためには、常時、連携を図っていくことが大切です。

〇災害ボランティアセンターの運営における連携

「災害ボランティアセンター」において、ボランティアが活動する上で、「災害対策本部」と連携することが大切になってきます。

被災地のゴミを処理した後のゴミ集積所への搬入、避難所生活や仮設住宅生活を支援するためのルールの共有、高齢者や障害者等の災害時要援護者の把握など、常時、連携することで、ボランティア活動が円滑にすすみます。

以上のことから、「災害対策本部」と「災害ボランティアセンター」の両者に連携担当スタッフを位置づけるなどの体制づくりが必要になってきます。

過去の災害では、「災害ボランティアセンター」に「災害対策本部」の職員を連絡員として常駐させていたケースもあるほか、「災害対策本部」の会議や「災害ボランティアセンター」のスタッフミーティングにお互いのスタッフが出席しているケースもあります。

第２節　義援物資、義援金の受入れ（福祉事務所･会計課）

１　義援物資の受入れ

市は、関係機関等の協力を得ながら、義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県及び報道機関等の協力を得て周知する。

また、現地の需給状況を把握し、同リストを逐次改定するよう努める。義援物資の受入れに当たっては、品名、数量を明示する等、円滑かつ迅速な仕分け・配送が行える梱包とするよう依頼する。

(1)　義援物資の受付

救護物資福祉班は義援物資受払簿を作成し、義援物資の寄贈があったときは、寄贈者に受領書を交付するとともに、受付年月日、品名、数量、寄贈者の住所氏名等を義援物資受払簿に記載して受付の状況を明らかにしておくものとする。

(2)　義援物資の配分

義援物資は受け付け終了後直ちに配分するものとするが、やむを得ない場合は、施設の状況を確認の上一時保管し、できるだけ早期に配分する。義援物資は義援物資受払簿へ記載の上配分するものとする。

２　義援金の受入れ

(1)　義援金の受付

義援金の受入れ口座は南国市会計管理者口座とする。

出納班は義援金出納簿を作成し、義援金の寄贈があったときは、寄贈者に受領書を交付するとともに、受付年月日、金額、寄贈者の住所氏名を義援金出納簿に記載して受付の状況を明らかにしておくものとする。

現金（小切手を含む。）で受領する場合は出納班が受け付けを行い、速やかに義援金の

受入れ口座に預け入れるものとする。

(2)　義援金の配分

義援金配分委員会（副市長、会計課長、総務課長、財政課長、福祉事務所長、教育委員会学校教育課長を委員とする。）を設置し、公平かつ迅速な配分を実施する。

(3)　義援金の支出

被災者等への配分のため、義援金を支出する場合は、南国市財務規則を準用し、義援金出納簿へ記載の上支出するものとする。

(4)　被災者等への配布

市が、直接被災者等へ見舞金を配布する場合は、市長若しくは市長が指名する職員が義援金である旨を口頭で説明した上で直接被災者等に手交し、受領書を徴するものとする。

第４部　災害復旧・復興

被災地の復旧・復興については、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第１章　復旧・復興の基本方向の決定

(1)　市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合には、これに基づき復興計画を策定する。

(2)　復旧・復興は、市が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の災害時要援護者の参画を促進する。

(3)　災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。

(4)　応急対策、復旧・復興においては、多大な費用を要することから、県及び国等に必要な財政支援を求める。

第２章　迅速な原状復旧の進め方

１　被災施設の復旧等

(1)　物資、資材の調達計画及び人材の応援要請等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

(2)　被災施設の復旧に当たっては、二次災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

(3)　地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、土砂災害防止対策に努める。

(4)　ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定時期を明示するよう努める。

(5)　警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

２　災害廃棄物の処理

(1)　速やかに災害廃棄物処理計画を基づき、仮置場、最終処分地を選定して、計画的な収集、運搬及び処分を図る。仮置場等の選定に当たっては、公共用地、災害応急対策協力用地の活用を図る。

(2)　災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

(3)　災害廃棄物処理に当たっては、環境汚染の未然防止又は住民及び作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。

第３章　計画的復興の進め方

１　復興計画の策定

復興では、被災者の生活再建を支援し、施設のより一層の安全性の向上を図るとともに、地域復興のための基礎的な条件づくりを行うことが必要とされる。

また、復興施策や復興事業は広範な分野にわたり、内容も複雑多岐に及ぶので、多くの復興施策や復興事業のうち、何を優先して実行していくのかを明確に示す必要がある。

具体的には、復興計画において規定する事項は次のとおりとする。

(1)　復興に関する基本理念

(2)　復興の基本目標

(3)　復興の方向性

(4)　復興の目標年

(5)　復興計画の対象地域

(6)　個々の復興施策の体系（被災地域、都市基盤等の復興計画、被災者の生活再建支援計画、地域経済復興支援計画等）

(7)　復興施策や復興事業の事業推進方策

(8)　復興施策や復興事業の優先順位

２　防災まちづくり

(1)　再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりの実施を図る。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画策定段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

(2)　復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

(3)　国及び県、市は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

(4)　防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とする。その際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。

(5)　ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性等に配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

(6)　既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、住宅耐震改修事業等の適切な推進によりその解消に努める。

(7)　被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行う。

(8)　新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢等の施策情報等を住民に対して提供する。

(9)　建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

(10) 被災地の復興計画の策定に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

第４章　被災者等の生活再建等の支援

１　市の取組

(1)　被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる。

(2)　市は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じる。

(3)　災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定やり災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者にり災証明を交付する。

(4)　被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

(5)　市は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の整備、公営住宅等への特定入居等を行う。

(6)　市及び県においては、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援する。

(7)　市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。本市以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった本市と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

(8)　市は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

２　り災証明書の発行

市が、被災した住家の被害調査を行い、調査結果に基づき住家の被害の程度の判定を行い、地方自治法第２条に定める自治事務として、り災証明書を発行し、各種の被災者支援制度（災害救助法や被災者生活再建支援法による各種施策、市税、保険料の減免等）の適用を受けるために必要な住家の被害程度について証明するものである。

(1)　住家の被害の程度と住家の被害認定基準等

住家の被害の程度の判定は、「災害の被害認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日付府政防第 518 号通知」により行う。

判定に当たっては、原則として「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）」に基づいて行う。

［資料編　災害の被害認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日付府政防第 518 号通知）］

［資料編　災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府）］

(2)　り災証明書の発行

り災証明書の発行は、申請のあった被災者に対し、り災証明書を原則として１世帯当たり１枚発行する。

(3)　り災証明書の発行の流れ

ア　り災証明書発行の発行、住家の被害調査の実施方針の確認

災害発生後、り災証明書の発行、住家の被害調査の実施方針を確認する。

イ　り災証明書の発行、住家の被害調査の実施に関する広報

り災証明書の発行、住家の被害調査の実施方針の確認ができ次第、速やかにその内容を広報する。り災証明を必要とする各種施策の広報が必要な場合は、当該施策担当部署との連携を図る。

このとき、り災証明とり災届出証明との違い、被災建築物応急危険度判定と災害に係る住家の係る被害認定との違いを被災者に正確に説明するように留意する。

なお、必要に応じて、り災証明書の発行及び被害調査の進捗状況を定期的に広報する。

(ｱ)　り災証明

市が、住家の被害調査に基づき、住家の被害程度を証明するもの。判定する被害の程度は「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」又は「半壊に至らない」の４区分

(ｲ)　り災届出証明

市に対して災害による被害の届けがなされたことを証明するもの。不動産に限らず、被害が生じた動産（自動車、家財、事業用資産等）も対象となる。

(ｳ)　被災建築物応急危険度判定

応急度危険判定は、大規模地震の直後に一般的に実施されるが、これは建築の専門家が余震等による被災建築物の倒壊の危険性及び建築物の部分の落下の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の当面の使用の可否について判定することにより、二次的災害を防止することを目的とする。したがって、落下物の除去等、適切な応急措置が講じられれば判定が変更されることもあり得る。すなわち、応急危険度判定で「危険」と判定された住家が、必ずしも全壊又は半壊と認定されるとは限らないことに留意しなければならない。

ウ　住家の被害調査の実施

災害発生後、二次災害等のおそれがなくなり次第、被害調査を実施する。

エ　り災台帳の作成

被害調査の実施と併せ、り災証明書発行台帳の基本台帳となるり災台帳を作成する。

り災台帳には、被害調査による判定結果、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集約する。

オ　り災証明書の発行

被災者からり災証明の申請を受け付け、り災台帳に基づいてり災証明書を発行する。あわせて、り災証明書の発行状況を管理するため、り災証明書発行台帳を作成し、その内容を定期的に報告する。

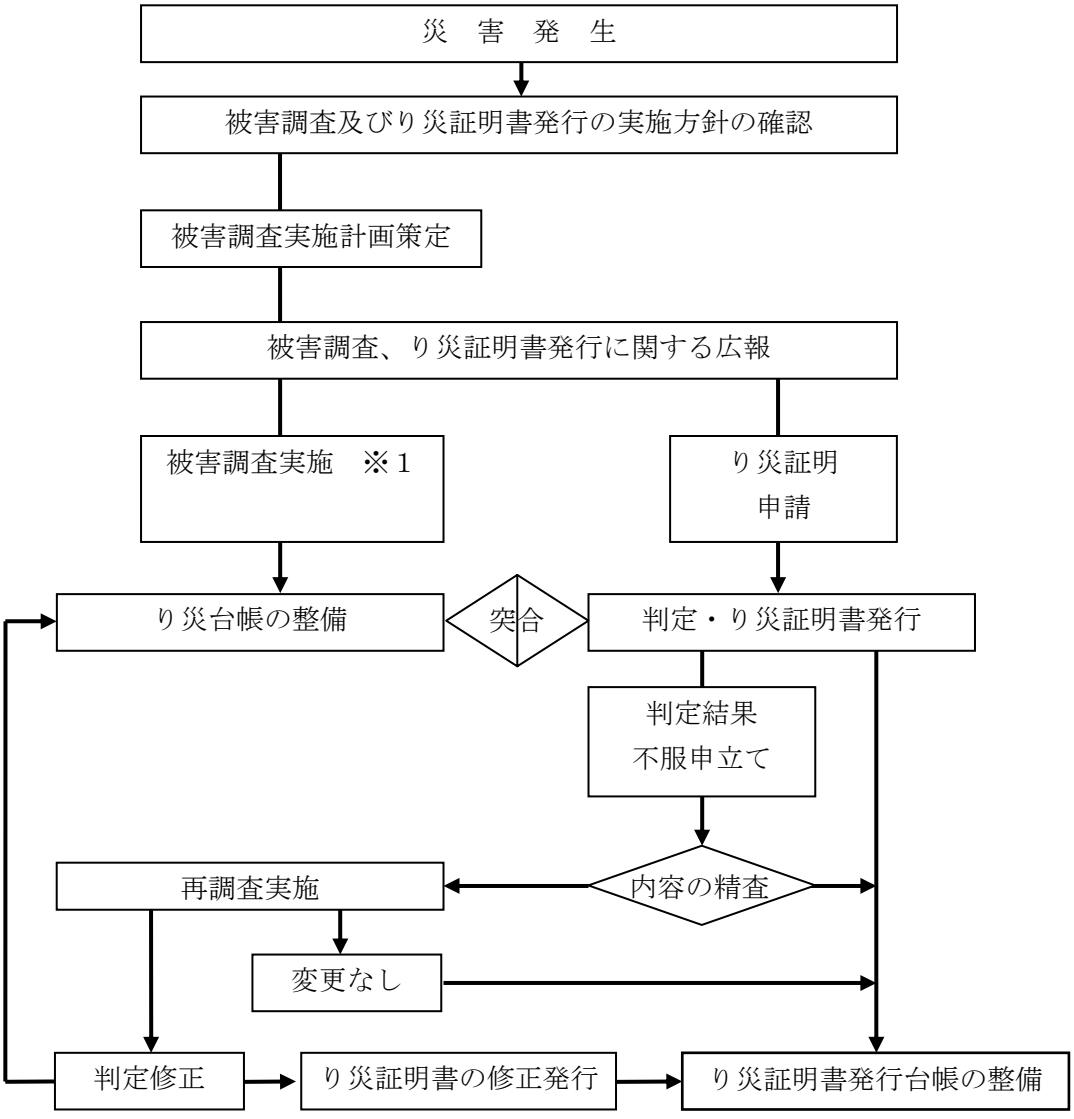
カ　り災証明書発行台帳の整備

り災証明の発行状況を管理するため、り災証明書発行台帳を整備する。

キ　再調査

調査実施後、被災者から判定結果に関する不服の申立てがあった場合には、当該被災者の不服の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。

り災証明書の発行



※１　調査方法については、災害に係る住家の被害認定基準運用指針を参照。

3　支援に関する各種制度

(1)　厚生労働省及び地方公共団体は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付及び生活福祉資金の貸付を行う。また、内閣府及び地方公共団体は、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。

(2)　国及び地方公共団体は、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図ることとする。

(3)　厚生労働省は、被災地における雇用維持を図るための必要な措置を講ずるとともに、被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うなどの雇用対策を講ずるものとする。

(4)　住宅金融支援機構等は、被災者の自力による住宅の再建、取得を支援するため、災害復興住宅融資の貸付及び既存貸付者に対する救済措置を行うものとする。

(5)　地方公共団体は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の整備、公営住宅等への特定入居等を行うものとし、国はこれを適切に支援する。

(6)　国土交通省及び地方公共団体は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨するものとする。

［資料編　被災者支援に関する各種制度の概要（内閣府）］

第５章　被災中小企業の復興その他経済復興の支援

１　市の取組

(1)　地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講じる。

(2)　被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

２　支援に関する各種制度

(1)　株式会社日本政策金融公庫等は、災害により被害を受けた中小企業者等の事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資するため、災害復旧貸付等により、運転資金、設備資金の融資を行うものとする。

(2)　独立行政法人中小企業基盤整備機構及び地方公共団体は、必要に応じ、高度化融資（災害復旧貸付）により、事業協同組合等の施設復旧資金の貸付を行うものとする。

(3)　国及び地方公共団体は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。

［資料編　被災者支援に関する各種制度の概要（内閣府）］

第６章　激甚災害の指定

大規模な災害が発生した場合に迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）の指定を早期に受けられるよう措置し、災害の早期復旧に努める。

１　激甚災害指定手続

激甚災害指定は、大規模な災害が発生した場合において、内閣総理大臣が県知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて激甚災害として指定すべき災害かどうか判断するものであり、市は、被害を受けた施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、県に報告する。

２　激甚法に定める事業

激甚法の適用対象事業は次のとおり。なお、激甚の指定を受けた場合には速やかに関係調書等を作成し、県の関係部局に報告を行う。

(1)　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

適用条項	事　　業　　名
第３条	公共土木施設災害復旧事業
	公共土木施設災害関連事業
	公立学校施設災害復旧事業
	公営住宅施設災害復旧事業
	生活保護施設災害復旧事業
	児童福祉施設災害復旧事業
	老人福祉施設災害復旧事業
	身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
	障害者支援施設等災害復旧事業
	婦人保護施設災害復旧事業
	感染症指定医療機関災害復旧事業
第 19 条	感染症予防事業
第３条 第９条	堆積土砂排除事業
第３条 第 10 条	湛水排除事業

(2)　農林水産業に関する特別の助成

適用条項	事　　業　　名
第５条	農地、農業用施設若しくは林業の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業
第６条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業
第７条	開拓者等の施設の災害復旧事業
第８条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する措置
第 11 条	共同利用小型漁船の建造費の補助
第 11 条の２	森林災害復旧事業

(3)　中小企業に関する特別の助成

適用条項	事　　業　　名
第 12 条	中小企業信用保険法による災害関連保証の特例
第 13 条	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
第 14 条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4)　その他の特別の財政援助及び助成

適用条項	事　　業　　名
第 16 条	公立社会教育施設災害復旧事業
第 17 条	私立学校施設災害復旧事業
第 20 条	母子及び寡婦福祉法による国の貸し付けの特例
第 21 条	水防資材費の補助の特例
第 22 条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
第 24 条	公共土木施設、公共学校施設、農地、農業用施設又は林道の小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需要額への参入
第 25 条	雇用保険法による求職者給付支給に関する特例

3　激甚災害指定基準

激甚災害及び局地的激甚災害の指定基準は次のとおり。

なお、局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地、農業施設等に関するものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、災害の翌年から指定される。

(1)　激甚災害指定基準

適用条項	適用措置	激甚災害指定基準（金額は当該年度のもの）
第２章 （第３条） （第４条）	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	（Ａ基準） 復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.5％
		（Ｂ基準） 復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.2％ かつ (1)　県内市町村の査定見込総額 ＞　県内全市町村の標準税収入×５％ (2)　一に都道府県の査定見込額 ＞　高知県の標準税収入×25％
第５条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	（Ａ基準） 復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5％
		（Ｂ基準） 復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15％ かつ (1)　一に都道府県の査定見込額 ＞　高知県の農業所得推定額×４％ (2)　一に都道府県の査定見込額＞10億円
第６条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	(1)　第５条の措置が適用される場合 (2)　農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5％で第８条の措置が適用される場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5,000万円以下の場合は除く。
第８条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	（Ａ基準） 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5％
		（Ｂ基準） 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15％ かつ 一に特別被害農業者＞高知県の農業者×３％
		ただし、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、被害の態様からＡ・Ｂ基準によりがたい場合には、被害の実情に応じて個別に考慮する。

適用条項	適用措置	激甚災害指定基準（金額は当該年度のもの）
第 11 条の２	森林災害復旧事業に対する補助	（Ａ基準） 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×５％
		（Ｂ基準） 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5％ かつ (1)　一に都道府県の林業被害見込額 ＞　高知県の生産林業所得推定額×60％ (2)　一に都道府県の林業被害見込額 ＞　全国生産林業所得推定額×１％
第 12 条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	（Ａ基準） 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2％
第 13 条	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	（Ｂ基準） 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06％ かつ (1)　一に都道府県の中小企業関係被害額 ＞　高知県の中小企業所得推定額×２％ (2)　一に都道府県の中小企業関係被害額＞1,400 億円
第 15 条	中小企業者に対する資金の融通に関する特例	ただし、火災の場合又は第 12 条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。
第 16 条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	第２章（第３条及び第４条）の措置が適用される場合 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。
第 17 条	私立学校施設災害復旧事業の補助	
第 19 条	市町村施行の伝染病予防事業に関する負担の特例	
第 22 条	り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	（Ａ基準） 被災地全域滅失戸数≧4,000 戸
		（Ｂ基準） 被災地全域滅失戸数≧2,000 戸 かつ (1)　市町村の区域内の滅失戸数≧200 又は　住宅戸数の 10％以上

適用条項	適用措置	激甚災害指定基準（金額は当該年度のもの）
		(2)　被災地全域滅失戸数≧1,200 戸 かつ市町村の区域内の滅失戸数≧400 戸 (3)　被災地全域滅失戸数≧1,200 戸 かつ住宅戸数の 20%以上
第 24 条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第２章（第３条及び第４条）又は第５条の措置が適用される場合。
第 7 条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、個別にその都度検討する。
第 9 条	森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	
第 10 条	土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	
第 11 条	共同利用小型漁船の建造費の補助	
第 14 条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第 20 条	母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	
第 21 条	水防資材費の補助の特例	
第 25 条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	

(2)　局地激甚災害指定基準

適用条項	適用措置	激甚災害指定基準（金額は当該年度のもの）
第２章 （第３条） （第４条）	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	(1)　南国市が負担する復旧事業費等の査定事業額 ＞　南国市の標準税収入×50% （査定事業費が１千万円未満のものを除く。） (2)　南国市の標準税収入≦50億円 かつ 南国市が負担する復旧事業費等の査定事業額 ＞　2億5千万円 南国市が負担する復旧事業費等の査定事業額 ＞　南国市の標準税収入×20% (3)　50億円＜南国市の標準税収入≦100億円 かつ 南国市が負担する復旧事業費等の査定事業額 ＞　南国市の標準税収入×20% +（南国市の標準税収入-50億円）×60% ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね１億円未満である場合を除く。 --- (1)ー(3)の復旧事業等の事業費の査定見込額からみて(1)ー(3)に掲げる災害に明らかに該当する災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）
第５条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	(1)　南国市内の農地等の災害復旧事業に要する経費 ＞　南国市の農業所得推定額×10% （災害復旧事業に要する経費が１千万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 (2)　(1)の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）
第６条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	(1)　南国市内の農地等の災害復旧事業に要する経費 ＞　当該市町村の農業所得推定額×10% (災害復旧事業に要する経費が１千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 (2)　(1)の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）

適用条項	適用措置	激甚災害指定基準（金額は当該年度のもの）
第11条 の２	森林災害復旧事業に対する補助	南国市内の林業被害見込額(樹木に係るもの) ＞ 当該市町村に係る生産林業所得推定額×1.5 （林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。） かつ (1) 大火による災害では、要復旧見込面積＞300ha 又は (2) その他の災害にあっては、要復旧見込面積＞南国市の民有林面積(人工林に係るもの)×25%
第12条 第13条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	中小企業関係被害額 ＞ 南国市の中小企業所得推定額×10% （被害額が１千万円のものを除く。） ただし、当該被害額を合算した額がおおむね５千万円未満である場合を除く。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第２章（第３条及び第４条）又は第5条の措置が適用される場合。

第５部　特殊災害対策

第１章　重大事故発生時の防災関係機関の措置

突発的な重大事故等により、死傷者が多数発生した場合における対策は、次のとおりとする。

１　対象

突発的に発生する航空機、船舶、列車、車両、爆発事故等の重大事故について、各防災関係機関が事故発生時にとるべき基本的な措置について定める。

２　措置体制

突発的な重大事故に対応するため、各機関のとるべき基本的な措置を定め、事故発生時には状況に応じ、各機関が役割を果たす。

特に消防本部は、「大規模災害時消防活動マニュアル」に基づいて活動する。

(1)　県

ア　消防防災ヘリコプターによる状況調査、救助活動

イ　救急医療についての総合調整

ウ　救助、救急医療、死傷者の収容処理

エ　医療及び遺体の処理に要する資機材の調達

オ　公立医療機関に対する出動要請

カ　日本赤十字社高知県支部に対する出動要請

キ　医師会及び歯科医師会に対する協力要請

ク　薬剤師会に対する医薬品の供給及び薬剤師の派遣要請

(2)　市

ア　現地における応急的医療施設及び収容施設等の設置

イ　死傷者の捜索、救出、搬出

ウ　災害現場の警戒

エ　関係機関の実施する搬送等の調整

オ　日本赤十字社高知県支部地区長又は分区長に対する協力要請

カ　遺体の処理（遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理）

キ　身元不明遺体の処理

(3)　消防機関

ア　災害現場での人命捜索活動

イ　災害現場での救出活動

ウ　負傷者等への応急措置活動

エ　現場医療救護班又は医療機関への負傷者等の搬送活動

オ　その他、住民の生命・身体の保護に関する活動

(4)　警察

ア　被害情報の収集及び伝達

イ　救出・救護及び行方不明者の捜索

ウ　避難誘導

エ　被害拡大防止

オ　緊急交通路確保等の交通規制

カ　遺体等の検索、収容及び身元不明遺体の身元調査

キ　遺体の検分（検視）

ク　広報活動

ケ　その他必要な警察活動

(5)　高知海上保安部

ア　海上災害に関する警報等の伝達・警戒

イ　海上における人命救助

ウ　海上における流出油事故に関する防除措置

エ　船舶交通の制限・禁止及び整理・指導

オ　海上治安の維持

(6)　自衛隊

ア　死傷者の救出及び搬送等の支援

イ　医療救護班、救出物資等の輸送支援

(7)　医療機関

ア　医療の実施（遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を含む）

イ　傷病者に対する看護

(8)　日本赤十字社高知県支部

ア　現地医療の実施

イ　傷病者に対する看護

ウ　輸血用血液の確保

(9)　医師会及び歯科医師会

ア　医療施設の確保

イ　所属医療チームの派遣

(10) 薬剤師会

医薬品の供給及び薬剤師の派遣

(11) 西日本電信電話(株)

緊急臨時電話の架設

(12) 四国電力株式会社

照明灯等の設置

※　ここに記載のない指定地方行政機関等の実施する措置については、各機関の業務計画等による。

3　市の災害対策本部の設置

災害の規模が大きく、市長がその必要を認めるときに、災害対策本部を設置する。

4　県の災害医療対策本部の設置

・本部長（県健康政策部長）の指示により設置される。

・高知県内で震度６弱以上の地震が発生した場合は自動的に設置される。

第２章　大規模な火事災害対策

大規模な火事災害に対して、市及び防災関係機関が実施する予防及び応急対策について定める。

第１節　予防対策

(1)　火災に強いまちづくり

市は、火災による被害を防止、軽減するため火災に強いまちづくりを行う。

ア　市街地の整備

老朽木造住宅密集地の解消を図るために、より防火上安全な市街地の整備を図る。

イ　防災空間の整備

また、大規模火災発生時に避難路、避難場所、延焼遮断帯、防火活動拠点ともなる幹線道路や都市公園などの整備を図る。

ウ　建築物の不燃化の推進

防火に配慮した土地利用を進めるとともに、一般建築物や公共施設の耐震性能・防火性能の向上を推進する。

(2)　建築物の火災予防

建築物の出火防止及び初期消火の徹底を図る。

ア　火災予防査察の強化

市及び消防本部は、区域内の特定工作物等建築物について予防査察を実施し、火災発生危険箇所の点検、消防用設備等の整備、耐震性の強化等について改善指導する。

イ　防火管理制度の推進

市及び消防本部は、建築物の所有者等に対し、防火管理者を活用するなど、防火管理上の必要な業務を適切に実施するよう指導する。

(ｱ)　消防用設備等の設置及び定期点検等による適正な維持管理の徹底

(ｲ)　消防計画の策定及び消防計画に基づく訓練の実施

(3)　防災思想の普及、訓練

ア　防災知識の普及

(ｱ)　市は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定などを示しながらその危険性を周知させるとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発を図る。

(ｲ)　地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及・啓発に努める。

(ｳ)　市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

(ｴ)　市は、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティーにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

(ｵ)　防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、擬似体験装置等のよりイメージしやすいものを活用するよう努める。

イ　防災関連設備等の普及

住民等に対して消火器、避難用補助具等の普及に努める。

ウ　防災訓練の実施、指導

(ｱ)　全国火災予防運動､防災週間等を通じ､積極的に防災訓練を実施するものとする。

(ｲ)　定期的な防災訓練を、夜間等さまざまな条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し､住民の大規模な火事発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

エ　防災知識の普及、訓練における災害時要援護者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者に十分配慮し､地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努める。

(4)　消防力の強化

ア　大規模な火災に備え、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を策定し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。

イ　消防団、私設消防団及び自主防災組織の育成に努め、地域防災力の向上に努める。

(5)　火災警報の発令等

ア　火災気象通報

(ｱ)　高知地方気象台は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災気象通報を県に通報する。

(ｲ)　県は､高知地方気象台からの通報を受けて､火災気象通報を市町村長に伝達する。

火災気象通報の基準

①　実効湿度60％以下で、最小湿度40％を下回り、最大風速７㍍を超える見込みのとき ②　平均風速10㍍以上の風が１時間以上連続して吹く見込みのとき（降雨、降雪中は通報しないこともある。）

イ　火災警報

(ｱ)　市は、県から火災気象通報の伝達を受けたとき又は火災予防上必要があると認めるときは、火災警報を発令する。

(ｲ)　市は、防災行政無線や広報車等を活用して、住民に対し、警報が解除されるまで、条例で定める火の使用制限に従うよう広報する。

第２節　応急対策

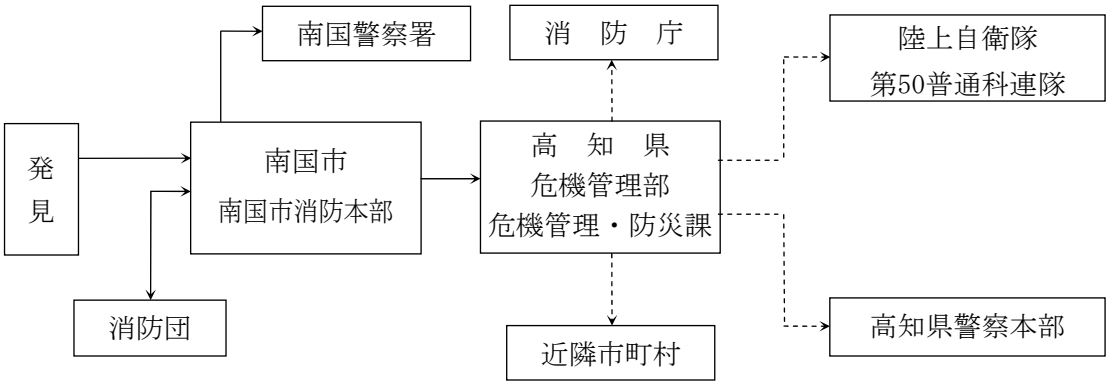
大規模な火災が発生した場合において、県、市、防災関係機関は、相互に連携して、迅速かつ的確な消火活動を実施する。

１　情報の収集と伝達

(1)　火災の発生状況や被災状況等の情報を収集し県へ報告する。

(2)　火災・災害等報告要領に基づく消防庁及び県へ即報を行う。

大規模な火事災害時の通報・通信系統図



２　消火活動等

(1)　市及び消防機関は、火災の災害状況に応じ応急措置を実施する。

ア　警察等と連携した火災防ぎょ活動

イ　現地指揮本部を設置

(2)　災害が拡大し、市単独での消火が困難なときに応援要請を行う。

ア　県への空中消火の要請

イ　他の市町村への応援要請

［資料編　高知県内市町村災害時相互応援協定］

（参　照）　「高知県内広域消防相互応援協定」

（参　照）　「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」

ウ　消防庁長官への応援要請

（参　照）　「緊急消防援助隊要綱」

3　火事災害の応急対策

(1)　市及び消防本部が実施する情報の収集と伝達

ア　火災の発生状況や被災状況等の情報収集と県への報告

イ　火災・災害等報告要領に基づく総務省消防庁及び県への即報

(ｱ)　死者３人以上生じたもの

(ｲ)　死者・負傷者の合計が 10 人以上生じたもの

第３章　林野火災対策

１　災害予防

(1)　林野火災に強い地域づくり

ア　林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、関係市町村による林野火災対策に係る総合的な事業計画を策定し、その推進を図る。

イ　防火林道、防火森林の整備等を実施する。

ウ　警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行う。

エ　森林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努めるものとする。

(2)　火災気象通報・火の使用制限

ア　県から火災気象通報の伝達を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは必要により火災警報を発令する。

イ　広報車等を活用して、住民に対し、警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、「南国市火災予防条例」で定める火の使用制限に従うよう火災警報の発令を広報する。

火災気象通報の基準

①　実効湿度60％以下で、最小湿度40％を下回り、最大風速７㍍を超える見込みのとき ②　平均風速10㍍以上の風が１時間以上連続して吹く見込みのとき（降雨、降雪中は通報しないこともある。）

(3)　防災活動の促進

ア　防災知識の普及、訓練

(ｱ)　防災知識の普及

林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものであることに鑑み、林野火災予防運動等を通じて、林野火災に対する住民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカーなどの入山者等への啓発を実施するものとする。なお、住民等への啓発は、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向に十分留意するものとする。

林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板、立看板の設置や簡易防火用水を設置するなど防火思想の普及と初期消火に対応するための施設の配備を促進する。

また、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ等よりイメージしやすいものを活用するものとする。

(ｲ) 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

イ 防災活動の環境整備

(ｱ) 地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等、消防団の活性化と育成を図る。

(ｲ) 林野火災の予防活動については、地域住民や林業関係者等の協力が不可欠であるので、市は、住民や事業所等の自主防災活動を育成・助長するものとする。

2 応急対策

林野火災が発生した場合において、県、市、防災機関は相互に連携して、迅速かつ的確な消火活動を実施する。

(1) 市及び消防本部が実施する情報の収集と伝達

ア 火災の発生状況や被災状況等の情報収集と県への報告

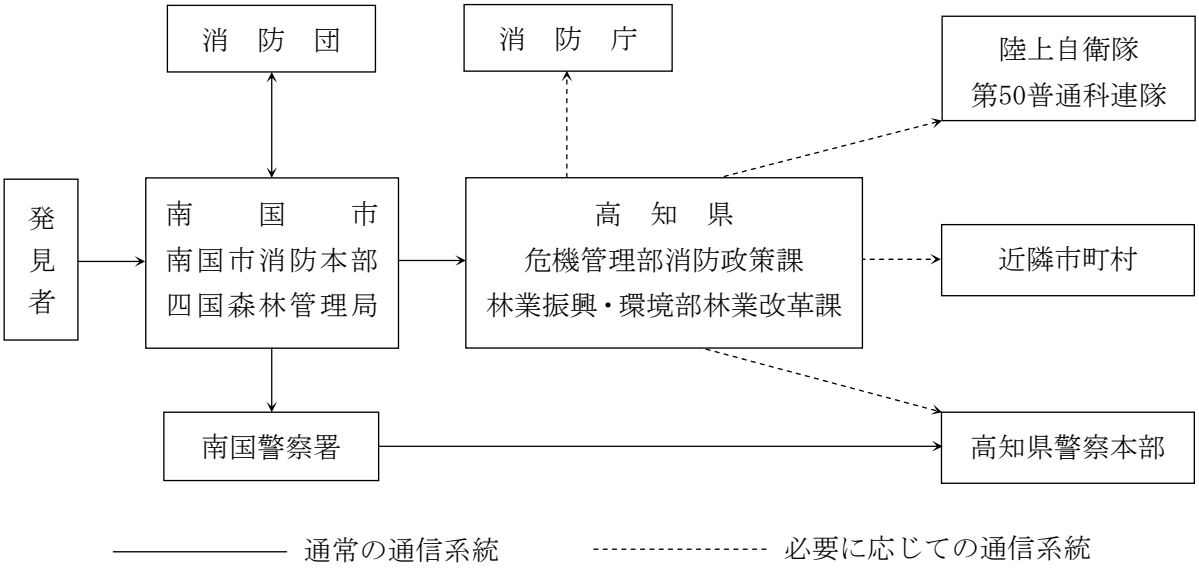
イ 火災・災害等報告要領に基づく総務省消防庁及び県への即報

(ｱ) 焼損面積 10 ha以上と推定されるもの

(ｲ) 空中消火を実施したとき

(ｳ) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響が高いと判断されるもの

林野火災時の通報・通信系統図



(2)　消火活動等

ア　市及び消防本部は、火災の災害状況に応じ、次の応急措置を実施する。

(ｱ)　県警察等と連携した火災防ぎょ活動

(ｲ)　現地指揮本部の設置

イ　火災が拡大し、市単独での消火が困難なときは、次の応援要請をする。

(ｱ)　県への空中消火の要請

(ｲ)　他の市町村への応援要請

・高知県内広域消防相互応援協定

・他の市町村との相互応援協定

(ｳ)　消防庁長官への応援要請

・大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

・緊急消防援助隊要綱

(ｴ)　自衛隊の災害派遣要請の県への要求

ウ　林業関係事業者は、市及び消防本部等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努めるものとする。

エ　四国森林管理局

(ｱ)　国有林野で火災が発生したときは、直ちに職員を派遣し、状況把握を行う。

(ｲ)　市の現地災害対策本部等が設置されたときはその指示に従い活動する。

(3)　二次災害の防止活動等

ア　点検の実施

市は、県と協力して、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、降雨に伴う土砂災害等の防止策として、土砂災害等の危険箇所の点検等を行う。

イ　防災対策の実施

市は、県と協力して、点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、付近住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制を整備し、砂防設備、治山設備等の整備を行う。

第４章　道路災害対策

道路構造物の被災等による大規模事故又は重大な交通事故による災害に対して、市、県及びその他の防災関係機関が行う予防対策及び応急対策について定める。

１　道路災害予防対策

(1)　市（道路管理者）

ア　道路交通の安全確保のための情報収集及び連絡体制の整備を図る。

イ　道路利用者に道路施設の異常に関する情報を迅速に提供するための体制整備を図る。

ウ　道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努める。

エ　道路における災害を予防するため、必要な施設等の整備を図る。

(2)　県警察

ア　道路管理者と連携して、道路交通の安全確保のための情報収集及び連絡体制の整備を図る。

イ　道路管理者とともに道路利用者に道路施設の異常に関する情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

(3)　防災訓練の実施

市、県、他の市町村、県警察、その他の防災関係機関と連携して、実践的な防災訓練を実施する。

２　道路災害応急対策

(1)　応急措置

ア　速やかに被災者の避難誘導、交通規制などの必要な措置を講ずる。

イ　危険物等の流出による二次災害のおそれがある場合は、他の防災関係機関と協力し、直ちに防除活動や住民の避難誘導などの必要な措置を講ずる。

ウ　事故発生直後における負傷者の救助・救急活動を行う。

エ　迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の交通確保に努める。

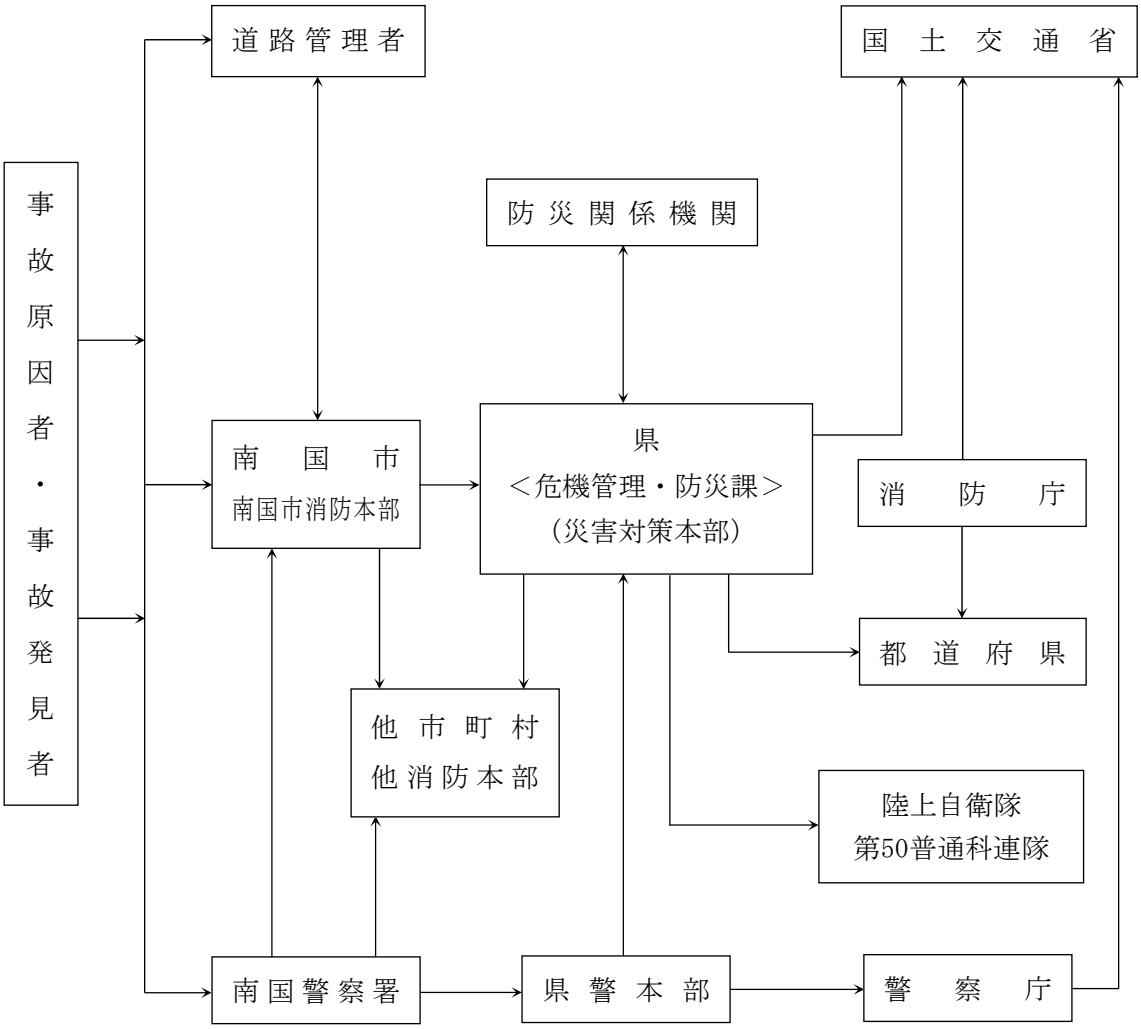
オ　災害の状況、施設の復旧状況などの情報を収集し、的確に関係者へ伝達する。

(2)　災害対策本部の設置

ア　災害の規模が大きく、市長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置する。

イ　市長の判断により、必要に応じ、現地災害対策本部を設置する。

被害情報等の収集伝達系統図



第５章　鉄道災害対策

鉄道における列車の衝突等による鉄道災害に対して、鉄道事業者、市、県などの防災関係機関が実施する予防対策及び応急対策について定める。

１　鉄道災害予防対策

(1)　鉄道事業者の行う予防対策

ア　事故災害の発生に際して、必要な措置を講じ、被害の拡大を防止するため、列車防護用具等の整備、運行管理体制の充実、乗務員及び保安員の教育訓練に努め、安全な運行の確保を図る。

イ　踏切道の立体交差化や構造の改良、踏切保安設備の整備など踏切道の改良に努める。

(2)　実践的な防災訓練の実施

鉄道事業者は、市、県その他の防災関係機関と連携して、実践的な防災訓練を実施する。

２　鉄道災害応急対策

(1)　鉄道事業者の行う応急措置

ア　速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。

イ　事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動及び初期消火活動に努める。

ウ　消防機関、県警察による救助・救急及び消火活動が迅速に行われるよう全力を上げて協力する。

エ　職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとる。

オ　災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を収集し、関係者へ伝達する。

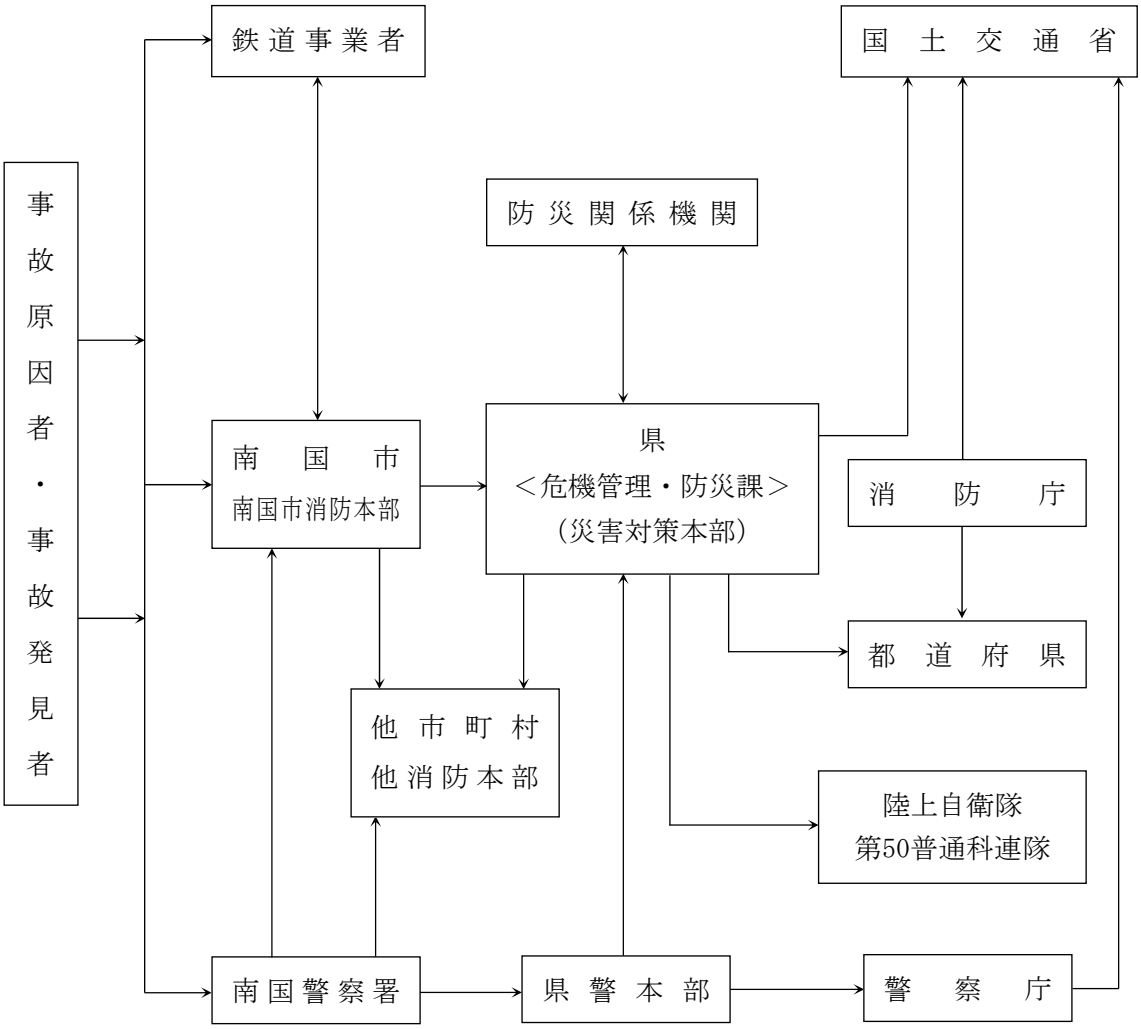
カ　バス代行輸送など他の交通手段の確保に努める。

(2)　災害対策本部の設置

ア　災害の規模が大きく、市長がその必要を認めるときに、災害対策本部を設置する。

イ　市長の判断により、必要に応じ現地災害対策本部を設置する。

被害情報等の収集伝達系統



第６章　航空機事故対策

本市においては、高知空港を控えており航空機の墜落等の事故が発生した場合は、人的、物的に多大な被害が発生するおそれがあるため、大規模な航空事故による航空災害に対し、高知空港事務所、県、市等の防災関係機関が実施する予防対策及び応急対策について定める。

第１節　航空災害予防対策

高知空港事務所、市その他の防災関係機関の実施する予防対策について定める。

(1)　高知空港事務所

ア　「高知空港緊急計画」に基づき、応急活動体制を整える。

イ　空港用大型化学消防車等の消防用機材及び救急医療資機材等の整備を促進する。

ウ　平時から県、南国市消防本部等防災関係機関との連携強化に努め、火災防御、救助・救出、避難誘導等の実践的な訓練を合同で実施する。

(2)　市

平時から高知空港事務所との連携強化に努める。

第２節　航空災害応急対策

高知空港及びその周辺で航空機災害が発生した場合等について、高知空港事務所、市その他の関係機関が実施する応急対策について定める。

(1)　高知空港及びその周辺で航空災害が発生した場合

防災関係機関等は、高知空港事務所が策定する「高知空港緊急計画」に基づいて応急対策を実施するほか、本部第１章に定める措置及び各機関の防災計画・業務計画等に基づく措置を必要に応じ実施する。

ア　高知空港事務所

(ｱ)　救助・救急・消火活動の実施

(ｲ)　収集した被災情報の迅速な県等関係防災機関への伝達

(ｳ)　防災関係機関と連携した応急対策実施体制の確立及び総合連絡調整

(ｴ)　搭乗者及び死傷者の氏名等被害状況の迅速な把握

(ｵ)　自衛隊への災害派遣要請

イ　県

(ｱ)　被災情報の収集及び関係機関への伝達

(ｲ)　必要に応じて防災関係機関の行う応急対策活動の調整

(ｳ)　必要に応じて地元市町村の行う応急対策活動への指示

(ｴ)　地元市町村から要請がある場合の自衛隊への災害派遣要請

(ｵ)　地元市町村から要請がある場合の他の市町村への応援の指示

(ｶ)　地元市町村から要請がある場合の化学消火薬剤等必要資機材の確保等についての応援

(ｷ)　県消防防災ヘリコプターによる被害状況の調査

(ｸ)　県消防防災ヘリコプターによる消火活動等の実施

ウ　県警察

(ｱ)　消防機関等と連携した迅速な捜索、救出救助活動

(ｲ)　県警察ヘリコプターによる被害状況の調査

(ｳ)　市町村職員がいない場合又は市町村職員から要請があった場合の警戒区域の設定

(ｴ)　交通規制の実施

(ｵ)　遺体の検視及び身元確認

エ　市（南国市、南国市消防本部）

(ｱ)　収集した被災情報の迅速な県等関係機関への伝達

(ｲ)　救助・救急・消火活動の実施

(ｳ)　警戒区域を設定しての立入りの制限

(ｴ)　他市町村（消防本部）への応援要請

(ｵ)　県への自衛隊災害派遣要請の要求

(ｶ)　県への応援要請（化学消火薬剤等必要資機材の確保等）

(ｷ)　遺体安置所の必要機材、設備の準備及び遺体安置所への搬送

オ　土佐長岡郡医師会

(ｱ)　医療チームを編成し、医療活動の実施

(ｲ)　遺体の検視

カ　高知海上保安部

航空災害が海上に及ぶ場合、救助、捜索活動等の実施

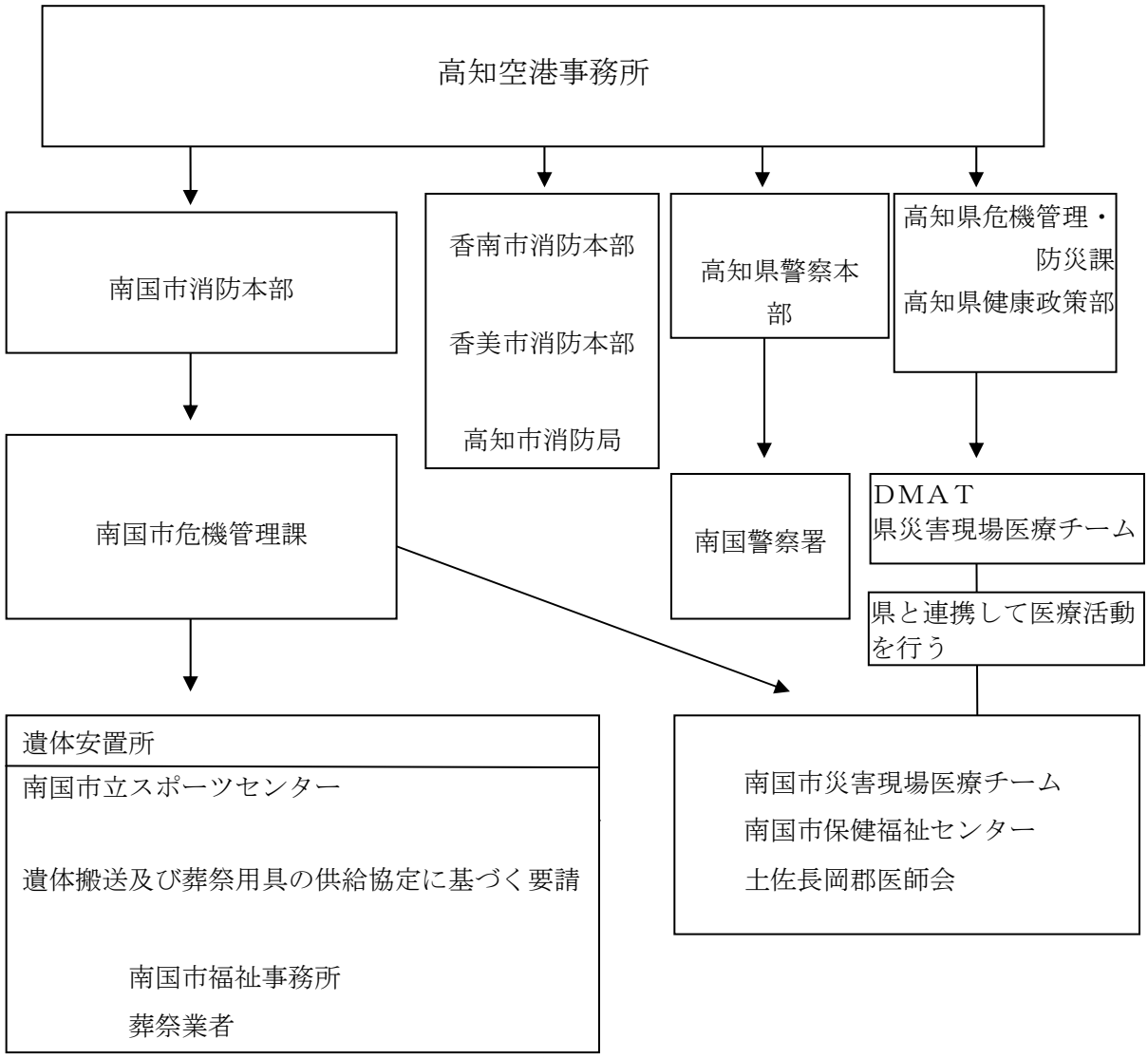
キ　自衛隊

高知空港長等からの災害派遣要請に基づき出動し、救助、捜索活動等の実施

ク　その他の防災関係機関

各関係機関は、必要に応じ、本部第１章に定める措置の実施

南国市航空機事故緊急連絡系統図



(2)　高知空港及びその周辺以外の地域で航空災害が発生した場合

県、市町村を始め防災関係機関は、高知空港事務所と緊密な連携を図りながら、本部第１章に定める措置及び各機関の防災計画・業務計画等に基づく応急対策を実施する。

(3)　災害対策本部の設置

ア　災害の規模が大きく、市長がその必要を認めるときに、災害対策本部を設置する。

イ　本部長（市長）の判断により、必要に応じ、現地災害対策本部を設置する。

参考

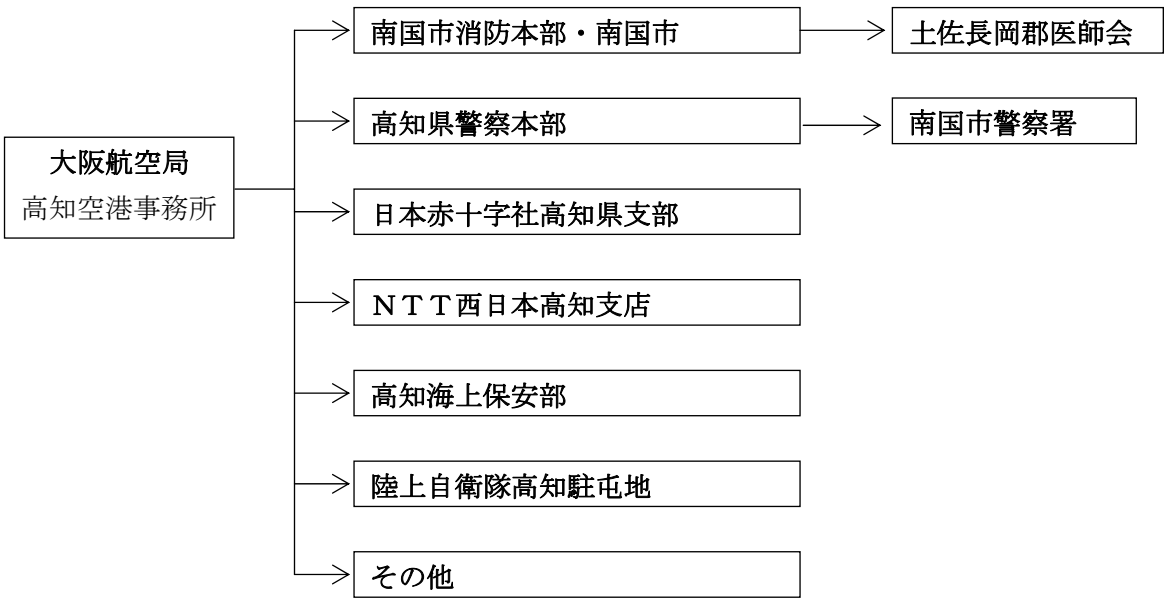
(1)　高知空港緊急計画（H21.3.31）

(2)　航空機事故対策関係機関連絡協議会会則(H21.4.1)

(3)　高知空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書(H21.3.31)

(4)　消火救難活動に関する覚書（H21.3.31）

(5)　航空機の捜索、救難に関する協定（S40.3.18）



第７章　海上における流出油災害対策

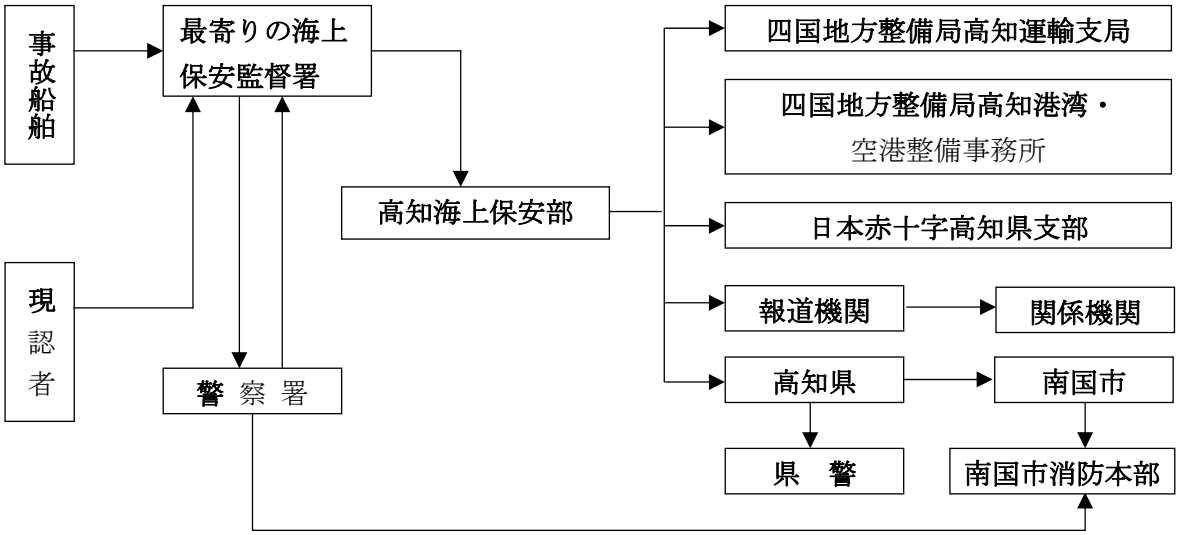
海上における海難事故の発生に伴う船舶からの油などの危険物の大量流出等による著しい海洋汚染等に対する、予防対策と応急対策について定める。

１　情報の収集・伝達

防災関係機関等における情報の収集・伝達は次のとおりとする。

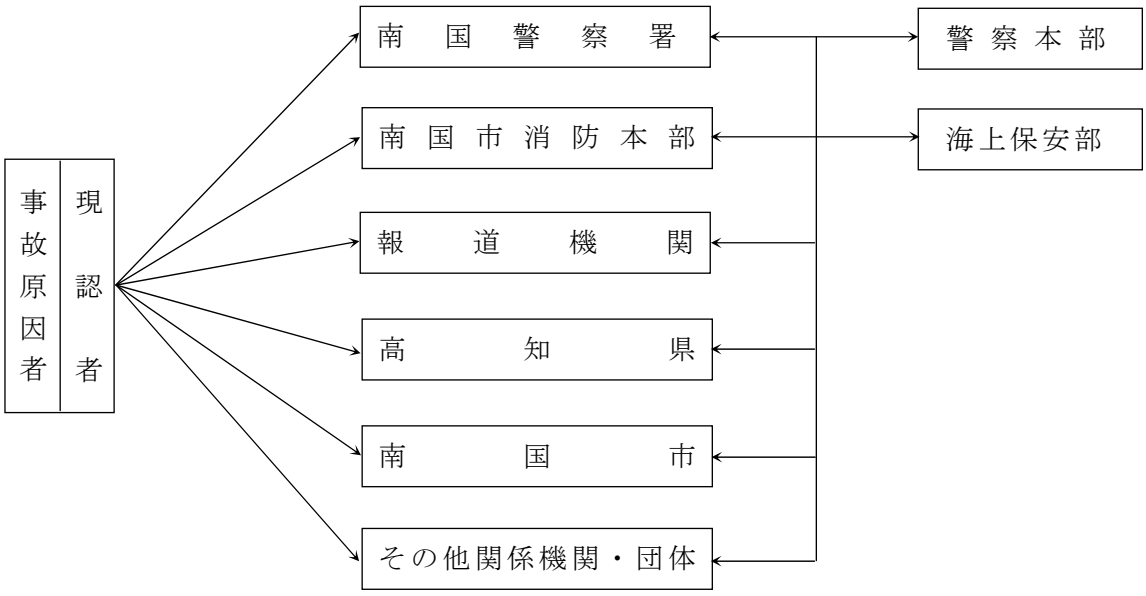
(1)　海上における流出油災害対策

通報連絡系統（海上における流出油事故発生時）



(2)　陸上における流出油災害対策

通報連絡系統（陸上における流出油事故発生時）



(3)　船舶に対する周知

機関名	周知手段	対象船舶
高知海上保安部	無線通信・電話・拡声器	船舶全般
放送局	テレビ・ラジオ	

(4)　沿岸住民に対する周知

機関名	周知手段	周知方法
高知海上保安部	船艇の拡声器	● 事故の状況 ● 防災活動の状況 ● 火気使用・交通等の制限 ● 避難準備等の一般注意事項 ● その他必要事項
放送局	テレビ・ラジオ	
市消防本部	消防車・広報車・その他の車両	
市危機管理課		
南国警察署	パトカーの拡声器等	

2　応急対策

(1)　対策本部の設置

油流出事故等により、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、必要と認める場合は、南国市災害対策本部に準じた油流出事故対策本部を設置し、海上保安部、県、警察、関係市町村、港湾関係機関及び事故原因者と緊密な連携のもと、速やかに事態の処理に当たる。

(2)　警戒

ア　海上警戒

災害現場における航行船舶の安全を確保するために、船舶、航空機により、次のとおり海上警戒及び船舶交通の整理を実施する。

(ｱ)　高知海上保安部は、必要に応じて船舶の航行を禁止する区域、警戒線等を設定し巡視船艇を配置して現場警戒及び交通の整理を実施する。

(ｲ)　関係機関は、所属船舶をもって海上保安部の行う海上警戒に協力する。

(ｳ)　災害規模が広範囲にわたる場合は、航空機による警戒を実施する。。

イ　沿岸警戒

油流出による災害が沿岸海域に波及するおそれがある場合は、関係防災機関は、必要に応じ当該地域における現場警戒に従事し、次の措置を実施する。

(ｱ)　市においては、火気使用の制限、禁止等自衛措置の指示勧告

(ｲ)　警察においては、交通制限及び禁止

ウ　油流出の処理等

防災関係機関は、相互に協力して次の作業を実施する。

(ｱ)　人命の救助・救護、消火作業

(ｲ)　油流出の処理作業（オイルフェンス張、油処理剤散布、焼却作業等）

エ　船舶その他、必要資材及び機材等の緊急調達

防災関係機関の船舶、航空機及びその保有資材のみで迅速かつ効果的な防災活動が実施できないときは、関係機関が協議して総合的応急対策の実施計画を策定し、緊急調達を行う。

(3)　費用

油流出事故対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理し得るものは同法により、その他のものについては、事故原因者と応急対策実施機関が協議し負担を決定する。

第８章　危険物等災害対策

危険物等災害に対して、市及び防災関係機関が実施する予防及び応急対策について定める。
※この計画において危険物等の定義を次のとおりとする。

危険物	消防法第２条第７項に規定されているもの
高圧ガス	高圧ガス保安法第２条に規定されているもの
火薬類	火薬取締法第２条に規定されているもの
毒物・劇物	毒物及び劇物取締法第２条に規定されているもの

１　危険物対策

市及び消防本部は、危険物による災害の発生を防止するために、関係機関と連携して、保安体制の強化や施設の適正な維持管理等を図るとともに、保安教育及び訓練の徹底等を図る。
また、災害発生時の応急対策について定める。

(1)　規　制

ア　危険物施設に対する立入検査及び保安検査を実施し、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。

イ　危険物施設内の危険物取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格をもった者の立ち会いを徹底させる。

ウ　県警察と連携して、危険物運搬車両の一斉取締りを実施する。

(2)　指　導

ア　予防規程の策定を指導する。

イ　危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。

ウ　危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。

エ　災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。

(3)　自主保安体制の確立

ア　大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。

イ　危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。

ウ　危険物に応じた消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄について指導する。

エ　緊急時の情報連絡を密にするため、無線設備、重要電話回線、その他の方法による緊急連絡体制の整備、手段の確保を指導する。

(4)　啓　発

県は、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者の有資格者に対し、取扱作業の保安に関する講習会、研修会を実施している。市は、これに基づき危険物取扱者の資質の向上、保安意識の高揚を促す。

(5)　危険物災害応急対策

ア　市・消防本部

(ｱ)　関係機関と密接な連携を図り、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を行う。

(ｲ)　施設管理者と密接な連携を図り、災害の拡大防止を図るため、自衛消防隊組織による災害状況把握と安全措置を指導するとともに、消火、救出、医療・救護活動、警戒区域の設定、避難、広報等の必要な応急対策を実施する。

イ　施設管理者

(ｱ)　市及び消防本部に被害状況、応急対策活動、対策本部設置状況等を報告する。

(ｲ)　速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立等、災害の拡大防止のための必要な措置を行う。

(ｳ)　消防本部の到着に際しての車両誘導、爆発、引火、有毒性物品の品名、数量、保管場所等の報告を行う。

(ｴ)　大量の危険物が河川、海等に流出した場合は、必要な資機材を用い、危険物の拡散防止等の流出を最小限に抑える措置を講ずる。

［資料編　南国市危険物施設］

2　高圧ガス対策

(1)　予防対策

市は、関係機関の協力を得て、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図り、高圧ガスによる事故の防止に努める。

(2)　応急対策

ア　市

施設管理者との連携を図り、災害の拡大防止を図るため、消火活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の必要な応急対策を実施する。

イ　ガス施設管理者

(ｱ)　市に被害状況、応急対策活動、対策本部設置状況等を報告する。

(ｲ)　速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立等、災害の拡大防止のための必要な措置を行う。

(ｳ)　消防本部の到着に際しての車両誘導等を行うとともに施設等の状況について報告し、消防本部の指示に従い防災活動を実施する。

3　火薬類対策

(1)　予防対策

市は、警察と連携して、盗難防止対策を含め、火薬類取締法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、保安検査、立入検査に伴う指導・措置の実施や、火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

(2)　応急対策

ア　市

施設管理者と密接な連携を図り、災害の拡大防止を図るため消火活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の必要な応急対策を実施する。

イ　施設管理者

(ｱ)　市に被害状況、応急対策活動、対策本部設置状況等を報告する。

(ｲ)　速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立等、災害の拡大防止のための必要な措置を行う。

4　毒物・劇物対策

(1)　予防対策

市は、関係機関の協力を得て、毒物及び劇物等の危害防止体制及び危害防止意識の高揚を図る。

(2)　応急対策

ア　市

市は、施設管理者との連携を図り、災害の拡大防止を図るため消火活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の必要な応急対策を実施する。

イ　施設管理者

(ｱ)　市に被害状況、応急対策活動、対策本部設置状況等を報告する。

(ｲ)　速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立等、災害の拡大防止のための必要な措置を行う。

(ｳ)　毒物・劇物等を安全な場所に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ見張人をつけ、安全な防火の措置を講ずる。

5　住民の安全確保のための体制整備

(1)　事業者は、危険物の防除方法など必要な情報を、あらかじめ市に提供する。

(2)　市は、地域の防災的見地から危険物等災害にかかる調査を行い、危険物の防除方法や災害発生時にとるべき行動などの防災知識を地域の住民に普及させる。県は、市の行う調査に協力する。

(3)　市は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発を図る。

(4)　市は、地域住民の避難誘導計画を策定するとともに、防災関係機関、事業者及び住民と連携した避難訓練を実施する。

(5)　事業者は、災害発生時に地域住民に提供すべき情報についてあらかじめ整理しておき、災害発生後は、迅速に市等関係機関に情報提供するものとする。

第９章　不発弾等処理対策

関係者の証言や記録等の調査により、不発弾の埋没が予想され、具体的な発掘工事が予定される場合の発掘手順を定めるとともに、発掘された不発弾等並びに工事現場などから偶発的に発見された不発弾等に関する処理対策を定める。

［資料編　不発弾等発掘手順］

１　埋没不発弾等の確認

(1)　相談の窓口及び連絡

ア　住民等届出者からの不発弾の埋没情報などに関する相談窓口は、原則として市危機管理課とする。

イ　相談を受けた市危機管理課は、高知県危機管理部危機管理・防災課及び所轄警察署に連絡する。

連絡窓口

高知県危機管理部危機管理・防災課　　ＴＥＬ 823-9696

南国警察署　　ＴＥＬ 863-0110

(2)　埋没不発弾等の情報収集等

ア　市長は、住民等の届出者からの具体的な相談を受けた場合、次の内容について情報収集し、又は記録に基づく史実等の調査を行う。

主な収集情報

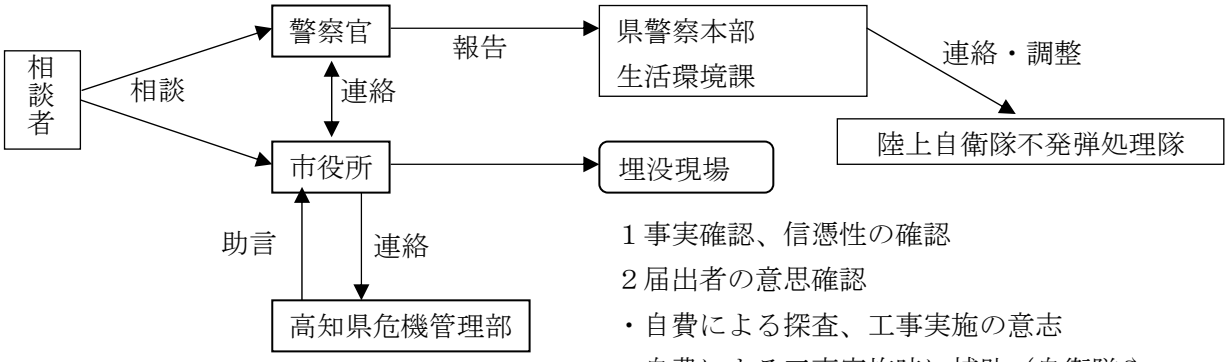
１．空襲（艦砲射撃）の年月日
２．推定埋没位置
３．空襲時（艦砲射撃）の目撃状況
４．推定埋没位置の現在の状況
５．他の目撃者の状況
６．土地所有者の確認
７．その他必要な情報

主な史実等の調査

１．情報提供場所周辺の住民聞き取り調査
２．地史資料等の活用による事実関係調査
３．過去の不発弾発見情報調査（爆撃機移動参考基準として周辺５㎞程度）
４．旧軍の陣地・施設の情報調査

イ　市長は調査及び報告に基づき、埋没の可能性が高まれば、不発弾の発掘の実施を決定する。

埋没が予測される不発弾等相談時対応フロー図



1 事実確認、信憑性の確認
2 届出者の意思確認
・自費による探査、工事実施の意志
・自費による工事実施時に補助（自衛隊や警察の立会い等）を求める意志など

2　埋没不発弾等の発掘事前準備

事実確認等により不発弾等の埋没が確認され、本市による発掘の実施が決定された場合、以下により発掘に伴う事前準備を行う。

(1)　発掘日程等の作成

本市による発掘の実施が決定された後の、具体的な発掘日程については、資料 5-4 偶発的不発弾等の発掘及び処理日程による。

［資料編　偶発的不発弾等の発掘及び処理日程］

(2)　交付金の申請

「不発弾等交付金交付要綱」に基づき高知県（危機管理部危機管理・防災課）を通じて内閣府に交付申請を行う。

（参　照）　昭和 48 年 10 月 30 日総管第 524 号の 2 都道府県知事あて総理府総務副長官通達

(3)　事前調整会議

市長は、不発弾の探査終了後、おおむね次の内容を協議するため、本市関係課及び自衛隊、県警察、交通機関等の関係機関による事前調整会議を開催する。

事前調整事項

- 各機関相互の発掘方針等の調整
- 各部・班の所掌事務に応じた役割分担の調整
- 発掘当日の行動等についての調整

(4)　発掘計画の策定等

事前調整を踏まえ、不発弾等の発掘に際し、本市関係課及び関係機関は、各部・班の所掌事務に応じて、次による発掘計画を策定する。

発掘計画項目

- 工事計画
- 発掘に伴う構造物の移転計画
- 交通機関の運行計画
- 交通規制計画
- 広報計画
- 警備計画
- 警戒区域設定と避難計画
- 救急・救護計画
- 発掘日までの保安計画
- その他必要な各機関別の行動計画

(5) 地元説明

市危機管理課は、事前調整会議を踏まえ発掘計画に基づき地元説明を行う。

3 埋没不発弾等の発掘

市は発掘計画に基づき、確認された不発弾等の埋没予測地点において発掘を行う。

発掘に当たり住民避難・交通規制等の判断には、自衛隊等専門家の意見収集分析が必要であり、状況に応じて市から自衛隊へ相談を行い、必要に応じて立会を要請する。

【自衛隊の相談・要請先】

陸上自衛隊 14 旅団司令４部　ＴＥＬ 0877-62-2311

4 埋没不発弾等の処理

発掘後の処理については、以下に定める「偶発的発見不発弾」等の処理対策に準ずる。

5 「偶発的発見不発弾」等の処理対策

工事現場などにおいて、偶発的に発見された不発弾等の処理対策について、次に定める。

(1) 連絡の窓口等

ア 工事現場などから偶発的に発見された不発弾の処理作業に関する対応については、市危機管理課を窓口とする。

イ 相談を受けた市危機管理課は、高知県危機管理部危機管理・防災課及び所轄警察署に連絡する。

通報伝達先

高知県危機管理部危機管理・防災課　ＴＥＬ 823-9696

南国警察署　　ＴＥＬ 863-0110

(2) 処理対応

不発弾等処理の対応については、不発弾等そのものの除去と処理は、国（自衛隊）の責務によって実施されるが、処理にいたるまでの発掘等の埋没地の掘削、周辺構築物の除去、保護、住民の安全対策等の対応については、一般的に市の責務とされている。

本市による発掘後の不発弾等若しくは偶発的に発見された不発弾等の処理については、県警察立会のもと自衛隊が行う。

ただし、処理作業に伴い爆発のおそれがあり、住民避難等の対応が必要な場合については、自衛隊と本市との役割分担を事前に確認するため、両者との間で協定を締結する。

ア　不発弾処理要請

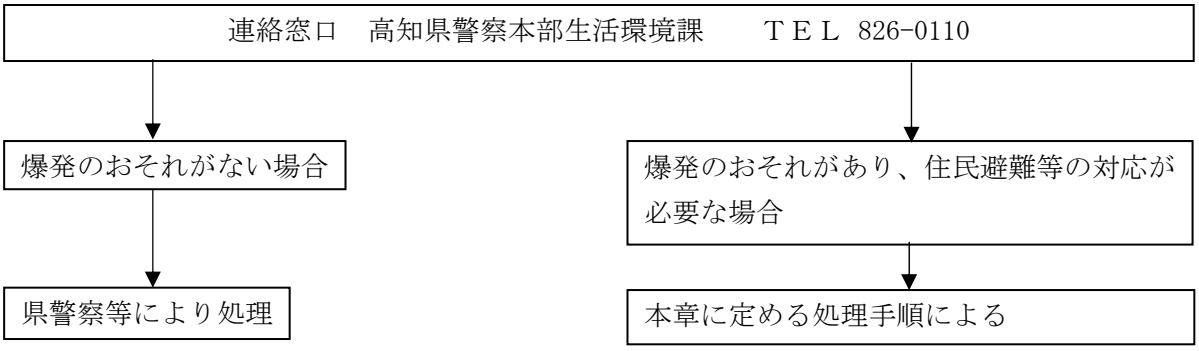
高知県警察本部長が自衛隊に不発弾処理要請を実施する。

イ　関係課調整会議及び不発弾処理調整会議

市長は、爆発のおそれがあり処理を必要とする場合、必要に応じ処理用防護工事等を行うため、関係課と調整会議を行う。

また、関係課調整会議を踏まえ、本市関係課及び自衛隊、県警察、交通機関等の関係機関による不発弾処理調整会議を開催する。

不発弾等の処理



ウ　自衛隊との協定締結等

不発弾処理調整会議を踏まえ、不発弾等の処理に当たって、本市と自衛隊において取り結ぶ主な協定内容は以下のとおりである。

協定の内容

1　自衛隊が実施する作業の範囲（不発弾等の信管除去及び運搬等）

2　本市が行う安全管理の対応処理作業に伴い実施する住民退去等

3　不発弾等処理を実施する期間等

4　その他処理に際して必要な事項

（参　照）　昭和 33 年７月４日付４省庁事務次官通達の概要（防衛・警察・自治・通産）

・不発弾の処理は、自衛隊が実施する。

・県警察は、不発弾を発見し、又は発見の届出を受けたときは、自衛隊に処理を要請し、処理完了までの間、公共の安全のために必要な警戒措置をとる。

・不発弾の処理に関しては、公共の安全を図る見地から、自衛隊及び都道府県の関係機関は相互協力する。

6　南国市災害対策本部の設置

(1)　市長を災害対策本部長とし、不発弾等処理に伴う住民対応を始めとする諸活動を円滑に実施するため、災害対策本部を設置する。

(2)　災害対策本部は、処理当日に設置し、自衛隊による不発弾の信管処理が無事終了し、安全が確認されたときに解散する。

7　警戒区域の設定

市長は不発弾等処理に伴い、住民等の生命と安全を確保するため、災害対策基本法第 63 条に基づく「警戒区域」を設定し、不発弾等処理対策に従事する者以外の者及び車両等に対して立入の禁止と退去を命ずる。

8　避難等の実施

市長は、事前に策定した避難計画に基づき、次により住民等を避難させる。

実施事項

(1)　避難誘導係の配置

(2)　住民等に対する避難広報の実施

(3)　避難所の開設と運営

9　情報の受伝達

市長は、必要な情報の収集に努めるとともに、関係機関へこれらの情報を伝達する。

受伝達事項

(1)　不発弾等の処理作業の進行状況

(2)　避難所における避難者の状況

(3)　交通機関停止及び道路交通規制等の状況

(4)　駅等における乗客等の滞留状況

(5)　その他必要な情報

10　報道対応等

市長は、取材報道機関に対し、随時状況を説明する。

11　その他の連絡調整

国土交通省大阪航空局高知空港事務所長に対し、各航空会社及び航空機所有者等の飛行について安全対策上の措置を依頼する。

なお、危険空域は、不発弾処理現場の中心から、爆発想定規模に応じ設定される。

第 10 章　原子力事故災害対策

本章における原子力事故災害対策は、愛媛県に所在する「伊方発電所」での事故を対象とした高知県（以下、「県」という。）の対策において本市が実施するべき予防対策、応急対策及び復旧対策について必要な措置を定める。他の原子力事故の発生により、本市への影響があると予測される場合には、本章を準用して対応する。

第１節　予防対策

１　情報連絡体制等の整備

市は、国、県、関係市町村、原子力事業者、愛媛県及びその他防災関係機関との間で原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、以下の事項について体制を整備する。

(1)　県との連携

市は、原子力事故災害に対し万全を期すため、県との連携を密にし、県と国、関係市町村、原子力事業者、愛媛県及びその他防災関係機関との間における情報の収集・連絡体制の整備・充実を図る。

(2)　異常事態発生時の情報収集

市は、事故・異常発生時には県を通じてその情報を入手する。

２　住民等への情報伝達体制の整備

市は原子力事故災害の正確な情報を住民に対して確実かつ速やかに伝達できるよう、広報体制の整備を図る。

３　安定ヨウ素剤の備蓄及び管理体制

市は、県及び他市町村との協力、連携体制の整備を図る。

県においては、安定ヨウ素剤の服用方針等について定めるとともに、市町村と協議の上、安定ヨウ素剤の備蓄及び管理方法を定めるとしている。

４　モニタリング体制

市は、県との協力、連携に努める。

県においては、原子力事故災害発生時における放射性物質又は放射線の放出による県内の環境への影響を評価するため、平常時から必要な環境放射線モニタリングを実施し、原子力事故災害時に用いる比較データの収集に努める。また、原子力事故災害時における緊急時のモニタリング実施体制を整備する。

５　農林水産物・食品等の安全性を確保する体制整備

市は、以下について、県との協力、連携を図る。

(1)　検査体制

県においては、放射性物質にかかる検査機器の整備を行い、スクリーニング等の検査方法、検査体制を確立する。

原子力事故災害が発生した場合、検査対象品目を選定できるよう整理するとともに、流通に関する実態把握に努める。

(2)　連絡体制

県においては、県内産品の安全宣言、又は出荷制限や自主回収など、注意喚起や情報提供を迅速に行うため、関係機関との連絡体制を整備する。

6　緊急時の医療体制の整備

県においては、住民が万が一被ばくした場合に備え、初期被ばく医療を中心とする体制を整備するとともに、医療機関における放射線の基礎知識や、除染等の放射線防護にかかる技術等の取得に努めるよう関係機関に要請するとともに、発生時に迅速な対応がとれるよう、医療機関との連携を図る。

7　広域的な避難対策の整備

市は、県及び他市町村と協力、連携して、他県からの避難者を想定し、一時的に受け入れる避難所及び長期的に受入れ可能な避難所についてあらかじめ選定しておく。

8　緊急輸送活動等の整備

市は、住民の避難にかかる人員の搬送や物資の輸送、さらに避難誘導や緊急輸送路の確保等が必要となる場合に備え、県を始めとして消防機関、警察、自衛隊、海上保安部、トラック協会やバス協会など防災関係機関との連携を図る。

9　県内産品の保護と観光対策の整備

(1)　出荷の自粛、規制等を行うため検査対象品等の調整

市は、県との協力、連携を図る。

県においては、県内産品に対する速やかな安全宣言又は基準値を超えた場合の出荷の自粛、規制等を行うため検査対象品目をあらかじめ整理するとともに、関係機関との連絡体制を整備する。

(2)　放射性物資の測定

市は、各観光施設において、原子力事故災害発生時に周辺の空間放射線量率など関連する放射性物資にかかる測定結果を把握し、インターネット等で広く発信する広報手段を整備する。

第２節　応急対策

１　原子力事業者からの通報連絡

(1)　特定事象の通報

原子力事業者は、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第 10 条に規定する特定事象を把握した場合には、愛媛県へ通報すると同時に県へ通報する。

市は、県を通じて情報の入手に努める。

(2)　定期的な連絡

市は、県を通じて情報の入手に努める。

原子力事業者は、特定事象の発生後、事態が終息するまでの間、愛媛県に対して行う定期的な連絡は、高知県に対しても同時に行う。

２　県における情報収集

市は、以下において得られた情報の入手に努める。

(1)　情報連絡要員の派遣

県においては、原災法第 10 条による特定事象の発生があり、愛媛県で災害対策本部が設置された場合、情報連絡要員を愛媛県の災害対策本部等に派遣し、現地の情報収集に当たるとともに、愛媛県との調整を行う。

(2)　国の職員や専門家等の派遣要請

県においては、原子力緊急事態に伴い、県だけで対応することが困難と認められるときは、国に対して、職員や専門家の派遣、また、原子力事業者に対して専門職員の派遣を要請する。

３　情報伝達

(1)　住民への情報伝達

市は、住民に対して、防災行政無線、広報車等のあらゆる情報伝達手段を活用して、原子力事故災害に関する状況や屋内退避等の指示など、必要に応じて、速やかに伝達する。

(2)　災害時要援護者への情報伝達

市は、原子力災害の特殊性を考慮し、災害時要援護者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速に伝達されるよう、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

(3)　防災関係機関等への連絡

市は、把握した情報を、関係する防災関係機関等に対して速やかに連絡し、必要に応じて応急対策活動への協力を要請する。

4　防護活動

(1)　屋内退避と避難

県においては、国の指示を受け、又は事故の状況や放射性物質の拡散予測等を踏まえ、独自の判断により必要と認めた場合には、住民への屋内退避等の指示を行うよう、市に対して要請する。

市は、要請があった場合、屋内退避や避難を要する区域の決定や避難先、その他必要事項について県と調整を行い、住民への屋内退避等の指示を行う。

(2)　安定ヨウ素剤の配布と服用

市は、県の住民への安定ヨウ素剤の配布、服用の指示の実施について協力して行う。

(3)　防災関係機関との協力

市は、県及び他市町村と連携し、住民の避難や物資の搬送等、応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、防災関係機関との調整を図る。

(4)　災害時要援護者への配慮

市は、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人、その他災害時要援護者について十分配慮した応急対策活動の実施に努める。

5　緊急時のモニタリングの実施

県においては、県内の放射性物質の拡散状況を把握するため、緊急時のモニタリングを実施し、空間放射線量率等の測定を行う。また、必要に応じて、海上や上空のモニタリングや測定機器の調達などの支援を国に求める。

市は、県からの情報の入手に努めるとともに、応急対策の実施について県の指示、支援を求めるものとする。

6　住民の健康対策

(1)　農林水産物や飲食物等の検査と摂取制限

県においては、農林水産物や飲食物等について、検査対象品目の選定を行い、検査機関との調整の上、検査を実施する。検査結果は速やかに公表し、関係機関への情報提供を行う。また、検査結果が厚生労働省の定める基準値を超え、又は超えるおそれがある場合には、農林水産物の採取・出荷制限や飲食物等の摂取制限を行う。

市は、県との協力、連携を図る。

(2)　医療体制の確立

県においては、医療機関と連携し、必要に応じて住民のスクリーニング、被ばく線量の測定及び除染等を実施する。また、県内及び県外の被ばく患者を受入れ可能な初期被ばく医療機関を選定し、必要な治療若しくは第２次、第３次被ばく医療機関への速やかな搬送を行う。

市は、県との協力、連携を図る。

(3)　相談専用窓口の設置

県においては、県民からの相談、問合せに対応するため、相談専用窓口を設ける。

市への相談や問合わせも想定されるため、市は、県と連絡を密にして情報の一元化を図る。

7　広域的な避難対策と支援要請

(1)　県外への避難と支援要請

県においては、避難を要する住民が多数となり、県外への避難が必要となった場合、又はその他支援が必要となった場合、災害時応援協定を締結している他県等に支援要請を行う。

(2)　他県からの避難者の受入れ

他県から避難者受入れの要請があった場合、県及び市は、調整の上、避難所の開設又は避難者用住宅の提供を行う。

(3)　生活支援と情報提供

市は、住居や生活、医療、教育、介護など避難者の多様なニーズを把握するように努め、県及び他市町村と調整の上必要な支援を行う。

8　広報活動

県においては、事故の現状や今後の予測、県の応急対策、住民のとるべき措置及びその他必要事項について、ホームページへの掲示やその他の情報伝達手段を活用するとともに、報道機関への情報提供をその都度速やかに行い、広く県民に向けての広報活動を行う。

市は、住民等に対する広報を迅速かつ的確に行うよう、広報に当たっては窓口を一元化して情報の不統一を避けるとともに、情報入手から広報活動への円滑な実施に努める。

9　緊急輸送活動

県においては、消防機関、警察、自衛隊、海上保安部、トラック協会やバス協会など防災関係機関等に対し、必要に応じて、人員や物資の搬送、避難誘導や緊急輸送路の確保等について支援を要請する。

市は、県と協力、連携を図る。

10　県内産品の検査と観光対策

(1)　県内産品の検査実施

県においては、調査機関と調整の上、あらかじめ整理した県内産品の検査を実施する。検査結果はすべて、市町村や各関係機関へ積極的に伝達するとともに、速やかに公表する。

検査品目の結果が基準値を超過した場合、速やかに公表するとともに、国や市町村及び各関係機関との協力のもと、迅速に出荷の自粛及び規制を行い、適正な流通を確保する。

市は、県を通じて必要な情報収集に努め、適切な対応に努める。

(2)　観光対策

県においては、大気、土壌、飲料水、農林水産物及び食品等に関する放射性物質又は放射線の測定を行う。

県及び市は、測定結果について、速やかにかつ分かりやすい形で、ホームページ等さまざまな広報媒体、報道機関を通じて公表する。

避難等により、観光施設を閉鎖する場合であっても、継続的な情報発信による広報活動を行う。

第３節　復旧対策

１　緊急時のモニタリングの継続

県においては、放射性物質又は放射線の放出が減少若しくは終息したと認められるときは、周辺環境に対する全般的な評価等を行うためのモニタリングを実施し、空間放射線量率が平常時の状態に戻るまで継続する。

実施する項目は、県内の原子力事故災害による放射性物質又は放射線に関する各種数値について評価等を行い、住民等の健康対策や除染等の活動に資するためのデータを収集する。

市は、それらの情報を収集し住民等に周知するものとする。

２　住民等の健康対策

(1)　相談専用窓口の継続

県内の空間放射線量率が平常時より高い場合、県においては、相談専用窓口の運用を継続する。

市においても、県と連絡を密にして協力、連携体制を継続する。

(2)　健康相談と健康影響調査等の実施

県においては、住民等の健康に対する不安を払拭するとともに、メンタルヘルスケアの必要性も考慮し、対象とする地域を選定して、市町村及び医療機関を始めとする関係機関と協力して、地域の住民等を対象とする健康相談を実施する。また、事故の発生により、住民等への健康影響調査が必要と認められる場合には、速やかに対象となる地域の住民等への健康影響調査を実施する。

市は、県と連絡を密にして協力、連携体制を整備するものとする。

３　放射性物質による汚染の除去

(1)　国との連携と専門家等の派遣要請

県においては、住民の健康対策や除染活動等の復旧対策を行う上で、国との連携を密にし、必要な助言、指導等を求める。

長期的な防護措置が必要となる場合、専門家による知見を交えた復旧計画の策定、さらには県と国の方針の調整等のため、必要に応じて、国の職員や専門家の派遣の要請を行う。

(2)　除染及び汚染廃棄物の処理

県においては、国が示す除染基準や、放射性物質により汚染された廃棄物の処理方針に沿って、国や市町村と協力し、必要な除染作業や汚染廃棄物の処理を行う。

汚染廃棄物の処理については、必要に応じて、国、市町村、他の都道府県及び防災関係機関等に対して支援を要請する。

市は、県との連絡を密にして協力、連携体制を整備するものとする。

4　広域的な避難対策と支援

(1)　他市町村への支援

市は、他市町村への支援に関し、必要な物資の提供、避難者の受入れ、避難者の搬送や物資の輸送にかかる移動手段の提供、職員の派遣等、必要な支援を継続する。

(2)　避難者への支援

市は、県及び他市町村と協力して、市町村域を越えた避難者及び県外からの避難者について、健康調査やメンタルヘルスケア及び生活上の困難等について、継続的に聞き取り調査等を行い、必要な支援を行う。

県外への避難者に対しては、県を通じて、困り事や要望等を把握し、必要な支援を継続する。

(3)　避難の解除

県においては、拡散した放射性物質による積算線量や空間放射線量率、除染活動の実施状況等を踏まえ、国と協議、調整の上、避難対象となった地区の市町村に対して、避難の解除を要請し、市町村は避難の解除を行う。

市は、県の要請を受けて避難の解除を行う。

5　風評被害への対策

(1)　県内産品の検査継続と安全宣言

県においては、県内産品についての検査を継続するとともに、安全性の確認された品目については、関係機関と協力の上、県内外においてキャンペーンやイベントを企画するなど、本県産品の適正な流通促進に努める。

市は、県を通じて必要な情報収集に努め、適切な対応に努める。

(2)　観光客の誘致と安全宣言

県においては、観光施設における放射性物質にかかる測定を継続するとともに、安全性を確認した場合には、県のホームページ等さまざまな広報媒体や報道機関を通じて「安全宣言」を行い、積極的な情報発信に努める。

観光客の誘致促進を図るため、キャンペーンやイベントの企画に取り組み、本県の安全性を積極的にＰＲするなどの対策を講じる。

市は、県を通じて必要な情報収集に努め、適切な対応に努める。

第 11 章　その他の災害対策

1　健康危機

(1)　食中毒や感染症、飲料水、有害物質等の原因により住民の健康被害が発生した場合は、「高知県健康危機管理マニュアル」を準用し、県と連携した対策を実施する。

(2)　健康被害の規模が大きく、市長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置し、関係機関と連携して総合的な対策を実施する。

2　予期しない原因による災害

予期しない原因により甚大な被害が発生し、又は発生のおそれがある場合、市長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置し、関係機関と連携して総合的な対策を実施する。